

平成26年度第2回 機械振興補助事業審査・評価委員会

1. 開催日時 平成26年7月11日（金） 午後3時～午後5時
2. 開催場所 公益財団法人JKA 4A・B会議室
3. 議 題
 - (1) 平成27年度補助方針（案）について
 - (2) その他
4. 補助事業者プレゼンテーション
（一社）日本教育情報化振興会

<資料>

- | | |
|-------|----------------------------|
| 資料1 | 平成27年度補助方針（案） |
| 資料2 | 平成27年度補助方針（案）新旧対照表 |
| 資料3 | 平成27年度補助事業の補助方針の見直しについて（案） |
| 資料3-1 | 平成27年度補助方針検討結果（機械工業振興補助事業） |
| 資料3-2 | 平成27年度補助方針検討結果（公益事業振興補助事業） |
| 参考資料 | 平成27年度補助事業の考え方について |
| 別冊 | プレゼンテーション資料 |

平成26年度機械振興補助事業審査・評価委員会
委員名簿

委員長	おおやまながあき 大山永昭	東京工業大学 像情報工学研究所 教授
委員長代理	かねこ つとむ 金子 聰	東京理科大学 理学部 名誉教授
委員	おか としこ 岡 俊子	株式会社マーバルパートナーズ 代表取締役社長
委員	かもしだ あきら 鴨志田 晃	横浜市立大学学術院 国際総合科学群人文社会科学系列 教授
委員	かわた さとし 河田 聡	大阪大学大学院 工学研究科 教授
委員	こだて かしこ 小館 香椎子	日本女子大学 名誉教授
委員	しま ひろし 島 裕	日本政策投資銀行 企業金融第1部 担当部長 技術事業化支援センター長
委員	たかちほ やすなが 高千穂 安長	上級評価士
委員	なかはら ひでき 中原 秀樹	東京都市大学大学院 環境情報学研究科 教授
委員	のさかまさ いち 野坂 雅一	読売新聞東京本社 論説副委員長
委員	ふじもと ひろし 藤本 浩志	早稲田大学 人間科学学術院 教授
委員	まるやま てつろう 丸山 哲朗	パナソニックサイクルテック株式会社 代表取締役社長
委員	よしおか しのぶ 吉岡 忍	作家
委員	わた なべ ひろし 渡辺 博	株式会社国際開発センター 主任研究員

(五十音順・敬称略)

平成27年度 補助方針(案)

公益財団法人 J K A

目 次

平成27年度 補助方針	1
1. 補助事業の基本方針	1
2. 補助方針の位置づけ	1
3. 補助事業の概要	2
4. 補助事業の補助率・上限金額	3
5. 補助事業の手続き	4
6. 補助の対象者	5
7. 補助の対象外となる者	5
8. 補助の対象となる経費	6
9. 申請方法	6
10. インターネット申請期間	6
11. 要望書類提出先及び問い合わせ先	6
12. 審査	7
13. 審査の基準	7
14. 採否の通知	7
15. 補助事業の実施期間	7
16. 補助事業である旨の表示	8
17. 補助事業の実施内容及び成果の公表	8
18. 補助事業の評価	8
19. 情報公開の実施	8
20. 説明会の実施	8
別添1 機械 補助の対象となる事業について	9
別添2 公益 補助の対象となる事業について	11
別添3 機械 補助事業の事業経費の基準	15
別添4 公益 補助事業の事業経費の基準	20
別添5 機械 公益 平成27年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項	32

平成27年度 補助方針

1. 補助事業の基本方針

本財団は、自転車競技法に基づく競輪振興法人、小型自動車競走法に基づくオートレース振興法人として、競輪・オートレースの収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行する競輪・オートレースの売上げの一部により、機械工業振興と公益事業振興に対する補助を行います。

平成27年度の補助事業にあたっては、機械工業振興、公益事業振興のそれぞれの分野において、これまで取組んできた補助事業の成果・効果を踏まえ、「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、さまざまな社会的課題を解決するため、「将来の社会的ニーズの先駆的な取組み」「新たな社会的課題に挑戦する取組み」を積極的に支援します。

2. 補助方針の位置づけ

補助事業は、自転車競技法・小型自動車競走法及び本財団が定める関連規程^{注1}・関連要領^{注2}に基づき実施されます。また、平成27年度補助事業について、本補助方針のとおり方針等を定めます。

	機械工業振興補助事業 の実施	公益事業振興補助事業 の実施
自転車競技法	第24条第5号	第24条第6号
小型自動車競走法	第28条第5号	第28条第6号
JK A 制定	関連規程 ^{注1} ①-1 機振規程 ①-2 補助細則	関連規程 ^{注1} ②-1 公益規程 ②-2 補助細則
	補助方針	
	①-3 関連要領 ^{注2}	②-3 関連要領 ^{注2}

注1：関連規程とは、以下を指します。

- ①-1 「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」及び「小型自動車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」(両規程を総称して以下「機振規程」という。)
- ①-2 「自転車等機械工業振興事業に関する補助細則」及び「小型自動車等機械工業振興事業に関する補助細則」
- ②-1 「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」及び「オートレース公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」(両規程を総称して以下「公益規程」という。)
- ②-2 「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則」及び「オートレース公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則」

注2：関連要領とは、以下を指します。

- ①-3 「機械工業振興補助事業の交付要望書作成の手引き」並びに「機械工業振興補助事業実施に関する事務手続要領」
- ②-3 「公益事業振興補助事業の交付要望書作成の手引き」並びに「公益事業振興補助事業実施に関する事務手続要領」

3. 補助事業の概要

補助事業は、「機械工業振興補助事業」と「公益事業振興補助事業」に分かれています。



4. 補助事業の補助率・上限金額

事業区分		対象事業の概要		※1 補助率	※2 上限金額	
機械工業振興補助事業 ※詳細は別添1を参照	振興事業補助	重点事業	「安全・安心」及び「生活の質の向上」に資する技術革新 自転車・モーターサイクルの技術革新	3/4	3,000万円	
			国際競争力強化に資する標準化、人材の育成・交流等 公設工業試験研究所等における機械設備拡充※3	2/3		
		一般事業	ものづくり支援 地域の中小機械工業の振興 省エネルギー等の環境 公設工業試験研究所等が主体的に取組む共同研究※3	1/2	3,000万円	
			100万円			
	研究補助	個別研究	—※4	300万円		
		若手研究	—※4	100万円		
	緊急的な対応を必要とする事業への支援				※5	※5,6
公益事業振興補助事業 ※詳細は別添2を参照	公益の増進	重点事業	自転車(強化指定選手遠征)	事業費	4/5	12,000万円
			自転車・モーターサイクル 社会環境 国際交流	事業費	2/3	5,000万円
				施設の建築※7	2/3	15,000万円
				施設の補修※8	2/3	3,000万円
	一般事業	スポーツ 医療・公衆衛生 文教・社会環境	事業費	1/2	5,000万円	
			施設の建築※7		5,000万円	
			医療機器の整備		1,500万円	
			検診車の整備		2,205万円	
	新世紀未来創造プロジェクト				—※4	100万円
	社会福祉の増進	児童 高齢者 障害者 地域共生型社会支援事業 幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備	事業費	3/4	5,000万円	
			施設の建築※7		8,000万円	
			福祉車両の整備		315万円	
			福祉機器の整備		750万円	
施設の補修※9			3,000万円			
東日本大震災復興支援事業				—※4	300万円	
非常災害の援護				—※4	※6	
緊急的な対応を必要とする事業への支援				※10	※6,10	

※1：補助率とは、補助対象経費のうち補助金額が占める割合を表します。

なお、補助対象経費の上限（補助金の「上限金額※2」÷補助率）を超える事業についても要望できます。（右図参照）

※2：上限金額とは、1事業当たりの補助金額の上限を表します。（右図参照）

・各事業経費毎に、補助対象経費算出のための基準単価が設定されている場合があります。

・補助率、基準単価は、事業の種類（施設、車両）により異なります。

※3：公設工業試験研究所等が複数の種類の事業（機械設備拡充・人材育成・共同研究）を実施する場合、それぞれの上限金額に関わらず、事業の合計額が3,000万円を超えないものとします。

※4：自己負担を伴わない補助事業であることを表します。

※5：補助率、上限金額は、「振興事業補助」の補助率、上限金額に準じます。

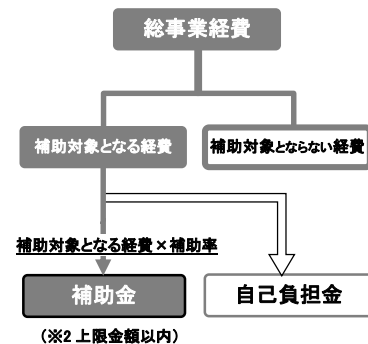
※6：平成27年度の予算で実施します。

※7：「施設の建築」の上限金額は、施設の種類により異なります。詳細は、巻末「別添4」をご参照ください。

※8：更生保護施設、自転車・モーターサイクル競技場及び自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設。

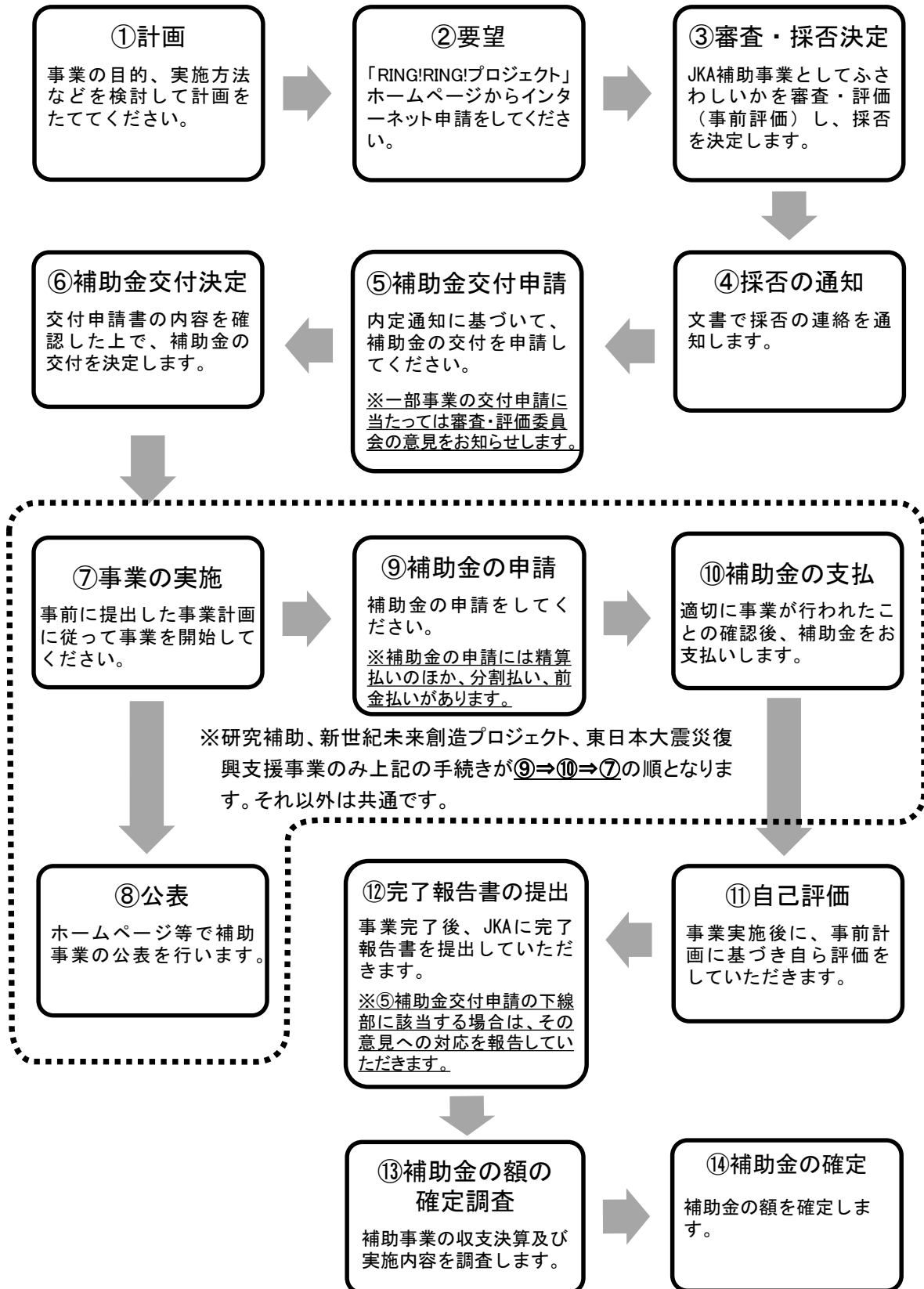
※9：社会福祉施設

※10：補助率、上限金額は、「公益の増進」、「社会福祉の増進」の補助率、上限金額に準じます。



5. 補助事業の手続き

補助事業の手続きは以下のとおりです。



6. 補助の対象者

(1) 機械工業振興補助事業

- ① 振興事業補助、緊急的な対応を必要とする事業への支援
財団法人・社団法人^{※1}、技術研究組合、特定非営利活動法人（NPO 法人）、その他
公共的な法人
- ② 研究補助
大学等研究機関^{※2}、特定非営利活動法人（NPO 法人）、技術研究組合で研究に従
事する研究者^{※3}

(2) 公益事業振興補助事業

- ① 公益の増進、社会福祉の増進、東日本大震災復興支援事業^{※3,4}、緊急的な対応を
必要とする事業への支援
特定非営利活動法人（NPO 法人）、財団法人・社団法人^{※1}、社会福祉法人、更生
保護法人、商工会及び商工会議所
- ② 新世紀未来創造プロジェクト
国公立・私立の小学校・中学校・高等学校、特定非営利活動法人（NPO 法人）
- ③ 非常災害の援護
上記①の法人及び特別の法律に基づいて設立された法人であって、以下の事業を
実施する者
 - ・災害救助のために救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与を行う者
 - ・災害救助、救援及び復旧、復興活動を行う者

※1 財団法人・社団法人とは、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、
公益社団法人を指します。

※2 大学等研究機関には大学（短期大学を含む）、大学共同利用機関法人、高等
専門学校が含まれます。

※3 申請者は研究者本人とし、申請に当たっては所属長の推薦が必要となります。
なお、東日本大震災復興支援事業に大学に所属する研究者（大学生・大学院
生は除く）が申請する場合も同様とします。

※4 東日本大震災復興支援事業については、上記①の法人のほか、大学に所属す
る研究者（大学生・大学院生は除く）も対象となります。

7. 補助の対象外となる者

- (1) 同一事業において国又は他の団体（他の公営競技や宝くじ、その他民間助成団体）
からの補助を受けている者
- (2) 建築、補修、検診車、福祉車両の整備は、直近2年間（平成25、26年度）に本
財団から補助を受けた法人（ただし、自転車・モーターサイクル競技施設は除く）
- (3) 研究補助は、平成26年度複数年研究の補助を受けた者

8. 補助の対象となる経費

補助事業を実施するために直接必要となる旅費、物件費、事業費

- (1) 機械工業振興補助事業については、別添3の「補助事業の事業経費の基準」(P. 15～19)をご参照ください。
- (2) 公益事業振興補助事業については、別添4の「補助事業の事業経費の基準」(P. 20～31)をご参照ください。

9. 申請方法

「RING!RING!プロジェクト」ホームページ <http://ringring-keirin.jp> における会員登録及びインターネット申請が必要となります。

※なお、別途要望書類の郵送が必要となります。

なお、非常災害の援護、緊急的な対応を必要とする事業への支援については、11.(2)の『お問い合わせフォーム』からお問い合わせください。

10. インターネット申請期間

補助事業により、インターネット申請期間が異なります。

- (1) 下記(2)及び(3)を除くすべての補助事業

平成26年8月1日(金)～9月26日(金) 17時

※会員登録は9月25日(木) 17時までに完了してください。

9月25日(木) 17時の時点で会員登録手続きが完了できていない場合、申請できません。

※なお、別途要望書類の郵送が必要となります。(要望書類の必着期限 10月3日(金) 17時)

- (2) 研究補助

平成26年11月10日(月)～11月21日(金) 17時

※会員登録は11月20日(木) 17時までに完了してください。

11月20日(木) 17時の時点で会員登録手続きが完了できていない場合、申請できません。

※なお、別途要望書類の郵送が必要となります。(要望書類の必着期限 11月28日(金) 17時)

- (3) 非常災害の援護、緊急的な対応を必要とする事業への支援

平成27年度内において随時受付けております。

(注：ただし、平成27年度内に着手する必要があります。)

11. 要望書類提出先及び問い合わせ先

- (1) 要望書類提出先

〒102-8011

東京都千代田区六番町4番地6 (英全ビル)

公益財団法人JKA

競輪・オートレース振興事業本部 補助事業部

(2) 問い合わせ先

「RING!RING!プロジェクト」ホームページ <http://ringring-keirin.jp> の『お問い合わせフォーム』からお問い合わせください。

1 2. 審査

- (1) 補助事業の選定については、外部委員から構成される補助事業審査・評価委員会（以下、「審査・評価委員会」という。）において審査し、補助事業の透明性を確保します。
- (2) 補助事業の公益性については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に準じて審査します。

1 3. 審査の基準

機振規程第3条及び第4条並びに公益規程第3条及び第4条の規定によるほか、以下の基準により審査します。特に、継続事業については、過年度の自己評価書を審査します。

(1) 組織の審査

- ① 組織の適格性
- ② 組織の事業遂行力
- ③ 自己評価の体制

(2) 要件審査

- ① 補助対象事業との適合性
- ② 公益性の確保
- ③ 複数年度事業
- ④ 広報計画

(3) 事業審査

- ① 社会的課題の把握と解決策の妥当性
- ② 事業目標の妥当性
- ③ 事業効果の妥当性
- ④ 事業の新規性（又は事業継続の妥当性）
- ⑤ 事業の発展性

1 4. 採否の通知

- (1) 文書をもって、採否をお知らせします。
- (2) 採否に関するお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

1 5. 補助事業の実施期間

平成27年4月1日以降に事業を開始し、平成28年3月31日までに完了することを原則とします。

16. 補助事業である旨の表示

補助事業を実施する場合には、補助事業である旨の表示を行うことを交付条件とします。

17. 補助事業の実施内容及び成果の公表

補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、実施内容及びその成果について、自らのホームページ（ブログ）、機関誌、広報誌等を通じ、十分なPRに努めるとともに、本財団が行う情報公開の取組みへの協力を交付条件とします。

※補助事業の成果物である報告書、研究論文、ポスター・定期刊行物、建築した施設や取得した物件の画像、その他補助事業者が本財団に提出する一切の資料（動画・写真を含むがそれに限られない）は、「RING!RING!プロジェクト」ホームページで公表します。その際、必要な範囲において、複製、公衆送信、素材の修正、改変、編集、見出しやキーワードを付加すること、及び、第三者の素材と一緒に編集することがありますことをご了承ください。

18. 補助事業の評価

補助事業者は、事業の実施前及び実施後に自らの実施する補助事業について自己評価を行い、本財団が定める様式によりその結果を提出してください。

また、必要に応じ、アンケート、ヒアリング、補助事業の成果に関する追跡調査及び自己評価書の再提出をお願いする場合があります。

提出された自己評価、アンケート、ヒアリング等をもとに、本財団は審査・評価委員会において補助事業の評価を実施し、「RING!RING!プロジェクト」ホームページにおいて公表します。

19. 情報公開の実施

補助事業者は、定款又は寄附行為、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び役員名簿の情報公開を行うことを交付条件とします。

20. 説明会の実施

- (1) 補助事業及び補助事業要望手続に関する説明会を開催します。詳細は「RING!RING!プロジェクト」ホームページでお知らせします。
- (2) その他要望に関するお問い合わせについては、11.(2)のお問い合わせ先までご連絡ください。

補助の対象となる事業について

I. 振興事業補助

1. 重点事業

(1) 「安全・安心」及び「生活の質の向上」に資する技術革新

「安全・安心」及び「生活の質の向上」に対する人々の関心が高まるなか、機械技術・機械工学を通じた、人命事故への取組みはもとより、健康・医療・介護・福祉分野における技術革新や IT 技術等の高度化による生活の質の向上に資する取組みを支援します。

①機械工業における安全・安心に資する取組みに関する事業

②健康・医療・介護・福祉分野における技術革新やものづくり・IT 技術等を用いて、生活の質の向上に資する取組み

(2) 自転車・モーターサイクルの技術革新

独創的な発想や新たな可能性を追求した次世代型自転車・モーターサイクルに関する事業

(3) 標準化の推進

国際競争力強化に資する国際標準化事業はもとより、同事業に関連する人材の育成・交流等に対しても支援を行います。

①機械工業の国際競争力強化に資する標準化の推進

②標準化の推進に関連する人材の育成・交流等に関する事業

(4) 公設工業試験研究所等（以下「公設試」という。）における機械設備拡充事業等

地域の中小企業が公設試の機器を積極的に有効活用し、ものづくり、新産業の創出及び産業の高付加価値化につながる事業を産業人材の育成等の観点からも支援していきます。

①公設試における機械設備拡充事業

②公設試における地域の特性を活かし、好循環につながる産業の創出・人材育成に資する事業

2. 一般事業

機械工業の振興に資する事業であって、重点事業以外の社会的課題を解決する以下の事業を支援していきます。

(1) 機械工業におけるものづくり支援に資する事業

- ・ 先端技術の開発
- ・ 知的財産の創出
- ・ 付加価値の向上、新規事業の創出、等

(2) 機械工業における地域の中小機械工業の振興に資する事業

- ・ 事業基盤強化

- ・新規事業の展開、等
- (3) 機械工業における省エネルギー等の環境分野の振興
 - ・省エネルギーの推進
 - ・3R（リデュース・リユース・リサイクル）への取組み
 - ・新エネルギーの開発
 - ・環境問題の解決に資する機械・製品の長寿命化、等
- (4) 公設試が主体的に取り組む研究を通し、新たな地域ものづくりや高付加価値等につながる事業など、地元企業、大学等と連携して行う共同研究（公設試が主体的に取り組む共同研究）

II. 研究補助

機械工業の振興に資する「独創的な研究の促進を通じた成果の社会還元」及び「若手研究者のキャリアアップによる人材育成」を支援します。なお、研究補助の要望にあたっては、2年間を限度として複数年度にわたる研究についての要望を受け付けます。

1. 対象となる事業

機械工業の振興に資する研究

2. 研究補助の種類

- (1) 大学等研究機関、特定非営利活動法人（NPO 法人）、技術研究組合で研究に従事する者による独創的な研究（以下「個別研究」という。）
- (2) 大学等研究機関、特定非営利活動法人（NPO 法人）、技術研究組合で研究に従事する若手研究者※による研究（以下「若手研究」という。）

※ 若手研究者とは研究に従事してから概ね15年以内にある者を指します。

III. 緊急的な対応を必要とする事業への支援

上記 I に該当する事業であって、社会的情勢の変化に対応する必要があり、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られないなど、緊急的な対応を必要とする事業を支援します（通称：緊急支援事業）。選定基準等については、別添 5 の「平成 27 年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項」（P. 32）をご参照ください。

なお、当該事業に関しては、予め「RING!RING!プロジェクト」ホームページ <http://ringring-keirin.jp> の『お問い合わせフォーム』からご連絡ください。

補助の対象となる事業について

I. 公益の増進

1. 重点事業

(1) 自転車・モーターサイクル

競技の普及促進及び競技施設の整備、自転車安全利用のための環境整備・普及啓発に資する事業を支援します。

- ①東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた自転車競技の競技力向上（強化指定選手遠征）に資する事業
- ②自転車競技・モーターサイクル競技の普及促進及び競技力の向上に資する事業
- ③自転車安全利用等、自転車と人にやさしい健康で安全な社会作りを推進する事業
- ④自転車競技施設・モーターサイクル競技施設の建築
- ⑤競輪・オートレースの補助事業により建築整備された施設の補修事業

(2) 社会環境

安全・安心な社会づくりを目指す活動や地域社会の安全・安心に資する活動を支援します。

- ①警察・消防活動に協力中の事故被害者に対する支援活動
- ②地域社会の安全・安心に資する活動
- ③更生保護施設の建築
- ④競輪・オートレースの補助事業により建築整備された更生保護施設の補修事業

(3) 国際交流

グローバル化への対応がより一層求められることから、学術・芸術・文化などにおける国際交流の推進及び国際的な舞台で活躍できる人材の育成に資する事業を支援します。

2. 一般事業

(1) スポーツ

競技力の向上のほか、「スポーツ基本法」の基本理念に則り、スポーツの推進に主体的に取り組む事業を支援します。

- ①国内スポーツ競技力向上のための事業
- ②全国的なスポーツ大会の開催
- ③国際相互理解の増進に資する事業
- ④スポーツ振興に関する調査研究、地域の相互連携及び地域間の交流等に資する事業、等

(2) 医療・公衆衛生

健康・医療に関する普及啓発事業、病気の早期発見及び予防に資する検診車整備事業、並びに難病及び希少難病に関する研究のための医療機器の整備に対する取り組みを支援します。

- ①健康や命を守る医療の活動
- ②難病及び希少難病に関する研究機器の整備（医療機器の整備）

③検診車の整備

(3) 文教・社会環境

伝統芸能・音楽・映画など学術・文化の振興、これらの振興を通して青少年の健全育成に資する事業並びに自転車活用による地域振興及び自転車駐輪場の整備、消費者の安全・安心な社会作りに資する活動など主体的に取り組む事業を支援します。

- ①親と子のふれあい交流活動
- ②地域に根ざした自然・文化・遊び体験活動
- ③学術・文化の振興のための活動
- ④青少年の健やかな成長を育む活動
- ⑤豊かな自然と動植物を大切にしている活動
- ⑥自転車・モーターサイクルの活用による地域振興、交通マナー啓発等の活動
- ⑦自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設の建築
- ⑧消費者にとって「安全・安心」な社会を創る活動、等

3. 新世紀未来創造プロジェクト

小学生・中学生・高校生を対象として、地域の『ひと・もの・こと』を活かした活動、自己表現力を高め、自立心を養う活動や社会福祉活動など、個性豊かな次代を担う青少年の育成に資する活動を支援します。

(1) 地域ふれあい交流活動

学校、クラス、クラブの生徒が中心となって、その地域住民などと交流し、相互に理解を深めるために取り組む活動

(2) 実践的研究を通じた人間力育成支援活動

学校、クラス、クラブの生徒が創造力、観察力、行動力を高めるため、独自の視点で新たな教育的価値、チャレンジ精神を創出する実践的・先駆的な研究に取り組む活動

(3) 社会福祉活動

子どもが参加・体験等を通じ、地域共生型社会の実現を目指す力を身につける社会福祉活動

II. 社会福祉の増進

福祉課題を地域で取り込んでいく活動や、医療、介護など様々な分野が連携できる取り組み、児童・高齢者・障害者を地域の中で結びつけ共生できる社会を目指す活動を支援します。

1. 児童

子どもの健やかな育成及び虐待からの子どもの保護活動などを通じて、子どもが幸せに暮らせるために日々取り組む活動を支援します。

また、虐待から子どもを守る施設及び児童福祉施設の建築について、その必要性に配慮しつつ支援を行います。

(1) 子どもが幸せに暮らせる社会を創る活動

- (2) 虐待から子どもを守る施設の建築
- (3) 児童福祉施設の建築

2. 高齢者

日ごろから、高齢者の社会参加や地域社会が高齢者を支える新たな仕組み作り、活動の普及等に取り組む事業を支援します。

- ・お年寄りが幸せに暮らせる社会を創る活動

3. 障害者

障害者の社会参加・自立を支援する活動及びその家族を支援する活動、障害者スポーツの振興等、障害者が地域で幸せに暮らせるために日々取り組む活動を支援します。

また、地域への移行に資する施設の建築について、その必要性に配慮しつつ支援を行います。

- (1) 障害のある人が幸せに暮らせる社会を創る活動
- (2) 障害者の地域活動のための施設の建築
- (3) 障害者のための施設の建築
- (4) 身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）を広める活動
- (5) 補助犬の繁殖・訓練・ケア施設の建築

4. 地域共生型社会支援事業

- ・児童、高齢者、障害者が相補的に関わることのできる地域共生型社会づくりを促進する活動

5. 幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備

施設利用者の活動や生活の質の向上に資する福祉車両の整備並びに施設に必要な福祉機器の整備等、地域に関わる活動及び幸せに暮らせる福祉社会を創る活動を支援します。

- (1) 福祉車両の整備
- (2) 福祉機器の整備
- (3) 幸せに暮らせる福祉社会を創る活動
- (4) 難病及び希少難病をかかえる人への支援並びに難病及び希少難病について正しい理解を深める活動
- (5) 引きこもり・不登校に対する支援活動
- (6) 子どもなどの弱者をいじめ、暴力及び事故や犯罪から守るための活動
- (7) 福祉事業を行っている法人格を有さない団体に対して支援を行うことを本来事業の目的とする活動
- (8) 競輪・オートレースの補助事業により建築整備された施設の補修事業

Ⅲ. 東日本大震災復興支援事業

被災者・被災地域において主体的に取り組む、その成果を還元するとともに、被災地域の復興・再生に寄与する活動を支援します。

- (1) 被災地域及び被災者受入地域における支援拠点、ネットワークづくり活動
- (2) 被災地域及び被災者受入地域における高齢者、児童、障害者等を対象とした生活支援（メンタルケア、教育支援等）活動
- (3) 被災地域の記録活動（後世への伝承、普及・啓発）
- (4) 実態調査、現在・将来にわたるニーズ調査活動（普及・啓発）
- (5) 被災者や被災地域が行う復興（まちづくり、くらしづくり等）活動
- (6) 被災者の自立支援、就業支援を目的とした活動

Ⅳ. 非常災害の援護

今後の大規模な自然災害に備え、防災対策の推進、災害時における救援・救助のための物資の整備を支援します。

また、非常災害時における人的・物的、その他必要な救援・救助及び復旧・復興活動を支援します。

- (1) 非常災害時の救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与に関する事業
- (2) 非常災害時の救援・救助及びその後の復旧・復興に関する事業

Ⅴ. 緊急的な対応を必要とする事業への支援

上記Ⅰ、Ⅱに該当する事業であって、社会的情勢の変化に対応する必要があり、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られないなど、緊急的な対応を必要とする事業を支援します（通称：緊急支援事業）。選定基準等については、別添5の「平成27年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項」（P.32）をご参照ください。

なお、当該事業に関しては、予め「RING!RING!プロジェクト」ホームページ <http://ringring-keirin.jp> の『お問い合わせフォーム』からご連絡ください。

補助事業の事業経費の基準

I. 振興事業補助

(1) 振興事業補助

- ・対象となる経費は、補助事業の実施に必要な不可欠な経費に限ります。
- ・海外経費が含まれる場合は、国内経費と海外経費とに分けて表記してください。
 - ・国内経費 ～ 国内において支払いを必要とする経費
 - ・海外経費 ～ 国外において支払いを必要とする経費

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考
旅 費	旅 費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもののみ対象です。 ・タクシー代・特別車両料金は対象となりません。
		国内航空賃 (普通席)		
		日当	4,000 円/日	
		宿泊料	8,000 円/泊	食費は対象となりません。
	航空賃	海外航空賃 (ディスカウントエコミ-)		・任意保険等は対象となりません。 ・支度金等は対象となりません。
交通費	委員会に出席するための交通費	1,000 円/回		
物件費	機械設備費			・研究に使用するための1点5万円以上の機器、備品及び資材が対象となります。 ・本補助事業に必要なではない付属品は、対象となりません。
事業費	委員手当	委員長	10,000 円/回	・委員として学識者又はこれに準ずると認められる者を委嘱した場合が対象です。 ・委員会及び幹事会(専門委員会又は分科会)を開催した場合のみ対象です。
		委員	9,000 円/回	
	謝 金	講 師	50,000 円/日	講師として、講習会、セミナー等に学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。
		専門的な業務に従事する者	9,000 円/日 4,500 円/ 半日(4時間まで)	学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。
	研究員手当	調査研究、開発研究に直接従事する研究者に対する手当	9,000 円/日 4,500 円/ 半日(4時間まで)	博士の学位を有する者(又は、博士課程修了者)、若しくは、補助先において研究員の役職を有する者であって、十分な研究実績を有する者が対象です。
	臨時傭役費	事業を実施する上で直接必要なアルバイトの日当	6,000 円/日 3,000 円/ 半日(4時間まで)	・交通費を含む額です。 ・同一人で年間最大200日が対象です。
	会場費	会場借上料 会場設営費 看板代等		・イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事のためにその期間中一時的に会場を借上げるための経費及び付帯する機器設備等設営費に限り対象です。 ・「看板代等」は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考	
事業費	運送料	事業に直接必要な 発送経費 (郵送料 を含む)		・重量物の運送費も含む。	
	資料購入費	図書購入費		・一般的な雑誌類、フィクションの類は対象 となりません。 ・年間購読料は、当該年度のものに限ります。	
	実験材料費			研究に使用するための試薬、試料、1点5万 円未満の機器、備品及び資材が対象です。	
	機器借上料			研究に必要な検査機器等の借上料	
	原稿料	原稿料/速記料	2,500円/400字		
	翻訳料	英文和訳		2,600円/400字	・翻訳と同時に原稿を作成する場合も同額と します。 ・翻訳を本業とすることを証明出来る者。
		英語以外の外国語 の和訳		3,200円/400字	
		和文英訳		4,800円/(400字 又は200ワード)	
		英語以外の外国語 の翻訳		5,400円/(400字 又は200ワード)	
	通訳料	通訳料		100,000円/日 50,000円/ 半日(4時間まで)	・この金額によることが難しいものについて は、依頼する業務の内容及びその者の学識 経験等を勘案して本財団が査定する額とし ます。 ・通訳を本業とすることを証明出来る者。
印刷費	報告書、研修会用 テキスト等			・印刷物を作成する場合、事業完了時にはPDF データを提出してください。 ・競輪・オートレースの補助事業であること が示されているもの限り対象です。 (コピー代は対象となりません。)	
委託事業費	・アンケート調査 等の集計等 (請負契約) ・シンポジウムの 会場設営・運営等			当該事業に必要な不可欠で、委託することの説 明を十分にできるもの限り対象とします。	
委託調査費	調査事業を外部に 委託する場合の経 費	事業項目毎の補 助対象経費総額 の50%未満			
コンピュータ費	プログラム開発等			当該事業に必要な不可欠で、機種選定・業者選 定等の説明を十分にできるもの限り対象とします。	

※ 次の経費は対象となりません。

- 事業者の国内・海外事務所の借室料及び海外事務所経費
- 事業者が調査研究を行うに当たり、事業の中心となる調査研究そのものは外部に委託し、事業者は実質的に委託先の審査のみを行っている場合の「委託調査費」
- 同一日、同一人の「日当」、「委員手当」、「謝金」、「研究員手当」、「臨時働役費」の重複
- 当該法人の役職員への「委員手当」、「謝金」

(2) 公設試における機械設備拡充事業

対象となる経費は、機械設備費のみとなります。設置する機器内で使用する付属品・ソフトウェア以外は対象となりません。

別添 3

機械

(3) 公設試における地域の特性を活かし、好循環につながる産業の創出・人材育成に資する事業

対象となる経費は、補助事業の実施に必要な不可欠な経費に限ります。

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考
旅 費	旅 費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもののみ対象です。 ・タクシー代・特別車両料金は対象となりません。
		国内航空賃 (普通席)		
物件費	機械設備費			・研究に使用するための1点5万円以上の機器、備品及び資材が対象となります。 ・本補助事業に必要なではない付属品は、対象となりません。
事業費	謝 金	講 師	50,000 円/日	講師として、講習会、セミナー等に学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。
		専門的な業務に従事する者	9,000 円/日 4,500 円/ 半日(4時間まで)	学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。
	会場費	会場借上料 会場設営費 看板代等		・イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事のためにその期間中一時的に会場を借上げるための経費及び付帯する機器設備等設営費に限り対象です。 ・「看板代等」は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。
	実験材料費			研究に使用するための試薬、試料、1点5万円未満の機器、備品及び資材が対象です。
	通訳料	通訳料	100,000 円/日 50,000 円/ 半日(4時間まで)	・この金額によることが難しいものについては、依頼する業務の内容及びその者の学識経験等を勘案して本財団が査定する額とします。 ・通訳を本業とすることを証明出来る者。
	印刷費	報告書、研修会用 テキスト等		・印刷物を作成する場合、事業完了時にはPDFデータを提出してください。 ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。 (コピー代は対象となりません。)

※ 次の経費は対象となりません。

○当該法人の役職員への「謝金」

(4) 公設試が主体的に取り組む共同研究

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	備 考
物件費	機器設備費	研究に使用するための1点5万円以上の機器、備品及び資材	
事業費	実験材料費	研究に使用するための試薬、試料、1点5万円未満の機器、備品及び資材	

II. 研究補助

- ・対象となる経費は、補助事業の研究活動に直接的に必要な経費に限ります。
- ・海外経費が含まれる場合は、国内経費と海外経費とに分けて表記してください。
 - ・国内経費 ～ 国内において支払いを必要とする経費
 - ・海外経費 ～ 国外において支払いを必要とする経費

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅 費	旅 費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもののみ対象です。 ・タクシー代・特別車両料金は対象となりません。
		国内航空賃 (普通席)		
		日当	4,000 円/日	
		宿泊料	8,000 円/泊	食費は対象となりません。
	航空賃	海外航空賃 (デ・イスカウトエコミー)		・任意保険等は対象となりません。 ・支度金等は対象となりません。
物件費	機器設備費			研究に使用するための1点5万円以上の機器、備品及び資材
事業費	謝 金	研究協力者	9,000 円/日 4,500 円/ 半日(4時間まで)	共同研究者以外の外部協力者
		研究作業員	6,000 円/日 3,000 円/ 半日(4時間まで)	研究活動に必要な資料、実験、測定、実態調査等の研究補助作業員
	運送料	事業に直接必要な 発送経費(郵送料を含む)		・重量物の運送費も含む。
	資料購入費	図書購入費		・補助事業に直接関係があり専門性が高いものに限り対象です。 ・一般的な雑誌類、フィクションの類は対象となりません。 ・年間購読料は当該年度のものに限ります。
	実験材料費			・研究に使用するための試薬、試料 ・1点5万円未満の機器、備品及び資材
	機器借上料			研究に必要な検査機器等の借上料
	印刷費	報告書、研修会用テキスト等		印刷物を作成する場合、事業完了時にPDFデータを提出してください。
委託事業費	アンケート調査等の集計、外部での実験作業(請負契約)等		・当該事業に必要な不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限ります。 ・アンケート調査、データ集計、実験等を外部に委託する場合の経費	

※ 次の経費は対象となりません。

- 代表研究者・共同研究者の人的費
- 有料出版物の刊行費用
- 大学等の研究室に通常配備されている機器・備品類(パソコンを含む)
- 同一日、同一人の「日当」、「謝金」の重複

Ⅲ. 緊急的な対応を必要とする事業への支援

(1) 対象となる法人

(2) 対象となる事業

上記「振興事業補助」に準ずる。

補助事業の事業経費の基準

I. 施設の建築及び補修

1. 対象となる事業

(1) 施設の建築（新築）

新たに施設を建築する事業

※対象建物及び建物を建てる土地を借入のための担保に供することは認められません。（福祉医療機構からの借入の場合を除きます。）

(2) 施設の補修

競輪・オートレースの補助事業により整備された

- ① 自転車・モーターサイクル競技施設及び自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設で、その原状回復のため補修する事業
- ② 補助施設のうち、更生保護施設、社会福祉施設を補修する事業

2. 対象となる経費

(1) 建築

- ① 設計監理費
- ② 建築整備の実施に必要不可欠な経費
- ③ 建築時に必要とされる付帯設備費
- ④ 建築時に必要とされる備品などの初度調弁費
(単価 5 万円以上を対象とします。)

(2) 補修

- ① 設計監理費
- ② 補修の実施に必要不可欠な経費

※ 以下の経費などがある場合は補助の対象外とします。

- ① 既存建物の買取りに係わる経費
- ② 土地の取得、造成、外構工事及び造園に係わる経費
- ③ 既存施設及び設備の撤去費
- ④ 付帯設備のみの経費

1. 建築基準単価（新築）

建築基準単価	建築物の主要構造部の構造区分（注1）	1㎡当たりの基準単価（千円）（注2）
	鉄筋コンクリート造	178
	鉄骨造	162
	木造及び軽量鉄骨造	145

(注1) 建築物の主要構造部の構造は、建築基準法施行令によります。

(注2) ① 実際の単価※が上表より低い場合は、その実際の単価によります。

※ (建築工事見積総額—付帯設備工事費) ÷ 延べ床面積 = 1㎡当たりの単価

② 基準単価には建物の機能に必要な不可欠な次の費用を含みます。

- ・設計監理費
- ・電気設備
- ・給排水衛生換気設備
- ・ガス設備
- ・浄化槽設備
- ・非常用照明設備
- ・自動火災報知機設備
- ・消火栓設備
- ・非常通報装置設備
- ・リフト（乗用以外）設備の工事の各々に要する費用

2. 付帯設備基準単価（新築）

施設の建築をする際、下表の付帯設備名に限り、各基準内において建築費に加算することができます。

付帯設備名	基準単価（上限）	備 考
暖冷房設備		
・暖房設備のみの場合 ・床暖房のみの場合	建築基準単価の 9%	
・冷房設備のみの場合	建築基準単価の 11%	
・暖冷房設備の場合 ・暖冷房に床暖房併設の場合	建築基準単価の 13%	
エレベーター設備	4 停止 1 基につき 6,900 千円 3 停止 " 6,600 千円 2 停止 " 6,300 千円 小型（積載 200kg/3 人乗）の場合 1 基につき 2,000 千円	
合併処理槽設備	定員 1 人当たり 100 千円	・JIS 算定対象人員 ・処理槽本体、標準工事費を含む ・処理排水 BOD・20PPM ・1 施設当たり 10,000 千円を限度とする
スプリンクラー設備		
1 m ² 当たりの基準単価	14,200 円	・設置面積のみを対象とする
1 m ² 当たりの基準単価（水道直結型スプリンクラー設備の場合）	9,000 円	

3. 施設の建築基準（対象施設、基準面積、初度調弁費、上限金額）

○公益の増進関連

施設	基準面積 (m ²)	初度調弁費 (千円)
自転車・モーターサイクル		
(1) 自転車・モーターサイクル競技施設（上限金額：150,000 千円）		

別添 4

公益

施設	基準面積 (㎡)		初度調弁費 (千円)		
文教・社会環境					
(2) 更生保護施設 (上限金額 : 80,000 千円)					
更生保護施設	1 名当たり		27.7	1 名当たり	129
	収容人員が 23 名以下の施設に限り、収容人員 1 名につき 1 名当たり 5.5 を加算することができる。(20 名を限度とする)	1 名当たり	5.5 を加算		
	個室整備をする場合	1 室当たり	2.9 を加算		
	被保護者の集団処遇のための専用の集会室を設ける場合	1 名当たり	4 を加算		
	上記集会室を、被保護者の処遇のために地域住民を活用する地域交流室として使用する場合	1 名当たり	1 を加算		
更生保護施設職員宿舎	1 名当たり		19	-	
	1 世帯		47		
補助対象となる入居対象職員は、更生保護施設に勤務する職員とする。入居対象者数は、施設収容定員 20 名以下は 4 名、21 名以上は 10 名 (10 名未満は 10 名として取り扱う) 増すごとに 1 名加算。世帯数は 1 世帯に限る。					
(3) 自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設 (上限金額 : 1 施設 50,000 千円)					

○社会福祉の増進関連

施設	基準面積 (㎡)		初度調弁費 (千円)		
児 童					
(1) 虐待から子どもを守る施設 (上限金額 : 80,000 千円)					
児童養護施設	1 名当たり		25.9	1 名当たり	129
	心理療法室を整備する場合	1 施設	150 を加算	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1 名当たり
	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1 名当たり	11.38 を加算		
	親子生活訓練室を整備する場合	1 施設	29.8 を加算		
	乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合	1 名当たり	7.2 を加算		
	地域子育て支援スペースを整備する場合	1 施設	80.3 を加算		
			112 を加算		
地域小規模児童養護施設	1 名当たり		25.9	1 名当たり	129
				本体施設とのネットワークのための映像情報関係機器を整備する場合	500 を加算
情緒障害児短期治療施設	1 名当たり		30.7	1 名当たり	129
	心理療法室を整備する場合	1 施設	230 を加算		

別添 4

公益

施設	基準面積 (㎡)			初度調弁費 (千円)	
情緒障害児短期治療施設付属学習施設	—			1 施設当たり	1,000
児童自立支援施設	1 名当たり		36.8	1 名当たり	129
	通所部門を整備する場合	1 名当たり	14.6 を加算	通所部門を整備する場合	1 名当たり 108 を加算
(2) 児童福祉施設 (上限金額 : 50,000 千円)					
母子生活支援施設	1 世帯		60.4	1 世帯	129
	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1 世帯当たり	37.92 を加算	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1 世帯当たり 112 を加算
	乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合	1 名当たり	7.2 を加算	母子家庭等子育て支援室を整備する場合	1 世帯当たり 44 を加算
	母子家庭等子育て支援室を整備する場合	1 世帯当たり	9.4 を加算		
児童厚生施設	—			1 施設当たり	1,000
知的障害児施設	1 名当たり		23.8	1 名当たり	129
	強度行動障害特別処遇事業のための居室等を整備する場合	1 施設	100 を加算		
児童発達支援センター					
旧知的障害児通園施設	1 名当たり		13.9	1 名当たり	109
旧難聴幼児通園施設	1 名当たり		8.9	1 名当たり	109
旧肢体不自由児通園施設	1 名当たり		14.6	1 名当たり	109
旧重症心身障害児通園施設 A 型	1 名当たり		14.6	1 名当たり	108
医療型児童発達支援センター					
旧肢体不自由児施設 (入院治療部門)	100 名以下の場合	1 名当たり	39.7	1 名当たり	129
	収容人員が 101 名以上の場合	超えた人数分 1 名当たり	19.7		
旧肢体不自由児施設 (通院治療部門)	1 名当たり		14.6	1 名当たり	109
盲・ろうあ児施設	1 名当たり		23.9	1 名当たり	129
重症心身障害児施設	100 名以下の場合	1 名当たり	39.7	1 名当たり	129
	収容人員が 101 名以上の場合	超えた人数分 1 名当たり	19.7		
自閉症児施設	1 名当たり	第 1 種	27.9	1 名当たり	129
		第 2 種	24.4		
	強度行動障害特別処遇事業のための居室等を整備する場合 (第 2 種)	1 施設	100 を加算		

別添 4

公益

施設	基準面積 (㎡)	初度調弁費 (千円)
児童家庭支援センター	1 施設	84.4
ショートステイ施設	1 名当たり	11
児童自立援助ホーム	1 名当たり	23.3
自立訓練棟	—	1 施設当たり
		1,000

障 害 者			
(1) 障害者の地域活動のための施設 (上限金額 : 50,000 千円)			
障害者地域活動拠点施設	1 施設	300	1 施設当たり
			1,000
(2) 障害者のための施設 (上限金額 : 50,000 千円ただし、作業所は 24,000 千円)			
障害者グループホーム	1 名当たり (1 棟当たり 2 名以上 10 名以内)	23.3	1 名当たり
			129
障害者福祉ホーム	1 名当たり	39.7	1 名当たり
			129
作業所	—		1 施設当たり
			1,000
(3) 補助犬の繁殖・訓練・ケア施設 (上限金額 : 50,000 千円)			

※「障害者地域活動拠点施設」とは、障害者総合支援法の「地域活動支援センター」に、「障害者が自ら行う地域活動」の拠点となる機能を付加した施設です。

・施設の仕様には、以下の 2 点に注意して下さい。

(1) 「地域活動支援センター」の機能に必要な十分な施設であること。

(2) (1) に加えて、「障害者が自ら行う地域活動」に必要な施設であること。

4. 施設の補修基準 (対象施設、補修対象、上限金額)

施設	補修対象	上限金額
自転車・モーターサイクル競技施設	走路のひび割れ及び保護シーリング	30,000 千円
	付属建物：屋根、外壁からの漏水の補修	
自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設	自転車競技関連施設 (ロードレースコース、MTB 用コース及び BMX 用コース) の路面整備及び安全確保に必要な不可欠とされる補修	
	・訓練施設 (付属建物含む) 及びサイクリススポーツの振興普及に係わる施設の補修	
	・上記施設で必要な関連機械器具の補修	
更生保護施設、社会福祉施設	屋根、外壁からの漏水の補修	

※ 補修の対象事業は、上記施設であって、施設取得後、完成後引き渡しから原則として 15 年以上 (自転車・モーターサイクル競技施設の走路、自転車競技場を中心とした総合的な施設を除く。) を経過し、屋根、屋上の防水及び走路等の老朽化を放置すると、施設機能に重大な影響が生じ、補修が必要な場合。

II. 事業経費の基準

1. 公益・社会福祉の増進

- ・対象となる経費は、補助事業の実施に必要不可欠な経費に限ります。
- ・海外経費が含まれる場合は、国内経費と海外経費とに分けて表記してください。
 - ・国内経費 ～ 国内において支払いを必要とする経費
 - ・海外経費 ～ 国外において支払いを必要とする経費

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考
旅 費	旅 費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもののみ対象です。 ・タクシー代・特別車両料金は対象となりません。
		国内航空賃 (普通席)		
		日当	4,000 円/日	
		宿泊料	8,000 円/泊	食費については対象となりません。
	航空賃	海外航空賃 (ディスカウントコミー)		・任意保険等は対象となりません。 ・支度金等は対象となりません。
	交通費	委員会に出席するための交通費	1,000 円/回	
物件費	物品購入費	事業に直接必要な物品の購入費		1 点 5 万円以上の機器、備品及び資材
事業費	委員手当	委員長	10,000 円/回	・委員会の委員として学識者又はこれに準ずると認められるものを委嘱した場合 ・当該法人の役職員、派遣社員については対象となりません。
		委員	9,000 円/回	
	謝 金	・医師 ・弁護士 ・講習会・セミナー等における講師・出演者等	50,000 円/日	・講師・出演者等とは、講習会、セミナー等に学識者（これに準ずると認められる者）又は、それを職業とする専門家に依頼した場合が対象です。 ・当該法人の役職員、派遣社員については対象となりません。
		看護師	12,000 円/日 6,000 円/ 半日 (4 時間まで)	当該法人の役職員、派遣社員については対象となりません。
		専門的な業務に従事する者	9,000 円/日 4,500 円/ 半日 (4 時間まで)	・学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。 ・当該法人の役職員、派遣社員については対象となりません。
	研究員手当	調査研究、開発研究に直接従事する研究者に対する手当	9,000 円/日 4,500 円/ 半日 (4 時間まで)	博士の学位を有する者（又は、博士課程修了者）、若しくは補助先において研究員の役職を有する者であって、十分な研究実績を有する者が対象です。
臨時備役費	事業を実施する上で直接必要なアルバイトの日当	6,000 円/日 3,000 円/ 半日 (4 時間まで)	・交通費を含む額です。 ・同一人で年間最大 200 日が対象です。 ・当該法人の役職員、派遣社員については対象となりません。	

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考
事業費	車両借上料	自転車・モーターサイクル競技大会、イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の事業のために、その期間中一時的に借上げるための経費		借上げた車両が使用した高速道路料金、一時的な駐車場代も対象です。
	機材・備品借上料	同上		
	会場費	自転車・モーターサイクル競技大会、イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事を開催する場合の会場借上げ、会場設営、大会設営に係わる経費		・自転車・モーターサイクル競技大会、イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事のためにその期間中一時的に会場を借上げるための経費及び付帯する機器設備等設営費に限り対象です。 ・看板代等は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。
	運送料	事業に直接必要な発送経費 (郵送料を含む)		重量物 (自転車、楽器、スポーツ用具、絵画) の運送料も含む。
	製作備品費	ゼッケン、スタッフ衣料、メダル、トロフィー、教材、CD、公益・社会福祉に資するための用具及び事業に直接必要な製作備品等の購入費		
	原稿料	原稿料/速記料	2,500円/400字	
	翻訳料	英文和訳	2,600円/400字	・翻訳と同時に原稿を作成する場合も同額とします。 ・翻訳を本業とすることを証明出来る者。
		英語以外の外国語の和訳	3,200円/400字	
		和文英訳	4,800円/(400字又は200ワード)	
		英語以外の外国語の翻訳	5,400円/(400字又は200ワード)	
通訳料	通訳料	100,000円/日 50,000円/半日(4時間まで)	・この金額によることが難しいものについては、依頼する業務の内容及びその者の学識経験等を勘案して本財団が査定する額とします。 ・通訳を本業とすることを証明出来る者。	
印刷費	報告書、ポスター、パンフレット、チラシ、冊子、資料、定期的刊行物事業を実施する上で直接必要な印刷物を対象とし、印刷、製本、デザイン料、発送経費を含む		・コピー代は対象となりません。 ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。	
消耗品費	事業に直接必要な備品の購入経費			

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考
事業費	委託事業費	アンケート調査、データ集計、ホームページ作成、イベントの運営等を外部に委託する経費		当該事業に必要不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限り対象とします。
	委託調査費	調査事業を外部に委託する場合の経費	事業項目毎の補助対象経費総額の50%未満	
	映像制作費	映画、ビデオ・DVD制作、字幕翻訳、画像加工のための経費		
	事業普及費	・映画、テレビ、ラジオの番組制作・提供 ・新聞、雑誌におけるイベントの開催告知		
	競技運営費	自転車・モーターサイクル競技大会における、警備、ドーピング検査等、競技運営に直接必要な経費		食費については対象となりません。
	給付金	人命救助に係わる殉難者の家族に対する育英資金、弔慰金		
	保険料	参加費を徴収しない競技のみを対象		

※ 次の経費は対象となりません。

- 事業者の国内・海外事務所の借室料及び海外事務所経費
- 事業者が調査研究を行うに当たり、事業の中心となる調査研究そのものは外部に委託し、事業者は実質的に委託先の審査のみ行っている場合の委託調査費
- 同一日、同一人の「日当」、「委員手当」、「謝金」、「研究員手当」、「臨時備役費」の重複

※ 「自転車競技・モーターサイクル競技の普及促進及び競技力の向上に資する事業のうち、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた自転車競技の競技力向上（強化指定選手遠征）に資する事業」については、上記表にある『経費の種類（節）』のうち『旅費』『航空賃』『謝金』『車両借上料』『運送料』『通訳料』のみ対象となります。

2. 新世紀未来創造プロジェクト

- ・対象となる経費は、補助事業の実施に必要な不可欠な経費に限ります。
- ・事業経費基準は、「1. 公益・社会福祉の増進」に準じます。（ただし、「研究員手当」、「消耗品費」、「委託調査費」、「競技運営費」、「給付金」を除く。）
- ・以下の経費も対象となります。

経費区分 (費目)	経費の種類(節)	対象経費	備考
事業費	消耗什器備品費	事業に直接必要な機材や備品の購入費	
	保険料	事業の実施期間中、児童・生徒の生命、身体の安全を守るための経費	

Ⅲ. 医療機器の整備

3,000千円以上30,000千円以下であり、難病及び希少難病の研究に必要不可欠な機器に限ります。

Ⅳ. 検診車の整備

種 類	基準単価（千円）	備 考	
検診車	胃胸部併用×線デジタル検診車	44,100	生活習慣病又は職業病の検診を目的とするものであること
	胃部×線デジタル検診車	40,950	
	胸部×線デジタル検診車（高圧）	21,000	
	婦人検診車	23,100	乳房用×線撮影装置を搭載したものであること
	循環器検診車	16,800	上記検診の補完を目的とするものであること

Ⅴ. 福祉車両の整備

（1）対象となる車両

- ① 道路交通法で「普通自動車」に分類される購入新車車両（自動車検査証に『自家用』と記載）
- ② 訪問入浴車以外は社会福祉施設利用者の無償の輸送のために使用する車両（介護保険法に基づいた有償サービスのための車両は除く。）
- ③ 移送車1、2、3は、法定の社会福祉施設を有する法人

（2）対象となる経費

車両本体価格、特別装備、盗難防止装置及びJKA指定の補助標識^(注1)の表示に係わる経費^(注2)

（注1）補助車両にはJKAが指定した「補助標識」を必ず表示していただきます。

（注2）自動車登録諸経費（自動車税、重量税、取得税、保険料、登録代行料、納車経費及びこれに係わる消費税等）は対象外とします。

種 類	特別装備	概 要	排気量クラス(cc)	基準単価（千円）
訪問入浴車	入浴サービス設備	訪問先で入浴サービスを行うため、特別装備として「入浴サービス設備」を有する車両	660以下（軽）	3,900
			661～2000	4,200
移送車1	「助手席リフトアップ」又は「セカンドシートリフトアップ」のいずれかの装備	助手席もしくはセカンドシートが車両の外側に回転し、低い位置まで下がる特別装備	660以下（軽）	1,200
			661～1500	1,400
			1501～2000	2,000
			2001～3000	2,700

種 類	特別装備	概 要	排気量クラス(cc)	基準単価(千円)
移送車 2	車いす仕様(スロープ式)	車両に装備したスロープにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660以下(軽)	1,500
			661~1500	1,800
			1501~2000	2,500
			2001~3000	3,300
移送車 3	車いす仕様(リフト式)	車両に装備したリフトにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660以下(軽)	1,500
			661~1500	1,600
			1501~2000	2,300
			2001~3000	3,000
移送車 4	送迎用の乗用車で、乗車定員7人以上、10人以下の車両(ワゴンタイプに限る)		1400~2000	1,700
			2001~3000	2,300

VI. 福祉機器の整備

(1) 対象となる機器

法人の所有する施設の利用者が必要とするリハビリ機器、特殊浴槽、介護機器(介護リフト、座面昇降機能付車いす、モジュール型車いす等)、授産機器

- ① リハビリ機器、特殊浴槽、授産機器は当該事業に必要不可欠で、1,000千円以上10,000千円以下であること
- ② 介護機器(介護リフト、座面昇降機能付車いす、モジュール型車いす等)は当該事業に必要不可欠で、合計1,000千円以上2,000千円以下であること

(2) 対象となる経費

機器及び建屋内設置場所までの搬送・据付、現地試運転調整等に係わる費用

VII. 東日本大震災復興支援事業

震災復興支援活動に直接必要となる以下の経費を対象とする。

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考	
旅 費	旅 費	運賃 国内航空賃 (普通席) ガソリン代 高速道路料金		・運賃は公共交通機関で算出基礎 が証明できるもののみ対象です。 ・タクシー代・特別車両料金は対象 となりません。	
		宿泊料	8,000 円/泊		
物件費	建築費	応急仮設拠点施設の 建築(プレハブ又は現 地の木材等を活用し た施設)		・建物の機能に必要な不可欠な費用 を含みます。 ・事業実施前後の撤去費用は含み ません。	
	物品購入費	事業に直接必要な物 品の購入費		1 点 5 万円以上の機器、備品及び 資材	
事業費	A. 専門業務 謝金	専門家(コーディネー タ、カウンセラー、看 護、介助、通訳、経営 コンサルティング等)	12,000 円/日 6,000 円/ 半日(4 時間まで)	・コーディネータ(現地での管理・ 調整)、カウンセラー等の専門家 を依頼した場合。 ・当該法人の役職員、派遣社員は対 象となりません。	
	B. 事務局スタ ッフ人件費		9,000 円/日 4,500 円/ 半日(4 時間まで)	・被災地及び被災者受入地域での 活動に直接関わる事務局スタッ フ人件費を対象とします。 ・補助金総額の 50%以内であるこ と。	
	C. 臨時傭役費	アルバイトの日当	6,000 円/日 3,000 円/ 半日(4 時間まで)	・交通費を含む額。 ・当該法人の役職員、派遣社員につ いては対象となりません。	
	上記 A+B+C の合計額が補助金総額の 70%以内であること。				
	借上料	事務所・会議室借上料			事務所の光熱水費は対象となりま せん。
		車両借上料 機材・備品借上料			・車両及び通信機器、テント等事業 に直接必要な物のレンタル経費。 ・バス等のチャーター代 ・借上車両のガソリン代、高速道路 料金、一時的な駐車場代
	運送料	事業に直接必要な発送 経費(郵送料を含む)			・重量物の運送費も含む。
	印刷費	報告書、研修会用ハン ドブック等			現地での活動報告書作成経費。復 興活動に関する研修会用ハンドブ ック作成経費。(コピー代は対象 となりません。)
	保険料			720 円/(人・年間)	復興活動する人を対象とした保険 料。
	消耗什器 備品費				復興活動に直接必要な備品に係る 経費。(作業着等衣料品・生活用 品、事務用品、材料費等を含む。)
委託事業費	アンケート調査、デー タ集計、ホームページ 作成、イベントの運営 等を外部に委託する 経費			補助金総額の 50%以内とする。	

※ 上記経費の支払・請求にあたっては、証憑を確認する際に、所定の様式に従った記載書類の提出が必要となります。

VIII. 非常災害の援護

(1) 対象となる法人

- ① 定款に定める目的達成のために、非常災害時の救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与を行う法人であって、本財団が定めた法人
- ② 定款に定める目的達成のために、非常災害時の災害救助、救援及び復旧、復興活動を行う法人であって、本財団が定めた法人

(2) 対象となる事業

法人が主体的に取り組む、被災者・被災地域への援護・復旧・復興に直接寄与する事業

IX. 緊急的な対応を必要とする事業への支援

(1) 対象となる法人

(2) 対象となる事業

上記「公益の増進」、「社会福祉の増進」に準ずる。

平成 27 年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」
審査要項

1. 選定基準

公益財団法人 JKA（以下「本財団」という。）が行う平成 27 年度の補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」とは、社会的情勢の変化などに取組む事業であって、通常の要望スケジュールでは対応できない事業であり、その結果、事業の実施又は効果等を逸してしまうおそれがある事業を対象としている。

なお、「緊急的な対応を必要とする事業への支援」とは早期に実施する必要がある、かつ次に掲げる 5 要件に合致する補助事業であるものとする。

- (1) 迅速に対応することが必要な事業であること。
- (2) 機動的に予算措置を講じることによって、早期に事業実施することができる。
- (3) 当該事業を行う具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体である。
- (4) 毎年恒例的に実施されている事業ではないこと。
- (5) 過去において否採択とされた事業でないこと。

2. 事業期間

平成 28 年 3 月 31 日までに完了すること。

3. 応募要件

(1) 要望書類

- ① 補助金交付要望書（社会的情勢の変化に対応する必要があり、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られない理由書を添付のこと）
- ② 事前計画・自己評価書
- ③ 補助事業の概要
- ④ 事業者の概要
- ⑤ 事業経費比較表
- ⑥ その他

(2) 要望書の提出等

要望書の提出にあたっては、本財団は当該要望に係る書類の審査を行うため、速やかにヒアリング等を実施する。なお、要望書の申請は平成 27 年 4 月 1 日以降随時受付とする。

4. その他

申請その他の事項については補助方針による。

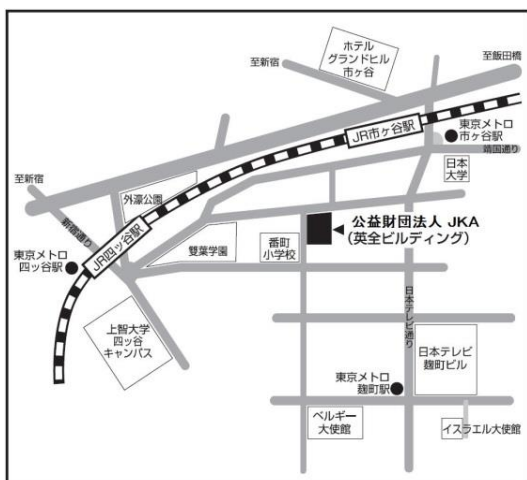
5. 適用

平成 27 年 4 月 1 日から適用する。



公益財団法人 JKA

〒102-8011 東京都千代田区六番町4番地6(英全ビル)



ホームページアドレス

無限の夢へ、走りだそう。

RING!RING!

プロジェクト

<http://ringring-keirin.jp>



日本が生んだ世界のスポーツ

KEIRIN



平成 2 7 年度 (案)	平成 2 6 年度
<p data-bbox="418 182 1495 260">平成 <u>2 7</u> 年度機械工業振興補助事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助に関する公示</p> <p data-bbox="418 317 1495 575">平成 <u>2 7</u> 年度における自転車競技法第 2 4 条第 5 号及び小型自動車競走法第 2 8 条第 5 号の規定に基づく、機械工業に関する事業の振興のための補助に関する事業並びに自転車競技法第 2 4 条第 6 号及び小型自動車競走法第 2 8 条第 6 号の規定に基づく、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための補助に関する事業は、公益財団法人 J K A (以下「本財団」という。) が定める関連規程によるほか、次の補助方針により実施するので公示します。</p> <p data-bbox="492 674 759 709">平成 <u>2 6</u> 年 8 月 1 日</p> <p data-bbox="973 764 1448 842">公益財団法人 J K A 会 長 石 黒 克 巳</p>	<p data-bbox="1519 182 2579 260">平成 <u>2 6</u> 年度機械工業振興補助事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助に関する公示</p> <p data-bbox="1519 317 2597 575">平成 <u>2 6</u> 年度における自転車競技法第 2 4 条第 5 号及び小型自動車競走法第 2 8 条第 5 号の規定に基づく、機械工業に関する事業の振興のための補助に関する事業並びに自転車競技法第 2 4 条第 6 号及び小型自動車競走法第 2 8 条第 6 号の規定に基づく、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための補助に関する事業は、公益財団法人 J K A (以下「本財団」という。) が定める関連規程によるほか、次の補助方針により実施するので公示します。</p> <p data-bbox="1593 674 1860 709">平成 <u>2 5</u> 年 8 月 1 日</p> <p data-bbox="2077 764 2552 842">公益財団法人 J K A 会 長 石 黒 克 巳</p>

平成27年度 補助方針

平成26年度 補助方針

1. 補助事業の基本方針

本財団は、自転車競技法に基づく競輪振興法人、小型自動車競走法に基づくオートレース振興法人として、競輪・オートレースの収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行する競輪・オートレースの売上げの一部により、機械工業振興と公益事業振興に対する補助を行います。

平成27年度の補助事業にあたっては、機械工業振興、公益事業振興のそれぞれの分野において、これまで取組んできた補助事業の成果・効果を踏まえ、「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、さまざまな社会的課題を解決するため、「将来の社会的ニーズの先駆的な取組み」「新たな社会的課題に挑戦する取組み」を積極的に支援します。

1. 補助事業の基本方針

本財団は、自転車競技法に基づく競輪振興法人、小型自動車競走法に基づくオートレース振興法人として、競輪・オートレースの収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行する競輪・オートレースの売上げの一部により、機械工業振興と公益事業振興に対する補助を行います。

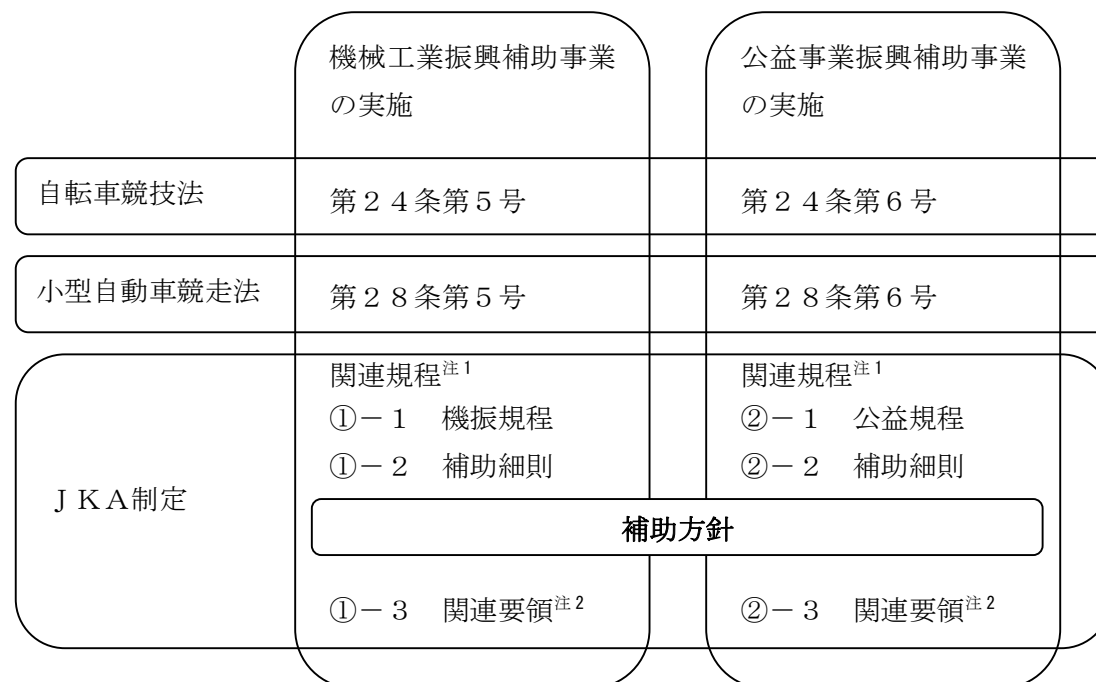
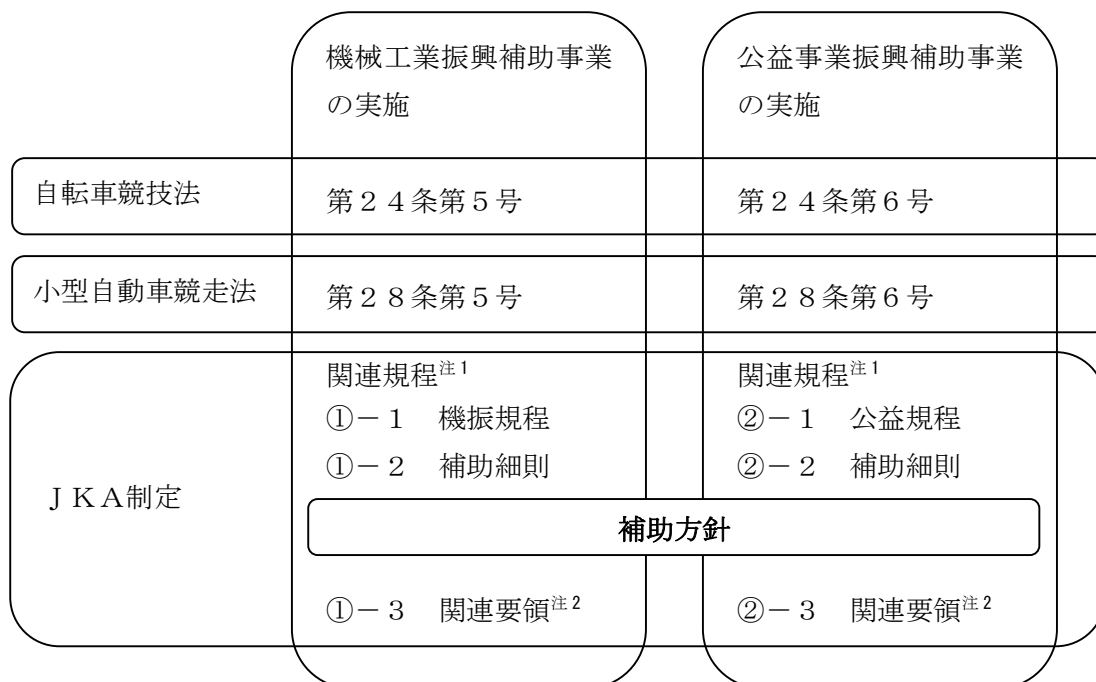
平成26年度の補助事業にあたっては、機械工業振興、公益事業振興のそれぞれの分野において、引続き「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、さまざまな社会的課題を解決するため、「将来の社会的ニーズの先駆的な取組み」「新たな社会的課題に挑戦する取組み」を積極的に支援します。

2. 補助方針の位置づけ

補助事業は、自転車競技法・小型自動車競走法及び本財団が定める関連規程^{注1}・関連要領^{注2}に基づき実施されます。また、平成27年度補助事業について、本補助方針のとおり方針等を定めます。

2. 補助方針の位置づけ

補助事業は、自転車競技法・小型自動車競走法及び本財団が定める関連規程^{注1}・関連要領^{注2}に基づき実施されます。また、平成26年度補助事業について、本補助方針のとおり方針等を定めます。



注1: 関連規程とは、以下を指します。

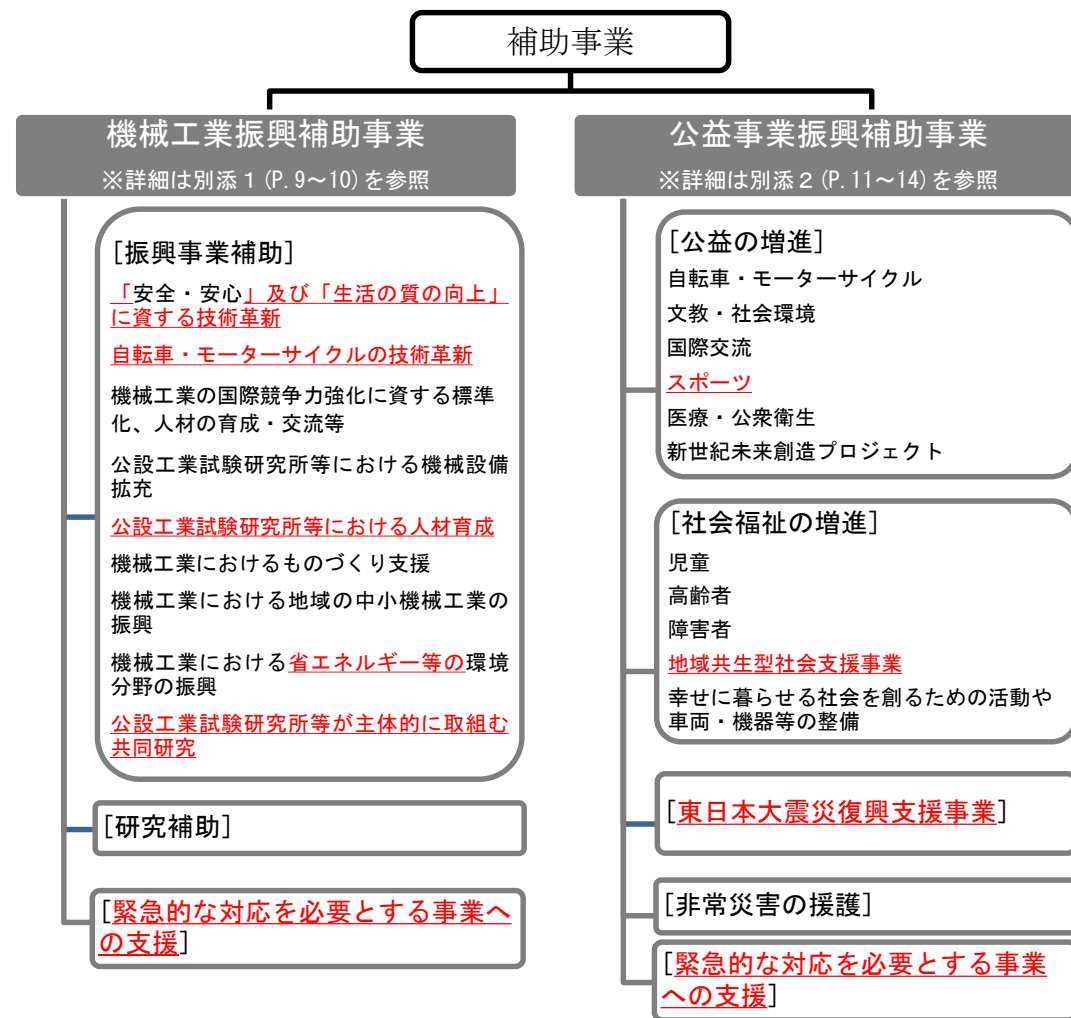
- ①-1 「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」及び「小型自動車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」(両規程を総称して以下「機振規程」という。)
- ①-2 「自転車等機械工業振興事業に関する補助細則」及び「小型自動車等機械工業振興事業に関する補助細則」
- ②-1 「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」及び「オートレース公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」(両規程を総称して以下「公益規程」という。)
- ②-2 「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則」及び「オートレース公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則」

注2: 関連要領とは、以下を指します。

- ①-3 「機械工業振興補助事業の交付要望書作成の手引き」並びに「機械工業振興補助事業実施に関する事務手続要領」
- ②-3 「公益事業振興補助事業の交付要望書作成の手引き」並びに「公益事業振興補助事業実施に関する事務手続要領」

3. 補助事業の概要

補助事業は、「機械工業振興補助事業」と「公益事業振興補助事業」に分かれています。



注1: 関連規程とは、以下を指します。

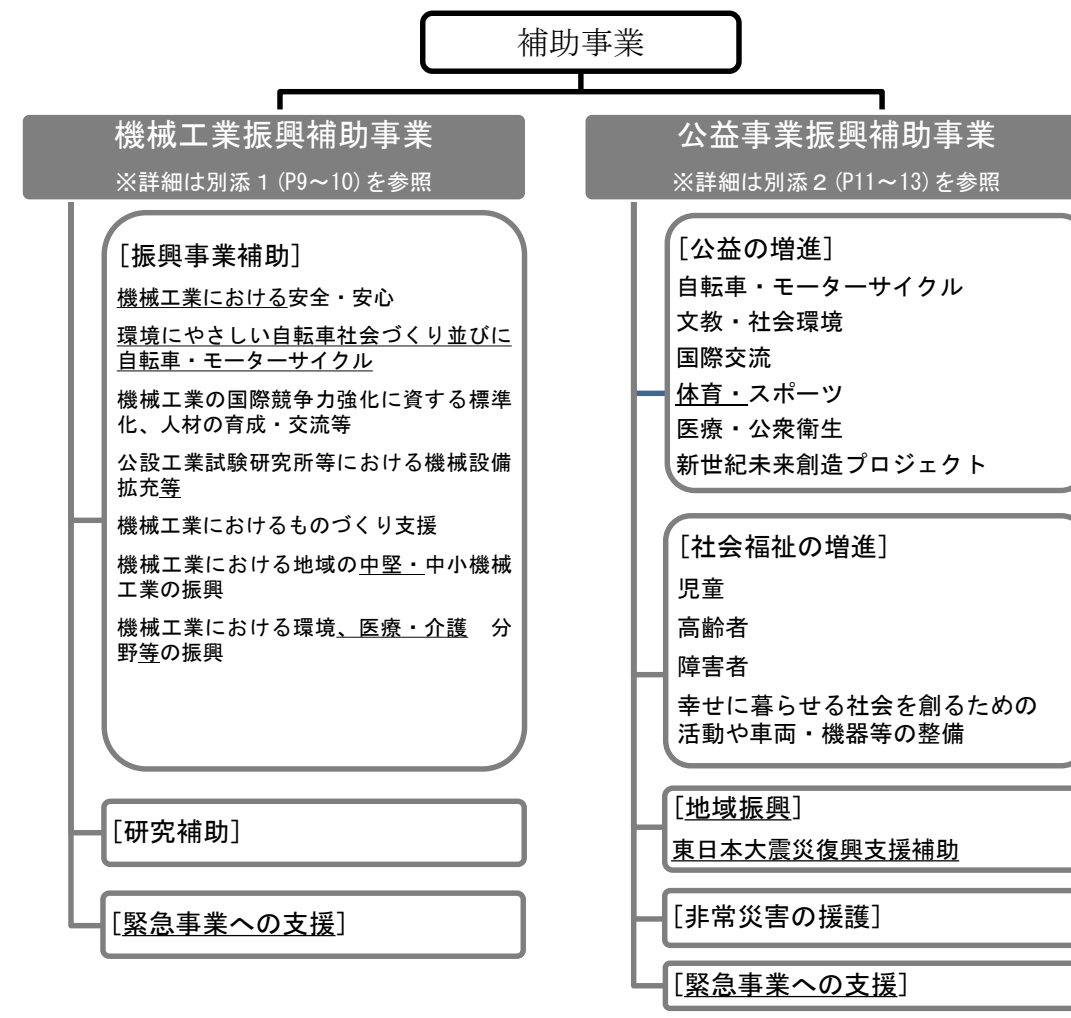
- ①-1 「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」及び「小型自動車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」(両規程を総称して以下「機振規程」という。)
- ①-2 「自転車等機械工業振興事業に関する補助細則」及び「小型自動車等機械工業振興事業に関する補助細則」
- ②-1 「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」及び「オートレース公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」(両規程を総称して以下「公益規程」という。)
- ②-2 「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則」及び「オートレース公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則」

注2: 関連要領とは、以下を指します。

- ①-3 「機械工業振興補助事業の交付要望書作成の手引き」並びに「機械工業振興補助事業実施に関する事務手続要領」
- ②-3 「公益事業振興補助事業の交付要望書作成の手引き」並びに「公益事業振興補助事業実施に関する事務手続要領」

3. 補助事業の概要

補助事業は、「機械工業振興補助事業」と「公益事業振興補助事業」に分かれています。



4. 補助事業の補助率・上限金額

事業区分		対象事業の概要	補助率 ^{※1}	上限金額 ^{※2}			
機械工業振興補助事業 ※詳細は別添1を参照	振興事業補助	重点事業 「安全・安心」及び「生活の質の向上」に資する技術革新 自転車・モーターサイクルの技術革新	3/4	3,000万円			
		国際競争力強化に資する標準化、人材の育成・交流等 公設工業試験研究所等における機械設備拡充 ^{※3} 公設工業試験研究所等における人材育成 ^{※3}	2/3		400万円		
		一般事業 ものづくり支援 地域の中小機械工業の振興 省エネルギー等の環境 公設工業試験研究所等が主体的に取り組む共同研究 ^{※3}	1/2	3,000万円			
		研究補助	個別研究	— ^{※4}	300万円		
		若手研究	— ^{※4}	100万円			
	緊急的な対応を必要とする事業への支援			— ^{※5}	— ^{※5,6}		
	公益事業振興補助事業 ※詳細は別添2を参照	公益の増進	重点事業 自転車(強化指定選手遠征) 自転車・モーターサイクル 社会環境 国際交流	事業費 事業費 施設の建築 ^{※7} 施設の補修 ^{※8}	4/5 2/3	12,000万円 5,000万円 15,000万円 3,000万円	
			一般事業 スポーツ 医療・公衆衛生 文教・社会環境	事業費 施設の建築 ^{※7} 医療機器の整備 検診車の整備	1/2	5,000万円 5,000万円 1,500万円 2,205万円	
			新世紀未来創造プロジェクト			— ^{※4}	100万円
			社会福祉の増進	児童 高齢者 障害者 地域共生型社会支援事業 幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備	事業費 施設の建築 ^{※7} 福祉車両の整備 福祉機器の整備 施設の補修 ^{※9}	3/4	5,000万円 8,000万円 315万円 750万円 3,000万円
東日本大震災復興支援事業				— ^{※4}	300万円		
非常災害の援護				— ^{※4}	— ^{※6}		
緊急的な対応を必要とする事業への支援				— ^{※10}	— ^{※6,10}		

※1: 補助率とは、補助対象経費のうち補助金額が占める割合を表します。
なお、補助対象経費の上限(補助金の「上限金額^{※2}」÷補助率)を超える事業についても要望できます。(右図参照)

※2: 上限金額とは、1事業当たりの補助金額の上限を表します。
(右図参照)

- 各事業経費毎に、補助対象経費算出のための基準単価が設定されている場合があります。
- 補助率、基準単価は、事業の種類(施設、車両)により異なります。

※3: 公設工業試験研究所等が複数の種類の事業(機械設備拡充・人材育成・共同研究)を実施する場合、それぞれの上限金額に関わらず、事業の合計額が3,000万円を超えないものとします。

※4: 自己負担を伴わない補助事業であることを表します。
※5: 補助率、上限金額は、「振興事業補助」の補助率、上限金額に準じます。

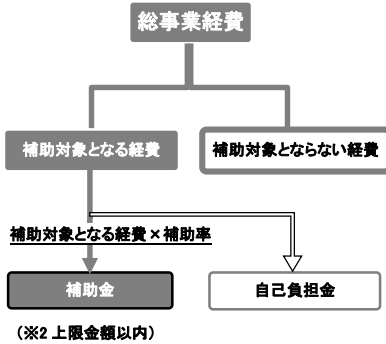
※6: 平成27年度の予算で実施します。

※7: 「施設の建築」の上限金額は、施設の種類により異なります。詳細は、巻末「別添4」をご参照ください。

※8: 更生保護施設、自転車・モーターサイクル競技場及び自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設。

※9: 社会福祉施設

※10: 補助率、上限金額は、「公益の増進」、「社会福祉の増進」の補助率、上限金額に準じます。



4. 補助事業の補助率・上限金額

事業区分		対象事業の概要	補助率 ^{※1}	上限金額 ^{※2}			
機械工業振興補助事業 ※詳細は別添1を参照	振興事業補助	重点事業 「安全・安心」のうち、人命事故に関わるもの	3/4	2,000万円			
		安全・安心 環境にやさしい自転車、自転車・モーターサイクル 国際競争力強化に資する標準化、人材の育成・交流等 公設工業試験研究所等	2/3		3,000万円		
		一般事業 ものづくり支援 地域の中堅・中小機械工業の振興 環境、医療・介護	1/2	2,000万円			
		研究補助	個別研究	— ^{※3}	300万円		
		若手研究	— ^{※3}	100万円			
	緊急事業への支援			— ^{※4}	— ^{※5}		
	公益事業振興補助事業 ※詳細は別添2を参照	公益の増進	重点事業 自転車・モーターサイクル 文教・社会環境 国際交流	事業費 施設の建築 ^{※6} 施設の補修 ^{※7}	2/3	5,000万円 15,000万円 3,000万円	
			一般事業 体育・スポーツ 医療・公衆衛生 文教・社会環境	事業費 施設の建築 ^{※6} 医療機器の整備 検診車の整備	1/2	5,000万円 5,000万円 1,500万円 2,205万円	
			新世紀未来創造プロジェクト			— ^{※3}	100万円
			社会福祉の増進	児童 高齢者 障害者 幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備	事業費 施設の建築 ^{※6} 福祉車両の整備 福祉機器の整備 施設の補修 ^{※8}	3/4	5,000万円 8,000万円 315万円 750万円 3,000万円
地域振興 東日本大震災復興支援補助				— ^{※3}	300万円		
非常災害の援護				— ^{※3}	— ^{※5}		
緊急事業への支援				— ^{※9}	— ^{※5}		

※1: 補助率とは、補助対象経費のうち補助金額が占める割合を表します。
なお、補助対象経費の上限(補助金の「上限金額^{※2}」÷補助率)を超える事業についても要望できます。(右図参照)

※2: 上限金額とは、1事業当たりの補助金額の上限を表します。
(右図参照)

- 各事業経費毎に、補助対象経費算出のための基準単価が設定されている場合があります。
- 補助率、基準単価は、事業の種類(施設、車両)によっても異なります。

※3: 自己負担を伴わない補助事業であることを表します。

※4: 補助率、上限金額は、「振興事業補助」の補助率、上限金額に準じます。

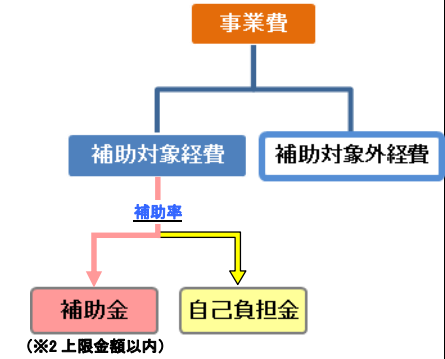
※5: 平成26年度の予算で実施します。

※6: 「施設の建築」の上限金額は、施設の種類により異なります。詳細は、巻末「別添4」をご参照ください。

※7: 更生保護施設、自転車・モーターサイクル競技場及び自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設。

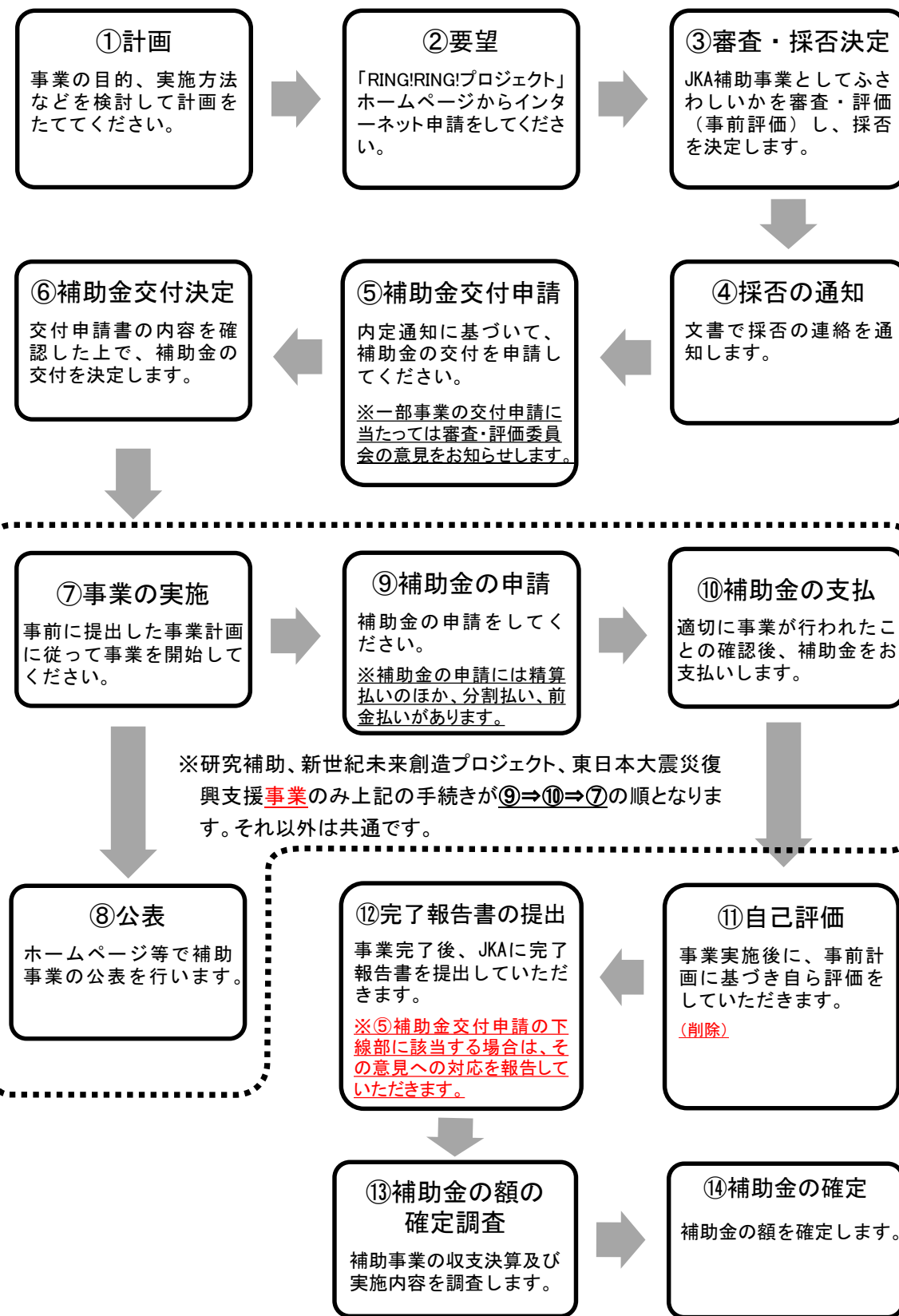
※8: 社会福祉施設

※9: 補助率、上限金額は、「公益の増進」、「社会福祉の増進」の補助率、上限金額に準じます。



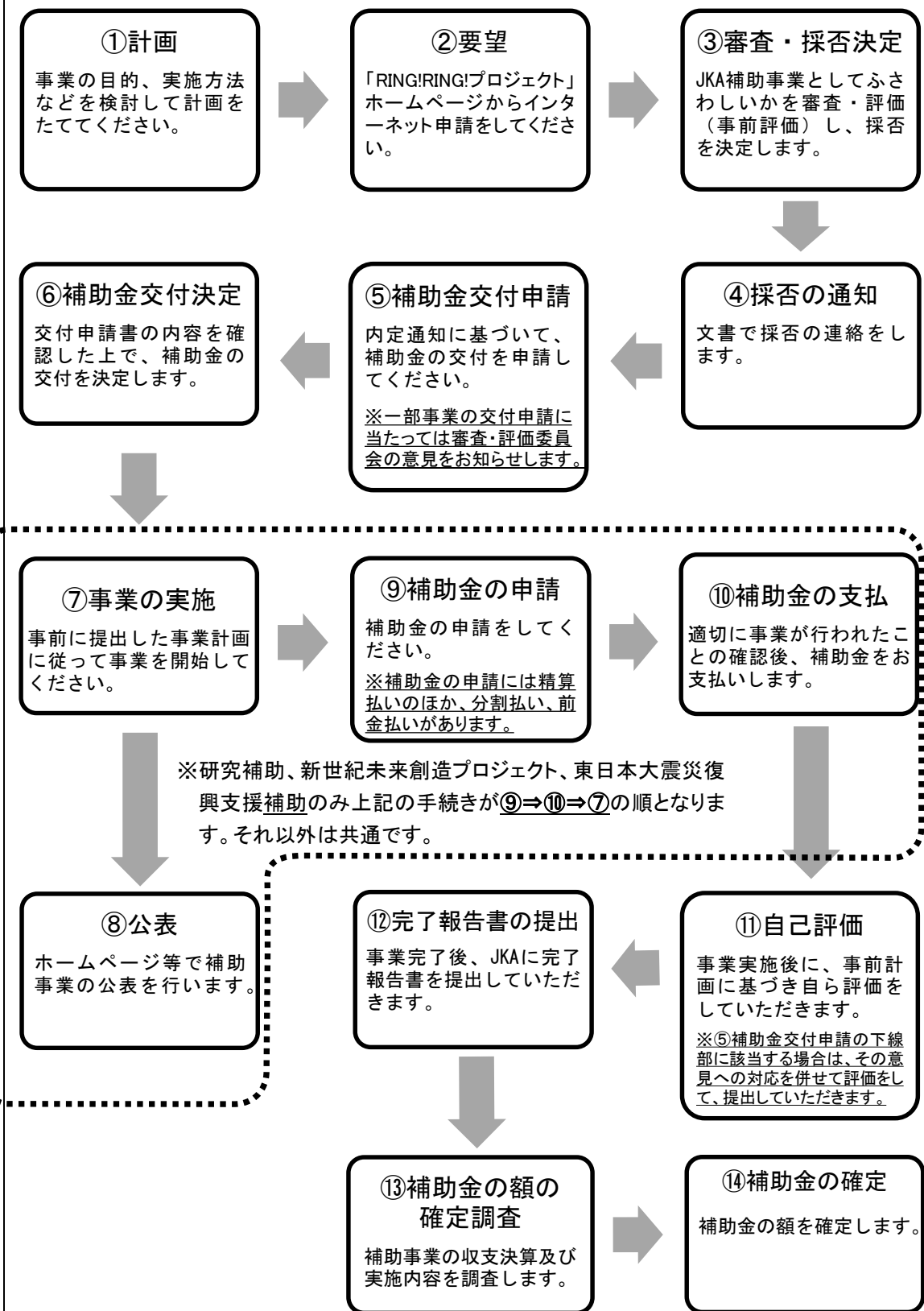
5. 補助事業の手続き

補助事業の手続きは以下のとおりです。

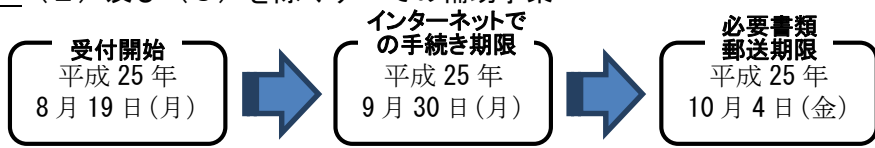
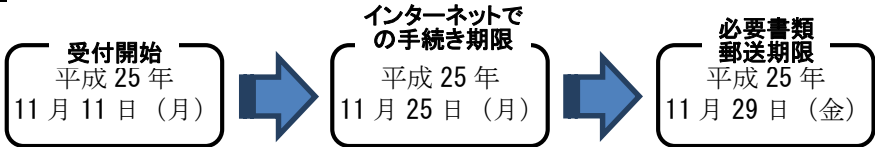


5. 補助事業の手続き

補助事業の手続きは以下のとおりです。



平成27年度(案)	平成26年度
<p>6. 補助の対象者</p> <p>(1) 機械工業振興補助事業</p> <p>① 振興事業補助、緊急的な対応を必要とする事業への支援 財団法人・社団法人^{※1}、技術研究組合、特定非営利活動法人(NPO法人)、その他公共的な法人</p> <p>② 研究補助 大学等研究機関^{※2}、特定非営利活動法人(NPO法人)、技術研究組合で研究に従事する研究者^{※3}</p> <p>(2) 公益事業振興補助事業</p> <p>① 公益の増進、社会福祉の増進、東日本大震災復興支援事業^{※3,4}、緊急的な対応を必要とする事業への支援 特定非営利活動法人(NPO法人)、財団法人・社団法人^{※1}、社会福祉法人、更生保護法人、商工会及び商工会議所</p> <p>② 新世紀未来創造プロジェクト 国公立・私立の小学校・中学校・高等学校、特定非営利活動法人(NPO法人)</p> <p>③ 非常災害の援護 上記①の法人及び特別の法律に基づいて設立された法人であって、以下の事業を実施する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助のために救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与を行う者 ・災害救助、救援及び復旧、復興活動を行う者 <p>※1 財団法人・社団法人とは、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人を指します。</p> <p>※2 大学等研究機関には大学(短期大学を含む)、大学共同利用機関法人、高等専門学校が含まれます。</p> <p>※3 申請者は研究者本人とし、申請に当たっては所属長の推薦が必要となります。なお、東日本大震災復興支援事業に大学に所属する研究者(大学生・大学院生は除く)が申請する場合も同様とします。</p> <p>※4 東日本大震災復興支援事業については、上記①の法人のほか、大学に所属する研究者(大学生・大学院生は除く)も対象となります。</p> <p>7. 補助の対象外となる者</p> <p>(1) 同一事業において国又は他の団体(他の公営競技や宝くじ、その他民間助成団体)からの補助を受けている者</p> <p>(2) 建築、補修、検診車、福祉車両の整備は、直近2年間(平成25、26年度)に本財団から補助を受けた法人(ただし、自転車・モーターサイクル競技施設は除く)</p> <p>(3) 研究補助は、平成26年度複数年研究の補助を受けた者</p>	<p>6. 補助の対象者</p> <p>(1) 機械工業振興補助事業</p> <p>① 振興事業補助、緊急事業への支援 財団法人・社団法人^{※1}、技術研究組合、特定非営利活動法人(NPO法人)、その他公共的な法人</p> <p>② 研究補助 大学等研究機関^{※2}、特定非営利活動法人(NPO法人)、技術研究組合で研究に従事する研究者</p> <p>(2) 公益事業振興補助事業</p> <p>① 公益の増進、社会福祉の増進、地域振興(東日本大震災復興支援補助^{※3})、緊急事業への支援 特定非営利活動法人(NPO法人)、財団法人・社団法人^{※1}、社会福祉法人、更生保護法人、商工会及び商工会議所</p> <p>② 新世紀未来創造プロジェクト 国公立・私立の小学校・中学校・高等学校、特定非営利活動法人(NPO法人)</p> <p>③ 非常災害の援護 上記①の法人及び特別の法律に基づいて設立された法人であって、以下の事業を実施する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助のために救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与を行う者 ・災害救助、救援及び復旧、復興活動を行う者 <p>※1 財団法人・社団法人とは、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人を指します。</p> <p>※2 大学等研究機関には大学(短期大学を含む)、大学共同利用機関法人、高等専門学校が含まれます。 (新設)</p> <p>※3 東日本大震災復興支援補助については、上記①の法人のほか、大学に所属する研究者(大学生・大学院生は除く)も対象となります。</p> <p>7. 補助の対象外となる者</p> <p>(1) 同一事業において国または他の団体(他の公営競技や宝くじ、その他民間助成団体)からの補助を受けている者</p> <p>(2) 建築、補修、検診車、福祉車両の整備は、直近2年間(平成24、25年度)に本財団から補助を受けた法人 (新設)</p>

平成27年度(案)	平成26年度
<p>8. 補助の対象となる経費 補助事業を実施するために直接必要となる旅費、物件費、事業費</p> <p>(1) 機械工業振興補助事業については、別添3の「補助事業の事業経費の基準」(P.15~19)をご参照ください。</p> <p>(2) 公益事業振興補助事業については、別添4の「補助事業の事業経費の基準」(P.20~31)をご参照ください。</p> <p>9. <u>申請方法</u> 「RING!RING!プロジェクト」ホームページ http://ringring-keirin.jp における <u>会員登録及びインターネット申請</u>が必要となります。 ※なお、別途要望書類の郵送が必要となります。 なお、<u>非常災害の援護、緊急的な対応を必要とする事業への支援</u>については、11.(2)の『お問い合わせフォーム』から <u>お問い合わせ</u> ください。</p> <p>10. <u>インターネット申請期間</u> 補助事業により、<u>インターネット申請期間</u>が異なります。 <u>(1) 下記 (2) 及び (3) を除くすべての補助事業</u> <u>平成26年8月1日(金)～9月26日(金) 17時</u> <u>※会員登録は9月25日(木) 17時まで完了してください。</u> <u>9月25日(木) 17時の時点で会員登録手続きが完了できていない場合、申請できません。</u> ※なお、別途要望書類の郵送が必要となります。(要望書類の必着期限 10月3日(金) 17時) <u>(2) 研究補助</u> <u>平成26年11月10日(月)～11月21日(金) 17時</u> <u>※会員登録は11月20日(木) 17時まで完了してください。</u> <u>11月20日(木) 17時の時点で会員登録手続きが完了できていない場合、申請できません。</u> ※なお、別途要望書類の郵送が必要となります。(要望書類の必着期限 11月28日(金) 17時) <u>(3) 非常災害の援護、緊急的な対応を必要とする事業への支援</u> 平成27年度内において随時受付けております。 <u>(注：ただし、平成27年度内に着手する必要があります。)</u></p>	<p>8. 補助の対象となる経費 補助事業を実施するために直接必要となる旅費、物件費、事業費</p> <p>(1) 機械工業振興補助事業については、別添3の「補助事業の事業経費の基準」(P.14~16)をご参照ください。</p> <p>(2) 公益事業振興補助事業については、別添4の「補助事業の事業経費の基準」(P.17~27)をご参照ください。</p> <p>9. <u>要望受付期間</u> 補助事業により、<u>要望受付期間</u>が異なります。</p> <p>(1) (2) 及び (3) を除くすべての補助事業</p>  <p>(2) 研究補助</p>  <p>(3) 非常災害の援護、<u>緊急事業への支援</u> 平成26年度内において随時受付けております。 (注：ただし、平成26年度内に着手する必要があります。)</p> <p>10. <u>要望方法</u> 「RING!RING!プロジェクト」ホームページ http://ringring-keirin.jp からのインターネットでの手続きに加え、<u>要望書類の郵送</u>が必要となります。 なお、<u>緊急事業への支援</u>については、<u>この方法に依りませんので</u>、11.(2)の『お問い合わせフォーム』から <u>お問い合わせ</u> ください。</p>

平成27年度(案)	平成26年度
<p>1 1. 要望書類提出先及び問い合わせ先</p> <p>(1) 要望書類提出先 〒102-8011 東京都千代田区六番町4番地6(英全ビル) 公益財団法人JKA <u>競輪・オートレース振興事業本部</u> 補助事業部</p> <p>(2) 問い合わせ先 「RING!RING!プロジェクト」ホームページ http://ringring-keirin.jp の『お問い合わせフォーム』からお問い合わせください。</p> <p>1 2. 審査</p> <p>(1) 補助事業の選定については、外部委員から構成される補助事業審査・評価委員会(以下、「審査・評価委員会」という。)において審査し、補助事業の透明性を確保します。</p> <p>(2) 補助事業の公益性については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第4号に準じて審査します。</p> <p>1 3. 審査の基準</p> <p>機振規程第3条及び第4条並びに公益規程第3条及び第4条の規定によるほか、以下の基準により審査します。特に、継続事業については、過年度の自己評価書を審査します。</p> <p>(1) 組織の審査</p> <p>① 組織の適格性 ② 組織の事業遂行力 ③ 自己評価の体制</p> <p>(2) 要件審査</p> <p>① 補助対象事業との適合性 ② 公益性の確保 ③ 複数年度事業 ④ 広報計画</p> <p>(3) 事業審査</p> <p>① 社会的課題の把握と解決策の妥当性 ② 事業目標の妥当性 ③ 事業効果の妥当性 ④ 事業の新規性(又は事業継続の妥当性) ⑤ 事業の発展性</p> <p>1 4. 採否の通知</p> <p>(1) 文書をもって、採否をお知らせします。</p> <p>(2) 採否に関するお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。</p>	<p>1 1. 要望書提出先及び問合せ先</p> <p>(1) 要望書提出先 〒102-8011 東京都千代田区六番町4番地6(英全ビル) 公益財団法人JKA _____ 補助事業部</p> <p>(2) 問合せ先 「RING!RING!プロジェクト」ホームページ http://ringring-keirin.jp の『お問い合わせフォーム』からお問い合わせください。</p> <p>1 2. 審査</p> <p>(1) 補助事業の選定については、外部委員から構成される補助事業審査・評価委員会(以下、「審査・評価委員会」という。)において審査し、補助事業の透明性を確保します。</p> <p>(2) 補助事業の公益性については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第4号に準じて審査します。</p> <p>1 3. 審査の基準</p> <p>機振規程第3条及び第4条並びに公益規程第3条及び第4条の規定によるほか、以下の基準により審査します。特に、継続事業については、過年度の自己評価書を審査します。</p> <p>(1) 組織の審査</p> <p>① 組織の適格性 ② 組織の事業遂行力 ③ 自己評価の体制</p> <p>(2) 要件審査</p> <p>① 補助対象事業との適合性 ② 公益性の確保 ③ 複数年度事業 ④ 広報計画</p> <p>(3) 事業審査</p> <p>① 社会的課題の把握と解決策の妥当性 ② 事業目標の妥当性 ③ 事業効果の妥当性 ④ 事業の新規性(または事業継続の妥当性) ⑤ 事業の発展性</p> <p>1 4. 採否の通知</p> <p>(1) 文書をもって、採否をお知らせします。</p> <p>(2) 採否に関するお問合せには応じかねますのでご了承ください。</p>

平成27年度(案)	平成26年度
<p>15. 補助事業の実施期間 平成27年4月1日以降に事業を開始し、平成28年3月31日までに完了することを原則とします。</p> <p>16. 補助事業である旨の表示 <u>補助事業を実施する場合には、補助事業である旨の表示を行うことを交付条件とします。</u></p> <p>17. 補助事業の実施内容及び成果の公表 <u>補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、実施内容及びその成果について、自らのホームページ(ブログ)、機関誌、広報誌等を通じ、十分なPRに努めるとともに、本財団が行う情報公開の取組みへの協力を交付条件とします。</u> ※補助事業の成果物である報告書、研究論文、ポスター・定期刊行物、建築した施設や取得した物件の画像、その他補助事業者が本財団に提出する一切の資料(動画・写真を含むがそれに限られない)は、「RING!RING!プロジェクト」ホームページで公表します。その際、必要な範囲において、複製、公衆送信、素材の修正、改変、編集、見出しやキーワードを付加すること、及び、第三者の素材と一緒に編集することがありますことをご了承ください。</p> <p>18. 補助事業の評価 <u>補助事業者は、事業の実施前及び実施後に自らの実施する補助事業について自己評価を行い、本財団が定める様式によりその結果を提出してください。</u> また、必要に応じ、アンケート、ヒアリング、補助事業の成果に関する追跡調査及び自己評価書の再提出をお願いする場合があります。 提出された自己評価、アンケート、ヒアリング等をもとに、本財団は審査・評価委員会において補助事業の評価を実施し、「RING!RING!プロジェクト」ホームページにおいて公表します。</p> <p>19. 情報公開の実施 補助事業者は、定款又は寄附行為、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び役員名簿の情報公開を行うことを交付条件とします。</p> <p>20. 説明会の実施 (1) 補助事業及び補助事業要望手続に関する説明会を開催します。詳細は「RING!RING!プロジェクト」ホームページでお知らせします。 (2) その他要望に関するお問い合わせについては、11.(2)のお問い合わせ先までご連絡ください。</p>	<p>15. 補助事業の実施期間 平成26年4月1日以降に事業を開始し、平成27年3月31日までに完了することを原則とします。</p> <p>16. 補助事業である旨の表示 補助事業を実施する場合には、補助事業である旨の表示を行うことを交付条件とします。</p> <p>17. 補助事業の実施内容及び成果の公表 補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、実施内容及びその成果について、自らのホームページ(ブログ)、機関誌、広報誌等を通じ、十分なPRに努めるとともに、本財団が行う情報公開の取組みへの協力を交付条件とします。 ※補助事業の成果物である報告書、研究論文、ポスター・定期刊行物、建築した施設や取得した物件の画像、その他補助事業者が本財団に提出する一切の資料(動画・写真を含むがそれに限られない)は、「RING!RING!プロジェクト」ホームページで公表します。その際、必要な範囲において、複製、公衆送信、素材の修正、改変、編集、見出しやキーワードを付加すること、及び、第三者の素材と一緒に編集することがありますことをご了承ください。</p> <p>18. 補助事業の評価 補助事業者は、事業の実施前及び実施後に自らの実施する補助事業について自己評価を行い、本財団が定める様式によりその結果を提出してください。 また、必要に応じ、アンケート、ヒアリング、補助事業の成果に関する追跡調査及び自己評価書の再提出をお願いする場合があります。 提出された自己評価、アンケート、ヒアリング等をもとに、本財団は審査・評価委員会において補助事業の評価を実施し、「RING!RING!プロジェクト」ホームページにおいて公表します。</p> <p>19. 情報公開の実施 補助事業者は、定款又は寄附行為、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び役員名簿の情報公開を行うことを交付条件とします。</p> <p>20. 説明会の実施 (1) 補助事業_____の説明会を開催します。詳細は「RING!RING!プロジェクト」ホームページでお知らせします。 (2) その他要望に関するお問合せについては、11.(2)の問合せ先までご連絡ください。</p>

平成27年度(案)	平成26年度
<p>別添 1 機械</p> <p>補助の対象となる事業について</p> <p>I. 振興事業補助</p> <p>1. 重点事業</p> <p><u>(1) 「安全・安心」及び「生活の質の向上」に資する技術革新</u> <u>「安全・安心」及び「生活の質の向上」に対する人々の関心が高まるなか、機械技術・機械工学を通じた、人命事故への取組みはもとより、健康・医療・介護・福祉分野における技術革新や IT 技術等の高度化による生活の質の向上に資する取組みを支援します。</u> ①機械工業における安全・安心に資する取組みに関する事業 ②健康・医療・介護・福祉分野における技術革新やものづくり・IT 技術等を用いて、生活の質の向上に資する取組み</p> <p><u>(2) 自転車・モーターサイクルの技術革新</u> <u>独創的な発想や新たな可能性を追求した次世代型自転車・モーターサイクルに関する事業</u></p> <p><u>(3) 標準化の推進</u> <u>国際競争力強化に資する国際標準化事業はもとより、同事業に関連する人材の育成・交流等に対しても支援を行います。</u> ①機械工業の国際競争力強化に資する標準化の推進 ②標準化の推進に関連する人材の育成・交流等に関する事業</p> <p><u>(4) 公設工業試験研究所等（以下「公設試」という。）における機械設備拡充事業等</u> <u>地域の中小企業が公設試の機器を積極的に有効活用し、ものづくり、新産業の創出及び産業の高付加価値化につながる事業を産業人材の育成等の観点からも支援していきます。</u> ①公設試における機械設備拡充事業 ②公設試における地域の特性を活かし、好循環につながる産業の創出・人材育成に資</p>	<p>別添 1 機械</p> <p>補助の対象となる事業について</p> <p>I. 振興事業補助</p> <p>1. 重点事業</p> <p><u>東日本大震災以降、「安全・安心」に対する人々の関心は依然として高い水準にあります。機械工業においては、「安全・安心」、特に人命事故への取組みは社会的な要請であり、重点的に支援します。</u> <u>自転車・モーターサイクルをはじめとする機械工業の振興は本財団の重要な目的の一つであり、人と自転車等が環境にやさしく共生していくため、自転車・モーターサイクルに関する調査研究等の事業を積極的に支援します。</u> 標準化の推進については、国際競争力強化に資する国際標準化事業はもとより、人材の育成・交流等に対しても支援を行います。 また、公設工業試験研究所等の役割として、中小企業がその機器を有効利用し、新産業の創出や産業の高付加価値化につながる事業を産業人材の育成等の観点からも支援していきます。</p> <p><u>(1) 機械工業における安全・安心に資する取組みに関する事業のうち、特に人命事故に関わるもの</u> <u>(2) 機械工業における安全・安心に資する取組みに関する事業</u></p> <p><u>(3) 環境にやさしい自転車社会づくりに資する事業並びに自転車・モーターサイクルに関する調査研究等事業</u></p> <p><u>(4) 機械工業の国際競争力強化に資する標準化の推進や、それらに関連する人材の育成・交流等に関する事業</u></p> <p><u>(5) 公設工業試験研究所等（以下「公設試」という。）における機械設備拡充事業等</u></p>

平成27年度(案)	平成26年度
<p style="text-align: center;"><u>する事業</u></p> <p>2. 一般事業</p> <p>機械工業の振興に資する事業であって、重点事業以外の社会的課題を解決する以下の事業を支援していきます。</p> <p>(1) 機械工業におけるものづくり支援に資する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先端技術の開発 ・知的財産の創出 ・付加価値の向上、新規事業の創出、等 <p>(2) 機械工業における地域の中小機械工業の振興に資する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業基盤強化 ・新規事業の展開、等 <p>(3) 機械工業における<u>省エネルギー等の</u>環境分野の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>省エネルギーの推進</u> ・<u>3R(リデュース・リユース・リサイクル)への取組み</u> ・新エネルギーの開発 ・環境問題の解決に資する機械・製品の長寿命化、<u>等</u> (重点事業に移項しメニュー化) <p>(4) <u>公設試が主体的に取組む研究を通し、新たな地域ものづくりや高付加価値等に繋がる事業など、地元企業、大学等と連携して行う共同研究(公設試が主体的に取組む共同研究)</u></p> <p>II. 研究補助</p> <p>機械工業の振興に資する「独創的な研究の促進を通じた成果の社会還元」及び「若手研究者のキャリアアップによる人材育成」を支援します。なお、研究補助の要望にあたっては、2年間で限度として複数年度にわたる研究についての要望を受け付けます。</p> <p>1. 対象となる事業</p> <p>機械工業の振興に資する研究</p> <p>2. 研究補助の種類</p> <p>(1) 大学等研究機関、特定非営利活動法人(NPO法人)、技術研究組合で研究に従事する者による独創的な研究(以下「個別研究」という。)</p> <p>(2) 大学等研究機関、特定非営利活動法人(NPO法人)、技術研究組合で研究に従事する若手研究者*による研究(以下「若手研究」という。)</p> <p style="text-align: center;">※ 若手研究者とは研究に従事してから概ね15年以内にある者を指します。</p>	<p>2. 一般事業</p> <p><u>自転車・モーターサイクル及び機械工業の振興に資する事業</u>であって、重点事業以外の社会的課題を解決する以下の事業を支援していきます。</p> <p>(1) 機械工業におけるものづくり支援に資する事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ①先端技術の開発 ②知的財産の創出 ③付加価値の向上、新規事業の創出、等 <p>(2) 機械工業における地域の<u>中堅・中小</u>機械工業の振興に資する事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事業基盤強化 ②新規事業の展開、等 <p>(3) 機械工業における<u>環境、医療・福祉分野等の</u>振興</p> <ol style="list-style-type: none"> ①3R(リデュース・リユース・リサイクル)への取組み ②省エネルギーの推進 ③新エネルギーの開発 ④環境問題の解決に資する機械・製品の長寿命化 ⑤医療・福祉機器の開発、等 <p>(<u>新設</u>)</p> <p>II. 研究補助</p> <p>機械工業の振興に資する「独創的な研究の促進を通じた成果の社会還元」及び「若手研究者のキャリアアップによる人材育成」を支援します。なお、研究補助の要望にあたっては、2年間で限度として複数年度にわたる研究についての要望を受け付けます。</p> <p>1. 対象となる事業</p> <p>機械工業の振興に資する研究</p> <p>2. 研究補助の種類</p> <p>(1) 大学等研究機関、特定非営利活動法人(NPO法人)、技術研究組合で研究に従事する者による独創的な研究(以下「個別研究」という。)</p> <p>(2) 大学等研究機関、特定非営利活動法人(NPO法人)、技術研究組合で研究に従事する若手研究者*による研究(以下「若手研究」という。)</p> <p style="text-align: center;">※ 若手研究者とは研究に従事してから概ね15年以内にある者を指します。</p>

平成27年度(案)	平成26年度
<p>Ⅲ. 緊急的な対応を必要とする事業への支援</p> <p>上記Ⅰに該当する事業であって、<u>社会的情勢の変化に対応する必要がある、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られないなど、緊急的な対応を必要とする事業を支援します(通称：緊急支援事業)。選定基準等については、別添5の「平成27年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項(P.32)をご参照ください。</u></p> <p><u>なお、</u>当該事業に関しては、予め「RING!RING!プロジェクト」ホームページ http://ringring-keirin.jp の『お問い合わせフォーム』からご連絡ください。</p>	<p>Ⅲ. 緊急事業への支援</p> <p>上記Ⅰに該当する事業のうち、<u>原則、災害に起因する機械工業の「安全・安心」等に資する事業、社会的情勢の変化などに取組む事業であって、緊急に着手する必要があると認める事業を支援します</u>_____。</p> <p>_____当該事業に関しては、予め「RING!RING!プロジェクト」ホームページ http://ringring-keirin.jp の『お問い合わせフォーム』からご連絡ください。</p>

平成27年度(案)	平成26年度
<p>別添2 公益</p> <p>補助の対象となる事業について</p> <p>I. 公益の増進</p> <p>1. 重点事業</p> <p>(1) 自転車・モーターサイクル 競技の普及促進及び競技施設の整備、自転車安全利用のための環境整備・普及啓発に資する事業を支援します。 <u>①東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた自転車競技の競技力向上(強化指定選手遠征)に資する事業</u> <u>②自転車競技・モーターサイクル競技の普及促進及び競技力の向上に資する事業</u> <u>③自転車安全利用等、自転車と人にやさしい健康で安全な社会作りを推進する事業</u> <u>④自転車競技施設・モーターサイクル競技施設の建築</u> <u>⑤競輪・オートレースの補助事業により建築整備された施設の補修事業</u></p> <p>(2) <u>社会環境</u> <u>安全・安心な社会づくりを目指す活動や</u>地域社会の安全・安心に資する活動を支援します。 <u>(①一般事業の文教・社会環境に移項し、削除)</u> <u>(②一般事業の文教・社会環境に移項し、削除)</u> <u>(③社会福祉の増進の幸せに暮らせる社会を創るための活動等に移項し、削除)</u> <u>①警察・消防活動に協力中の事故被害者に対する支援活動</u> <u>(⑤社会福祉の増進の幸せに暮らせる社会を創るための活動等に移項し、削除)</u> <u>②地域社会の安全・安心に資する活動</u> <u>③更生保護施設の建築</u> <u>④競輪・オートレースの補助事業により建築整備された更生保護施設の補修事業</u></p> <p>(3) 国際交流 グローバル化への対応がより一層求められることから、学術・芸術・文化などにおける国際交流の推進及び国際的な舞台で活躍できる人材の育成に資する事業を支援します。 <u>(削除)</u></p> <p>2. 一般事業</p> <p>(1) <u>スポーツ</u> 競技力の向上のほか、「スポーツ基本法」の基本理念に則り、スポーツの推進に主体的に取り組む事業を支援します。 <u>①国内スポーツ競技力向上のための事業</u> <u>②全国的なスポーツ大会の開催</u> <u>③国際相互理解の増進に資する事業</u> <u>④スポーツ振興に関する調査研究、地域の相互連携及び地域間の交流等に資する事業、等</u></p> <p>(2) 医療・公衆衛生</p>	<p>別添2 公益</p> <p>補助の対象となる事業について</p> <p>I. 公益の増進</p> <p>1. 重点事業</p> <p>(1) 自転車・モーターサイクル 競技の普及促進及び競技施設の整備、自転車安全利用のための環境整備・普及啓発に資する事業を支援します。 <u>(新設)</u> <u>①自転車競技・モーターサイクル競技の普及促進及び競技力の向上に資する事業</u> <u>②自転車安全利用等、自転車と人にやさしい健康で安全な社会作りを推進する事業</u> <u>③自転車競技施設・モーターサイクル競技施設の建築</u> <u>④競輪・オートレースの補助事業により建築整備された施設(以下「補助施設」という。)の補修事業</u></p> <p>(2) <u>文教・社会環境</u> <u>子どもの創造性開発、子ども・若者などの引きこもり・不登校に対する自立支援活動等を支援します。</u> <u>また、地域社会の安全・安心に資する事業を支援します。</u> <u>①親と子のふれあい交流活動</u> <u>②地域に根ざした自然・文化・遊び体験活動</u> <u>③引きこもり・不登校に対する支援活動</u> <u>④警察・消防活動に協力中の事故被害者に対する支援活動</u> <u>⑤子どもなどの弱者をいじめ、暴力及び事故や犯罪から守るための活動</u> <u>⑥防犯・防災を進める新たなネットワークづくり、地域社会の安全・安心に資する活動</u> <u>⑦更生保護施設の建築</u> <u>(新設)</u></p> <p>(3) 国際交流 グローバル化への対応がより一層求められることから、学術・芸術・文化などにおける国際交流の推進及び国際的な舞台で活躍できる人材の育成に資する事業を支援します。 <u>・国際交流の推進活動</u></p> <p>2. 一般事業</p> <p>(1) <u>体育・スポーツ</u> 競技力の向上のみならず、「スポーツ基本法」の基本理念に則り、スポーツの推進に主体的に取り組む事業を支援します。 <u>①国内スポーツ競技力向上のための事業及び全国的なスポーツ大会の開催(一部移項)</u> <u>②国際相互理解の増進、地域の相互連携及び地域間の交流等に資する事業、等(新設及び一部移項)</u></p> <p>(2) 医療・公衆衛生</p>

平成27年度(案)	平成26年度
<p>健康・医療に関する普及啓発事業、病気の早期発見及び予防に資する検診車整備事業、並びに難病及び希少難病に関する研究のための医療機器の整備に対する取組みを支援します。</p> <p>①健康や命を守る医療の活動 ②難病及び希少難病に関する研究機器の整備(医療機器の整備) ③検診車の整備</p> <p>(3) 文教・社会環境</p> <p>伝統芸能・音楽・映画など学術・文化の振興、これらの振興を通して青少年の健全育成に資する事業並びに自転車活用による地域振興及び自転車駐輪場の整備、消費者の安全・安心な社会作りに資する活動など主体的に取り組む事業を支援します。</p> <p>①親と子のふれあい交流活動 ②地域に根ざした自然・文化・遊び体験活動 ③学術・文化の振興のための活動 ④青少年の健やかな成長を育む活動 ⑤豊かな自然と動植物を大切にす活動 ⑥自転車・モーターサイクルの活用による地域振興、交通マナー啓発等の活動 ⑦自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設の建築 ⑧消費者にとって「安全・安心」な社会を創る活動、等</p> <p>3. 新世紀未来創造プロジェクト</p> <p>小学生・中学生・高校生を対象として、地域の『ひと・もの・こと』を活かした活動、自己表現力を高め、自立心を養う活動や社会福祉活動など、個性豊かな次代を担う青少年の育成に資する活動を支援します。</p> <p>(1) 地域ふれあい交流活動 学校、クラス、クラブの生徒が中心となって、その地域住民などと交流し、相互に理解を深めるために取り組む活動</p> <p>(2) 実践的研究を通じた人間力育成支援活動 学校、クラス、クラブの生徒が創造力、観察力、行動力を高めるため、独自の視点で新たな教育的価値、チャレンジ精神を創出する実践的・先駆的な研究に取り組む活動</p> <p>(3) 社会福祉活動 子どもが参加・体験等を通じ、地域共生型社会の実現を目指す力を身につける社会福祉活動</p> <p>II. 社会福祉の増進</p> <p>福祉課題を地域で取り込んでいく活動や、医療、介護など様々な分野が連携できる取り組み、児童・高齢者・障害者を地域の中で結びつけ共生できる社会を目指す活動を支援します。</p> <p>1. 児童 子どもの健やかな育成及び虐待からの子どもの保護活動などを通じて、子どもが幸せに暮らせるために日々取り組む活動を支援します。 また、虐待から子どもを守る施設及び児童福祉施設の建築について、その必要性に配慮しつつ支援を行います。</p> <p>(1) 子どもが幸せに暮らせる社会を創る活動</p>	<p>健康・医療に関する普及啓発事業、病気の早期発見及び予防に資する検診車整備事業、並びに難病に関する医療機器の整備に対する取組みを支援します。</p> <p>①健康や命を守る医療の活動 ②難病に関する研究機器の整備(医療機器の整備) ③検診車の整備</p> <p>(3) 文教・社会環境</p> <p>伝統芸能・音楽・映画など学術・文化の振興、これらの振興を通して青少年の健全育成に資する事業並びに自転車活用による地域振興及び自転車駐輪場の整備、消費者の安全・安心な社会作りに資する活動など主体的に取り組む事業を支援します。</p> <p>(重点事業の文教・社会環境からの移項による新設) (重点事業の文教・社会環境からの移項による新設)</p> <p>①学術・文化の振興のための活動 ②青少年の健やかな成長を育む活動 ③豊かな自然と動植物を大切にす活動 ④自転車・モーターサイクルの活用による地域振興、交通マナー啓発等の活動 ⑤自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設の建築 ⑥消費者にとって「安全・安心」な社会をつくる活動、等</p> <p>3. 新世紀未来創造プロジェクト</p> <p>個性豊かな、次代を担う青少年の育成に資する活動を支援します。</p> <p>(1) 対象となる事業 小学生・中学生・高校生の健全育成に資する交流・研究活動</p> <p>(2) 活動補助の種類 ①地域ふれあい交流活動 学校、クラス、クラブの生徒が中心となって、その地域住民などと交流し、相互に理解を深めるために取り組む活動 ②実践的研究を通じた人間力育成支援活動 学校、クラス、クラブの生徒が創造力、観察力、行動力を高めるため、独自の視点で新たな教育的価値、チャレンジ精神を創出する実践的・先駆的な研究に取り組む活動 (新設)</p> <p>II. 社会福祉の増進</p> <p>福祉課題を地域で取り込んでいく活動や、医療、介護など様々な分野が連携できる取り組み、児童・高齢者・障害者を地域の中で結びつけ共生できる社会を目指す活動を支援します。</p> <p>1. 児童 子どもの健やかな育成及び虐待からの子どもの保護活動などを通じて、子どもが幸せに暮らせるために日々取り組む活動を支援します。 また、虐待から子どもを守る施設及び児童福祉施設の建築について、その必要性に配慮しつつ支援を行います。</p> <p>(1) 子どもが幸せに暮らせる社会を創る活動</p>

平成27年度（案）	平成26年度
<p>(2) 虐待から子どもを守る施設の建築 (3) 児童福祉施設の建築</p> <p>2. 高齢者 日ごろから、高齢者の社会参加や地域社会が高齢者を支える新たな仕組み作り、活動の普及等に取り組む事業を支援します。 ・お年寄りが幸せに暮らせる社会を創る活動</p> <p>3. 障害者 障害者の社会参加・自立を支援する活動及びその家族を支援する活動、障害者スポーツの振興等、障害者が地域で幸せに暮らせるために日々取り組む活動を支援します。 また、地域への移行に資する施設の建築について、その必要性に配慮しつつ支援を行います。 (1) 障害のある人が幸せに暮らせる社会を創る活動 (2) 障害者の地域活動のための施設の建築 (3) 障害者のための施設の建築 (4) 身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）を広める活動 (5) 補助犬の繁殖・訓練・ケア施設の建築</p> <p>4. 地域共生型社会支援事業 ・児童、高齢者、障害者が相補的に関わることのできる地域共生型社会づくりを促進する活動</p> <p>5. 幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備 施設利用者の活動や生活の質の向上に資する福祉車両の整備並びに施設に必要な福祉機器の整備等、<u>地域に関わる活動及び</u>幸せに暮らせる福祉社会を創る活動を支援します。 (1) 福祉車両の整備 (2) 福祉機器の整備 (3) 幸せに暮らせる福祉社会を創る活動 (4) 難病及び希少難病をかかえる人への支援並びに難病及び希少難病について正しい理解を深める活動 (5) <u>引きこもり・不登校に対する支援活動</u> (6) <u>子どもなどの弱者をいじめ、暴力及び事故や犯罪から守るための活動</u> (7) 福祉事業を行っている法人格を有さない団体に対して支援を行うことを本来事業の目的とする活動 (8) <u>競輪・オートレースの補助事業により建築整備された施設</u>の補修事業</p> <p>Ⅲ. 東日本大震災復興支援事業</p> <p>被災者・被災地域において主体的に取り組む、その成果を還元するとともに、被災地域の復興・再生に寄与する活動を支援します。 (1) 被災地域及び被災者受入地域における支援拠点、ネットワークづくり活動 (2) 被災地域及び被災者受入地域における高齢者、児童、障害者等を対象とした生活支援（メンタルケア、教育支援等）活動 (3) 被災地域の記録活動（後世への伝承、普及・啓発） (4) 実態調査、現在・将来にわたるニーズ調査活動（普及・啓発）</p>	<p>(2) 虐待から子どもを守る施設の建築 (3) 児童福祉施設の建築</p> <p>2. 高齢者 日ごろから、高齢者の社会参加や地域社会が高齢者を支える新たな仕組み作り、活動の普及等に取り組む事業を支援します。 ・お年寄りが幸せに暮らせる社会を創る活動</p> <p>3. 障害者 障害者の社会参加・自立を支援する活動及びその家族を支援する活動、障害者スポーツの振興等、障害者が地域で幸せに暮らせるために日々取り組む活動を支援します。 また、地域への移行に資する施設の建築について、その必要性に配慮しつつ支援を行います。 (1) 障害のある人が幸せに暮らせる社会を創る活動 (2) 障害者の地域活動のための施設の建築 (3) 障害者のための施設の建築 (4) 身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）を広める活動 (5) 補助犬の繁殖・訓練・ケア施設の建築</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4. 幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備 施設利用者の活動や生活の質の向上に資する福祉車両の整備並びに施設に必要な福祉機器の整備等、_____幸せに暮らせる福祉社会を創る活動を支援します。 (1) 福祉車両の整備 (2) 福祉機器の整備 (3) 幸せに暮らせる福祉社会を創る活動 (4) 難病及び希少難病をかかえる人を支援する活動</p> <p><u>(重点事業の文教・社会環境からの移項による新設)</u> <u>(重点事業の文教・社会環境からの移項による新設)</u></p> <p>(5) 福祉事業を行っている法人格を有さない団体に対して支援を行うことを本来事業の目的とする活動 (6) 補助施設の補修事業</p> <p>Ⅲ. 地域振興（東日本大震災復興支援補助）</p> <p>被災者・被災地域において主体的に取り組む、その成果を還元するとともに、被災地域の復興・再生に寄与する活動を支援します。 (1) 被災地域および被災者受入地域における支援拠点、ネットワークづくり活動 (2) 被災地域および被災者受入地域における高齢者、児童、障害者等を対象とした生活支援（メンタルケア、教育支援等）活動 (3) 被災地域の記録活動（後世への伝承、普及・啓発） (4) 実態調査、現在・将来にわたるニーズ調査活動（普及・啓発）</p>

平成27年度(案)	平成26年度
<p>(5) 被災者や被災地域が行う復興(まちづくり、くらしづくり等)活動 (6) 被災者の自立支援、就業支援を目的とした活動</p> <p>IV. 非常災害の援護</p> <p>今後の大規模な自然災害に備え、防災対策の推進、災害時における救援・救助のための物資の整備を支援します。 また、非常災害時における人的・物的、その他必要な救援・救助及び復旧・復興活動を支援します。</p> <p>(1) 非常災害時の救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与に関する事業 (2) 非常災害時の救援・救助及びその後の復旧・復興に関する事業</p> <p>V. 緊急的な対応を必要とする事業への支援</p> <p>上記Ⅰ、Ⅱに該当する事業で<u>あって、社会的情勢の変化に対応する必要があり、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られないなど、緊急的な対応を必要とする事業を支援します。(通称：緊急支援事業)(通称：緊急支援事業)選定基準等については、別添5の「平成27年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項(P.32)をご参照ください。</u> <u>なお、当該事業に関しては、予め「RING!RING!プロジェクト」ホームページhttp://ringring-keirin.jpの『お問い合わせフォーム』からご連絡ください。</u></p>	<p>(5) 被災者や被災地域が行う復興(まちづくり、くらしづくり等)活動 (6) 被災者の自立支援、就業支援を目的とした活動</p> <p>IV. 非常災害の援護</p> <p>今後の大規模な自然災害に備え、防災対策の推進、災害時における救援・救助のための物資の整備を支援します。 また、非常災害時における人的・物的、その他必要な救援・救助及び復旧・復興活動を支援します。</p> <p>(1) 非常災害時の救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与に関する事業 (2) 非常災害時の救援・救助及びその後の復旧・復興に関する事業</p> <p>V. 緊急事業への支援</p> <p>上記Ⅰ、Ⅱに該当する事業であり、社会的情勢の変化などに取組む事業であって、緊急に着手する必要があると認める事業を支援します_____。</p> <p>_____当該事業に関しては、予め「RING!RING!プロジェクト」ホームページhttp://ringring-keirin.jpの『お問い合わせフォーム』からご連絡ください。</p>

別添3

機械

補助事業の事業経費の基準

I. 振興事業補助

(1) 振興事業補助

- ・対象となる経費は、補助事業の実施に必要不可欠な経費に限ります。
- ・海外経費が含まれる場合は、国内経費と海外経費とに分けて表記してください。
 - ・国内経費 ~ 国内において支払いを必要とする経費
 - ・海外経費 ~ 国外において支払いを必要とする経費

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅費	旅費	運賃		運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもののみ対象です。タクシー代・ 特別車両料金は対象となりません。
		国内航空賃(普通席)		
		日当	4,000円/日	
		宿泊料	8,000円/泊	・食費は対象となりません。
	航空賃	海外航空賃(〒イスクウトエコノミー)		・任意保険等は対象となりません。 ・支度金等は対象となりません。
交通費	委員会に出席するための交通費	1,000円/回	(削除)	
物件費	機械設備費			・研究に使用するための1点5万円以上の機器、備品及び資材が対象となります。 ・本補助事業に必要ではない付属品は、対象となりません。
事業費	委員手当	委員長	10,000円/回	・委員として学識者又はこれに準ずると認められる者を委嘱した場合が対象です。 ・委員会及び幹事会(専門委員会又は分科会)を開催した場合のみ対象です。
		委員	9,000円/回	
	謝金	講師	50,000円/日	講師として、講習会、セミナー等に学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。
		専門的な業務に従事する者	9,000円/日 4,500円/半日(4時間まで)	学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。
	研究員手当	調査研究、開発研究に直接従事する研究者に対する手当	9,000円/日 4,500円/半日(4時間まで)	博士の学位を有する者(又は、博士課程修了者)、若しくは、補助先において研究員の役職を有する者であって、十分な研究実績を有する者が対象です。
	臨時備役費	事業を実施する上で直接必要なアルバイトの日当	6,000円/日 3,000円/半日(4時間まで)	・交通費を含む額です。 ・同一人で年間最大200日が対象です。
会場費	会場借上料 会場設営費 看板代等		・イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事のためにその期間中一時的に会場を借上げるための経費及び付帯する機器設備等設営費に限り対象です。 ・「看板代等」は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。	

別添3

機械

補助事業の事業経費の基準

I. 振興事業補助

- ・対象となる経費は、補助事業の実施に必要不可欠な経費に限ります。
- ・海外経費が含まれる場合は、国内経費と海外経費とに分けて表記してください。
 - ・国内経費 ~ 国内において支払いを必要とする経費
 - ・海外経費 ~ 国外において支払いを必要とする経費

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅費	旅費	運賃		運賃は_____算出基礎が証明できるもののみ対象です。タクシー代・_____は対象となりません。
		国内航空賃()		
		日当	4,000円/日	
		宿泊料	8,000円/泊	(新設)
	航空賃	海外航空賃(〒イスクウトエコノミー)		・任意保険等は対象となりません。 ・支度金等は対象となりません。
交通費	委員会に出席するための交通費	1,000円/回	タクシー代は対象となりません。	
物件費	機械設備費			・研究に使用するための1点5万円以上の機器、備品及び資材が対象となります。 ・本補助事業に必要ではない付属品は、対象となりません。
事業費	委員手当	委員長	10,000円/回	・委員として学識者又はこれに準ずると認められる者を委嘱した場合が対象です。 ・委員会及び幹事会(専門委員会又は分科会)を開催した場合のみ対象です。
		委員	9,000円/回	
	謝金	講師	50,000円/日	講師として、講習会、セミナー等に学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。
		専門的な業務に従事する者	9,000円/日 4,500円/半日(4時間まで)	学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。
	研究員手当	調査研究、開発研究に直接従事する研究者に対する手当	9,000円/日 4,500円/半日(4時間まで)	博士の学位を有する者(又は、博士課程修了者)、若しくは、補助先において研究員の役職を有する者であって、十分な研究実績を有する者が対象です。
	臨時備役費	事業を実施する上で直接必要なアルバイトの日当	6,000円/日 3,000円/半日(4時間まで)	・交通費を含む額です。 ・同一人で年間最大200日が対象です。
会場費	会場借上料 会場設営費 看板代等		・イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事のためにその期間中一時的に会場を借上げるための経費及び付帯する機器設備等設営費に限り対象です。 ・「看板代等」は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。	

平成27年度(案)					平成26年度				
経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考	経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
事業費	運送料	事業に直接必要な発送経費(郵送料を含む)		・重量物の運送費も含む。	事業費	送料	補助事業に係わる報告書、アンケート等の送料		(新設)
	資料購入費	図書購入費		・一般的な雑誌類、フィクションの類は対象となりません。 ・年間購読料は、当該年度のものに限ります。		資料購入費	図書購入費		・一般的な雑誌類、フィクションの類は対象となりません。 ・年間購読料は、当該年度のものに限ります。
	実験材料費			研究に使用するための試薬、試料、1点5万円未満の機器、備品及び資材が対象です。		実験材料費			研究に使用するための試薬、試料、1点5万円未満の機器、備品及び資材が対象です。
	機器借上料			研究に必要な検査機器等の借上料		機器借上料			研究に必要な検査機器等の借上料
	原稿料	原稿料/速記料	2,500円/400字			原稿料	原稿料/速記料	2,500円/400字	
	翻訳料	英文和訳	2,600円/400字	・翻訳と同時に原稿を作成する場合も同額とします。 ・翻訳を本業とすることを証明出来る者。		翻訳料	英文和訳	2,600円/400字	・翻訳と同時に原稿を作成する場合も同額とします。 ・翻訳を本業とすることを証明出来る者。
		英語以外の外国語の和訳	3,200円/400字				英語以外の外国語の和訳	3,200円/400字	
		和文英訳	4,800円/(400字又は200ワード)				和文英訳	4,800円/(400字又は200ワード)	
	英語以外の外国語の翻訳	5,400円/(400字又は200ワード)	英語以外の外国語の翻訳	5,400円/(400字又は200ワード)					
通訳料	通訳料	100,000円/日 50,000円/半日(4時間まで)	・この金額によることが難しいものについては、依頼する業務の内容及びその者の学識経験等を勘案して本財団が査定する額とします。 ・通訳を本業とすることを証明出来る者。	通訳料	通訳料	100,000円/日 50,000円/半日(4時間まで)	・この金額によることが難しいものについては、依頼する業務の内容及びその者の学識経験を勘案して本財団が査定する額とします。 ・通訳を本業とすることを証明出来る者。		
印刷費	報告書、研修会用テキスト等		・印刷物を作成する場合、事業完了時にはPDFデータを提出してください。 ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。 (コピー代は対象となりません。)	印刷費	報告書、研修会用テキスト等		印刷物を作成する場合、事業完了時にはPDFデータを提出してください。 (新設) (発送費・コピー代は対象となりません。)		
委託事業費	・アンケート調査等の集計等(請負契約) ・シンポジウムの会場設営・運営等		当該事業に必要な不可欠で、委託することの説明を十分にできるもの限り対象とします。	委託事業費	・アンケート調査等の集計等(請負契約) ・シンポジウムの会場設営・運営等		当該事業に必要な不可欠で、委託することの説明を十分にできるもの限り対象とします。		
委託調査費	調査事業を外部に委託する場合の経費	事業項目毎の補助対象経費総額の50%未満		委託調査費	調査事業を外部に委託する場合の経費	事業項目毎の補助対象経費総額の50%未満			
コンピュータ費	プログラム開発等		当該事業に必要な不可欠で、機種選定・業者選定等の説明を十分にできるもの限り対象とします。	コンピュータ費	プログラム開発等		当該事業に必要な不可欠で、機種選定・業者選定等の説明を十分にできるもの限り対象とします。		

※ 次の経費は対象となりません。

- 事業者の国内・海外事務所の借室料及び海外事務所経費
- 事業者が調査研究を行うに当たり、事業の中心となる調査研究そのものは外部に委託し、事業者は実質的に委託先の審査のみを行っている場合の「委託調査費」
- 同一日、同一人の「日当」、「委員手当」、「謝金」、「研究員手当」、「臨時備役費」の重複
- 当該法人の役職員への「委員手当」、「謝金」

※ 次の経費は対象となりません。

- 事業者の国内・海外事務所の借室料及び海外事務所経費
- 事業者が調査研究を行うに当たり、事業の中心となる調査研究そのものは外部に委託し、事業者は実質的に委託先の審査のみを行っている場合の「委託調査費」
- 同一日、同一人の「日当」、「委員手当」、「謝金」、「研究員手当」、「臨時備役費」の重複
- 当該法人の役職員への「委員手当」、「謝金」

(2) 公設試における機械設備拡充事業
対象となる経費は、機械設備費のみとなります。設置する機器内で使用する付属品・ソフトウェア以外は対象となりません。

(新設)

(3) 公設試における地域の特性を活かし、好循環につながる産業の創出・人材育成に資する事業
対象となる経費は、補助事業の実施に必要な不可欠な経費に限ります。

(新設)

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅費	旅費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもののみ対象です。 ・タクシー代・特別車両料金は対象となりません。
		国内航空賃 (普通席)		
物件費	機械設備費			・研究に使用するための1点5万円以上の機器、備品及び資材が対象となります。 ・本補助事業に必要なではない付属品は、対象となりません。
事業費	謝金	講師	50,000円/日	講師として、講習会、セミナー等に学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。
		専門的な業務に従事する者	9,000円/日 4,500円/半日(4時間まで)	学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。
	会場費	会場借上料 会場設営費 看板代等		・イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事のためにその期間中一時的に会場を借上げるための経費及び付帯する機器設備等設営費に限り対象です。 ・「看板代等」は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。
	実験材料費			研究に使用するための試薬、試料、1点5万円未満の機器、備品及び資材が対象です。
	通訳料	通訳料	100,000円/日 50,000円/半日(4時間まで)	・この金額によることが難しいものについては、依頼する業務の内容及びその者の学識経験等を勘案して本財団が査定する額とします。 ・通訳を本業とすることを証明出来る者。
	印刷費	報告書、研修会用テキスト等		・印刷物を作成する場合、事業完了時にはPDFデータを提出してください。 ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。 (コピー代は対象となりません。)

※ 次の経費は対象となりません。
 ○当該法人の役職員への「謝金」

(4) 公設試が主体的に取り組む共同研究

(新設)

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	備考
物件費	機器設備費	研究に使用するための1点5万円以上の機器、備品及び資材	
事業費	実験材料費	研究に使用するための試薬、試料、1点5万円未満の機器、備品及び資材	

II. 研究補助

- ・対象となる経費は、補助事業の研究活動に直接的に必要な経費に限ります。
- ・海外経費が含まれる場合は、国内経費と海外経費とに分けて表記してください。
 - ・国内経費 ～ 国内において支払いを必要とする経費
 - ・海外経費 ～ 国外において支払いを必要とする経費

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅費	旅費	運賃		運賃は <u>公共交通機関</u> で算出基礎が証明できるもののみ対象です。タクシー代・ <u>特別車両料金</u> は対象となりません。
		国内航空賃 (普通席)		
		日当	4,000円/日	
		宿泊料	8,000円/泊	<u>食費は対象となりません。</u>
		<u>学会参加費</u>		<u>補助事業に直接関係があるもの</u> に限り対象です。
	航空賃	海外航空賃 (ディスカウントエコノミー)		・任意保険等は対象となりません。 ・支度金等は対象となりません。
	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
物件費	機器設備費			研究に使用するための1点5万円以上の機器、備品及び資材
事業費	謝金	研究協力者	9,000円/日 4,500円/ 半日(4時間まで)	共同研究者以外の外部協力者
		研究作業員	6,000円/日 3,000円/ 半日(4時間まで)	研究活動に必要な資料、実験、測定、実態調査等の研究補助作業員
	<u>運送料</u>	<u>事業に直接必要な発送経費(郵送料を含む)</u>		<u>重量物の運送料も含む。</u>
	資料購入費	図書購入費		・補助事業に直接関係があり専門性が高いものに限り対象です。 ・一般的な雑誌類、フィクションの類は対象となりません。 (削除) ・年間購読料は、当該年度のものに限ります。
	実験材料費			・研究に使用するための試薬、試料 ・1点5万円未満の機器、備品及び資材
	機器借上料			研究に必要な検査機器等の借上料
	印刷費	報告書、研修会用テキスト等		印刷物を作成する場合、事業完了時にPDFデータを提出してください。
	委託事業費	・アンケート調査等の集計、 <u>外部での実験作業</u> (請負契約)等 ・(削除)		・当該事業に必要な不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限ります。 ・アンケート調査、データ集計、実験等を外部に委託する場合の経費

※ 次の経費は対象となりません。

- 代表研究者・共同研究者の件数費
- 有料出版物の刊行費用
- 大学等の研究室に通常配備されている機器・備品類(パソコンを含む)
- 同一日、同一人の「日当」、「謝金」の重複

II. 研究補助

- ・対象となる経費は、補助事業の研究活動に直接的に必要な経費に限ります。
- ・海外経費が含まれる場合は、国内経費と海外経費とに分けて表記してください。
 - ・国内経費 ～ 国内において支払いを必要とする経費
 - ・海外経費 ～ 国外において支払いを必要とする経費

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅費	旅費	運賃		運賃は_____算出基礎が証明できるもののみ対象です。タクシー代_____は対象となりません。
		国内航空賃 (_____)		
		日当	4,000円/日	
		宿泊料	8,000円/泊	(新設)
		(新設)		
	航空賃	海外航空賃 (ディスカウントエコノミー)		・任意保険等は対象となりません。 ・支度金等は対象となりません。
	交通費	委員会等に出席するための交通費	1,000円/回	タクシー代は対象となりません。
物件費	機器設備費			研究に使用するための1点5万円以上の機器、備品及び資材
事業費	謝金	研究協力者	9,000円/日 4,500円/ 半日(4時間まで)	共同研究者以外の外部協力者
		研究作業員	6,000円/日 3,000円/ 半日(4時間まで)	研究活動に必要な資料、実験、測定、実態調査等の研究補助作業員
	<u>送 料</u>	<u>補助事業に係わる報告書、アンケート等の送料</u>		(新設)
	資料購入費	図書購入費		・補助事業に直接関係があり専門性が高いものに限り対象です。 ・一般的な雑誌類、フィクションの類は対象となりません。 ・送料は対象となりません。 ・年間購読料は、当該年度のものに限ります。
	実験材料費			・研究に使用するための試薬、試料 ・1点5万円未満の機器、備品及び資材
	機器借上料			研究に必要な検査機器等の借上料
	印刷費	報告書、研修会用テキスト等		印刷物を作成する場合、事業完了時にPDFデータを提出してください。
	委託事業費	・アンケート調査等の集計等 (請負契約) ・シンポジウムの会場設営・運営等		・当該事業に必要な不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限ります。 ・アンケート調査、データ集計、実験等を外部に委託する場合の経費

※ 次の経費は対象となりません。

- 代表研究者・共同研究者の件数費
- 有料出版物の刊行費用
- 大学等の研究室に通常配備されている機器・備品類(パソコンを含む)
- 同一日、同一人の「日当」、「謝金」の重複

平成27年度(案)	平成26年度
<p>Ⅲ. 緊急的な対応を必要とする事業への支援</p> <p><u>(1) 対象となる法人</u></p> <p><u>(2) 対象となる事業</u></p> <p><u>上記「振興事業補助」に準ずる。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

別添4

公益

補助事業の事業経費の基準

I. 施設の建築及び補修

1. 対象となる事業

(1) 施設の建築(新築)

新たに施設を建築する事業

※対象建物及び建物を建てる土地を借入のための担保に供することは認められません。(福祉医療機構からの借入の場合を除きます。)

(2) 施設の補修

競輪・オートレースの補助事業により整備された

- ① 自転車・モーターサイクル競技施設及び自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設で、その原状回復のため補修する事業
- ② 補助施設のうち、更生保護施設、社会福祉施設を補修する事業

2. 対象となる経費

(1) 建築

- ① 設計監理費
- ② 建築整備の実施に必要な不可欠な経費
- ③ 建築時に必要とされる付帯設備費
- ④ 建築時に必要とされる備品などの初度調弁費
(単価5万円以上を対象とします。)

(2) 補修

- ① 設計監理費
- ② 補修の実施に必要な不可欠な経費

※以下の経費などがある場合は補助の対象外とします。

- ① 既存建物の買取りに係わる経費
- ② 土地の取得、造成、外構工事及び造園に係わる経費
- ③ 既存施設及び設備の撤去費
- ④ 付帯設備のみの経費

1. 建築基準単価(新築)

建築基準単価	建築物の主要構造部の構造区分(注1)	1㎡当たりの基準単価(千円)(注2)
	鉄筋コンクリート造	178
	鉄骨造	162
	木造及び軽量鉄骨造	145

(注1) 建築物の主要構造部の構造は、建築基準法施行令によります。

(注2) ① 実際の単価*が上表より低い場合は、その実際の単価によります。

※(建築工事見積総額-付帯設備工事費)÷延べ床面積=1㎡当たりの単価

別添4

公益

補助事業の事業経費の基準

I. 施設の建築及び補修

1. 対象となる事業

(1) 施設の建築(新築)

新たに施設を建築する事業

※対象建物及び建物を建てる土地を借入のための担保に供することは認められません。(福祉医療機構からの借入の場合を除きます。)

(2) 施設の補修

競輪・オートレースの補助事業により整備された

- ① 自転車・モーターサイクル競技場及び自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設で、その原状回復のため補修する事業
- ② 補助施設のうち、更生保護施設、社会福祉施設を補修する事業

2. 対象となる経費

(1) 建築

- ① 設計監理費
- ② 建築整備の実施に必要な不可欠な経費
- ③ 建築時に必要とされる付帯設備費
- ④ 建築時に必要とされる備品などの初度調弁費
(単価5万円以上を対象とします。)

(2) 補修

- ① 設計監理費
- ② 補修の実施に必要な不可欠な経費

※以下の経費などがある場合は補助の対象外とします。

- ① 既存建物の買取りに係わる経費
- ② 土地の取得、造成、外構工事及び造園に係わる経費
- ③ 既存施設及び設備の撤去費
- ④ 付帯設備のみの経費

1. 建築基準単価(新築)

建築基準単価	建築物の主要構造部の構造区分(注1)	1㎡当たりの基準単価(千円)(注2)
	鉄筋コンクリート造	168
	鉄骨造	153
	木造	140

(注1) 建築物の主要構造部の構造は、建築基準法施行令によります。

(注2) ① 実際の単価*が上表より低い場合は、その実際の単価によります。

※(建築工事見積総額-付帯設備工事費)÷延べ床面積=1㎡当たりの単価

平成27年度(案)			
<p>② 基準単価には建物の機能に必要な不可欠な次の費用を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計監理費 ・給排水衛生換気設備 ・浄化槽設備 ・自動火災報知機設備 ・非常通報装置設備 ・リフト(乗用以外)設備の工事の各々に要する費用 ・電気設備 ・ガス設備 ・非常用照明設備 ・消火栓設備 			
<p>2. 付帯設備基準単価(新築)</p> <p>施設の建築をする際、下表の付帯設備名に限り、各基準内において建築費に加算することができます。</p>			
付帯設備名	基準単価(上限)	備 考	
暖冷房設備			
・暖房設備のみの場合 ・床暖房のみの場合	建築基準単価の9%		
・冷房設備のみの場合	建築基準単価の11%		
・暖冷房設備の場合	建築基準単価の13%		
・暖冷房に床暖房併設の場合			
エレベーター設備	4 停止 1基につき 6,900 千円 3 停止 " 6,600 千円 2 停止 " 6,300 千円 小型(積載200kg/3人乗)の場合 1基につき2,000 千円		
合併処理槽設備	定員1人当たり 100 千円	<ul style="list-style-type: none"> ・JIS算定対象人員 ・処理槽本体、標準工事費を含む ・処理排水BOD・20PPM ・1施設当たり10,000千円を限度とする 	
スプリンクラー設備			
1㎡当たりの基準単価	14,200 円	・設置面積のみを対象とする	(削除)
1㎡当たりの基準単価(水道直結型スプリンクラー設備の場合)	9,000 円		-
<p>3. 施設の建築基準(対象施設、基準面積、初度調弁費、上限金額)</p> <p>○公益の増進関連</p>			
施設	基準面積(㎡)	初度調弁費(千円)	
自転車・モーターサイクル			
(1) 自転車・モーターサイクル競技施設(上限金額:150,000千円)			

平成26年度			
<p>② 基準単価には建物の機能に必要な不可欠な次の費用を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計監理費 ・給排水衛生換気設備 ・浄化槽設備 ・自動火災報知機設備 ・非常通報装置設備 ・リフト(乗用以外)設備の工事の各々に要する費用 ・電気設備 ・ガス設備 ・非常用照明設備 ・消火栓設備 			
<p>2. 付帯設備基準単価(新築)</p> <p>施設の建築をする際、下表の付帯設備名に限り、各基準内において建築費に加算することができます。</p>			
付帯設備名	基準単価(上限)	備 考	
暖冷房設備			
・暖房設備のみの場合 ・床暖房のみの場合	建築基準単価の9%		
・冷房設備のみの場合	建築基準単価の11%		
・暖冷房設備の場合	建築基準単価の13%		
・暖冷房に床暖房併設の場合			
エレベーター設備	4 停止 1基につき 6,900 千円 3 停止 " 6,600 千円 2 停止 " 6,300 千円 小型(積載200kg/3人乗)の場合 1基につき2,000 千円		
合併処理槽設備	JIS算定対象人員 1人当たり 100 千円	<ul style="list-style-type: none"> ・処理槽本体、標準工事費を含む ・処理排水BOD・20PPM ・1施設当たり10,000千円を限度とする 	
スプリンクラー設備			
1㎡当たりの基準単価	14,200 円	・消防法上設置が義務付けられている場合対象とする ・設置面積のみを対象とする	床面積1,000㎡以上の施設を対象とする
1㎡当たりの基準単価(水道直結型スプリンクラー設備の場合)	9,000 円		-
<p>3. 施設の建築基準(対象施設、基準面積、初度調弁費、上限金額)</p> <p>○公益の増進関連</p>			
施設	基準面積(㎡)	初度調弁費(千円)	
自転車・モーターサイクル			
(1) 自転車・モーターサイクル競技施設(上限金額:150,000千円)			

平成27年度(案)				
施設	基準面積(m ²)		初度調弁費(千円)	
文教・社会環境				
(2) 更生保護施設(上限金額: 80,000千円)				
更生保護施設	1名当たり		27.7	1名当たり 129
	収容人員が23名以下の施設に限り、収容人員1名につき1名当たり5.5を加算することができる。(20名を限度とする)	1名当たり	5.5 を加算	
	個室整備をする場合	1室当たり	2.9 を加算	
	被保護者の集団処遇のための専用の集会室を設ける場合	1名当たり	4 を加算	
	上記集会室を、被保護者の処遇のために地域住民を活用する地域交流室として使用する場合	1名当たり	1 を加算	
更生保護施設職員 宿舎	1名当たり		19	-
	1世帯		47	
補助対象となる入居対象職員は、更生保護施設に勤務する職員とする。入居対象者数は、施設収容定員20名以下は4名、21名以上は10名(10名未満は10名として取り扱う)増すごとに1名加算。世帯数は1世帯に限る。				
(3) 自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設(上限金額: 1施設50,000千円)				

○社会福祉の増進関連

施設	基準面積(m ²)		初度調弁費(千円)	
児童				
(1) 虐待から子どもを守る施設(上限金額: 80,000千円)				
児童養護施設	1名当たり		25.9	1名当たり 129
	心理療法室を整備する場合	1施設	150 を加算	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合 1名当たり 112 を加算
	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1名当たり	11.38 を加算	
	親子生活訓練室を整備する場合	1施設	29.8 を加算	
	乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合	1名当たり	7.2 を加算	
地域子育て支援スペースを整備する場合	1施設	80.3 を加算		
地域小規模児童養護施設	1名当たり		25.9	1名当たり 129
				本体施設とのネットワークのための映像情報関係機器を整備する場合 500 を加算
情緒障害児短期治療施設	1名当たり		30.7	1名当たり 129
	心理療法室を整備する場合	1施設	230 を加算	

平成26年度				
施設	基準面積(m ²)		初度調弁費(千円)	
文教・社会環境				
(2) 更生保護施設(上限金額: 80,000千円)				
更生保護施設	1名当たり		27.7	1名当たり 129
	収容人員が23名以下の施設に限り、収容人員1名につき1名当たり5.5を加算することができる。(20名を限度とする)	1名当たり	5.5 を加算	
	個室整備をする場合	1室当たり	2.9 を加算	
	被保護者の集団処遇のための専用の集会室を設ける場合	1名当たり	4 を加算	
	上記集会室を、被保護者の処遇のために地域住民を活用する地域交流室として使用する場合	1名当たり	1 を加算	
更生保護施設職員 宿舎	1名当たり		19	-
	1世帯		47	
補助対象となる入居対象職員は、更生保護施設に勤務する職員とする。入居対象者数は、施設収容定員20名以下は4名、21名以上は10名(10名未満は10名として取り扱う)増すごとに1名加算。世帯数は1世帯に限る。				
(3) 自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設(上限金額: 1施設50,000千円)				

○社会福祉の増進関連

施設	基準面積(m ²)		初度調弁費(千円)	
児童				
(1) 虐待から子どもを守る施設(上限金額: 80,000千円)				
児童養護施設	1名当たり		25.9	1名当たり 129
	心理療法室を整備する場合	1施設	150 を加算	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合 1名当たり 112 を加算
	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1名当たり	11.38 を加算	
	親子生活訓練室を整備する場合	1施設	29.8 を加算	
	乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合	1名当たり	7.2 を加算	
地域子育て支援スペースを整備する場合	1施設	80.3 を加算		
地域小規模児童養護施設	1名当たり		25.9	1名当たり 129
				本体施設とのネットワークのための映像情報関係機器を整備する場合 500 を加算
情緒障害児短期治療施設	1名当たり		30.7	1名当たり 129
	心理療法室を整備する場合	1施設	230 を加算	

平成27年度(案)					平成26年度								
施設	基準面積(m ²)			初度調弁費(千円)		施設	基準面積(m ²)			初度調弁費(千円)			
情緒障害児短期治療施設付属学習施設	-			1施設当たり	1,000	情緒障害児短期治療施設付属学習施設	-			1施設当たり	1,000		
児童自立支援施設	1名当たり			36.8	1名当たり	129	児童自立支援施設	1名当たり			36.8	1名当たり	129
	通所部門を整備する場合	1名当たり	14.6を加算	通所部門を整備する場合	1名当たり	108を加算		通所部門を整備する場合	1名当たり	14.6を加算	通所部門を整備する場合	1名当たり	108を加算
(2) 児童福祉施設(上限金額:50,000千円)					(2) 児童福祉施設(上限金額:50,000千円)								
母子生活支援施設	1世帯			60.4	1世帯	129	母子生活支援施設	1世帯			60.4	1世帯	129
	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1世帯当たり	37.92を加算	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1世帯当たり	112を加算		子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1世帯当たり	37.92を加算	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1世帯当たり	112を加算
	乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合	1名当たり	7.2を加算	母子家庭等子育て支援室を整備する場合	1世帯当たり	44を加算		乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合	1名当たり	7.2を加算	母子家庭等子育て支援室を整備する場合	1世帯当たり	44を加算
	母子家庭等子育て支援室を整備する場合	1世帯当たり	9.4を加算					母子家庭等子育て支援室を整備する場合	1世帯当たり	9.4を加算			
児童厚生施設	-			1施設当たり	1,000	児童厚生施設	-			1施設当たり	1,000		
知的障害児施設	1名当たり			23.8	1名当たり	129	知的障害児施設	1名当たり			23.8	1名当たり	129
	強度行動障害特別処遇事業のための居室等を整備する場合	1施設	100を加算	強度行動障害特別処遇事業のための居室等を整備する場合				1施設	100を加算				
児童発達支援センター					児童発達支援センター								
旧知的障害児通園施設	1名当たり			13.9	1名当たり	109	児童発達支援センター 旧知的障害児通園施設	1名当たり			13.9	1名当たり	109
旧難聴幼児通園施設	1名当たり			8.9	1名当たり	109	旧難聴幼児通園施設	1名当たり			8.9	1名当たり	109
旧肢体不自由児通園施設	1名当たり			14.6	1名当たり	109	旧肢体不自由児通園施設	1名当たり			14.6	1名当たり	109
旧重症心身障害児通園施設A型	1名当たり			14.6	1名当たり	108	旧重症心身障害児通園施設A型	1名当たり			14.6	1名当たり	108
医療型児童発達支援センター					医療型児童発達支援センター								
旧肢体不自由児施設(入院治療部門)	100名以下の場合	1名当たり	39.7	1名当たり	129	旧肢体不自由児施設(入院治療部門)	100名以下の場合	1名当たり	39.7	1名当たり	129		
	収容人員が101名以上の場合	超えた人数分 1名当たり	19.7				収容人員が101名以上の場合	超えた人数分 1名当たり	19.7				
旧肢体不自由児施設(通院治療部門)	1名当たり			14.6	1名当たり	109	旧肢体不自由児施設(通院治療部門)	1名当たり			14.6	1名当たり	109
盲・ろうあ児施設	1名当たり			23.9	1名当たり	129	盲・ろうあ児施設	1名当たり			23.9	1名当たり	129
重症心身障害児施設	100名以下の場合	1名当たり	39.7	1名当たり	129	重症心身障害児施設	100名以下の場合	1名当たり	39.7	1名当たり	129		
	収容人員が101名以上の場合	超えた人数分 1名当たり	19.7				収容人員が101名以上の場合	超えた人数分 1名当たり	19.7				
自閉症児施設	1名当たり			第1種	27.9	1名当たり	自閉症児施設	1名当たり			第1種	27.9	
				第2種	24.4						第2種	24.4	
	強度行動障害特別処遇事業のための居室等を整備する場合(第2種)	1施設	100を加算	強度行動障害特別処遇事業のための居室等を整備する場合(第2種)	1施設			100を加算					

平成27年度(案)			
施設	基準面積(m ²)		初度調弁費(千円)
児童家庭支援センター	1施設	84.4	—
ショートステイ施設	1名当たり	11	1名当たり 118
児童自立援助ホーム	1名当たり	23.3	1名当たり 129
自立訓練棟	—		1施設当たり 1,000

障 害 者			
(1) 障害者の地域活動のための施設(上限金額:50,000千円)			
障害者地域活動拠点施設	1施設	300	1施設当たり 1,000
(2) 障害者のための施設(上限金額:50,000千円ただし、作業所は24,000千円)			
障害者グループホーム	1名当たり(1棟当たり2名以上10名以内)	23.3	1名当たり 129
障害者福祉ホーム	1名当たり	39.7	1名当たり 129
作業所	—		1施設当たり 1,000
(3) 補助犬の繁殖・訓練・ケア施設(上限金額:50,000千円)			

※「障害者地域活動拠点施設」とは、障害者総合支援法の「地域活動支援センター」に、「障害者が自ら行う地域活動」の拠点となる機能を付加した施設です。

・施設の仕様には、以下の2点に注意して下さい。

(1) 「地域活動支援センター」の機能に必要な施設であること。

(2) (1)に加えて、「障害者が自ら行う地域活動」に必要な施設であること。

4. 施設の補修基準(対象施設、補修対象、上限金額)

施設	補修対象	上限金額
自転車・モーターサイクル競技施設	走路のひび割れ及び保護シーリング 付属建物:屋根、外壁からの漏水の補修	30,000千円
自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設	自転車競技関連施設(ロードレースコース、MTB用コース及びBMX用コース)の路面整備及び安全確保に必要な不可欠とされる補修 ・訓練施設(付属建物含む)及びサイクリススポーツの振興普及に係わる施設の補修 ・上記施設に必要な関連機械器具の補修	
更生保護施設、社会福祉施設	屋根、外壁からの漏水の補修	

※ 補修の対象事業は、上記施設であって、施設取得後、完成後引き渡しから原則として15年以上(自転車・モーターサイクル競技施設の走路、自転車競技場を中心とした総合的な施設を除く。)を経過し、屋根、屋上の防水及び走路等の老朽化を放置すると、施設機能に重大な影響が生じ、補修が必要な場合。

平成26年度			
施設	基準面積(m ²)		初度調弁費(千円)
児童家庭支援センター	1施設	84.4	—
ショートステイ施設	1名当たり	11	1名当たり 118
児童自立援助ホーム	1名当たり	23.3	1名当たり 129
自立訓練棟	—		1施設当たり 1,000

障 害 者			
(1) 障害者の地域活動のための施設(上限金額:50,000千円)			
障害者地域活動拠点施設	1施設	300	1施設当たり 1,000
(2) 障害者のための施設(上限金額:50,000千円ただし、作業所は24,000千円)			
障害者グループホーム	1名当たり(1棟当たり2名以上10名以内)	23.3	1名当たり 129
障害者福祉ホーム	1名当たり	39.7	1名当たり 129
作業所	—		1施設当たり 1,000
(3) 補助犬の繁殖・訓練・ケア施設(上限金額:50,000千円)			

4. 施設の補修基準(対象施設、補修対象、上限金額)

施設	補修対象	上限金額
自転車・モーターサイクル競技場	走路のひび割れ及び保護シーリング 付属建物:屋根、外壁からの漏水の補修	30,000千円
自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設	自転車競技関連施設(ロードレースコース、MTB用コース及びBMX用コース)の路面整備及び安全確保に必要な不可欠とされる補修 ・訓練施設(付属建物含む)及びサイクリススポーツの振興普及に係わる施設の補修 ・上記施設に必要な関連機械器具の補修	
更生保護施設、社会福祉施設	屋根、外壁からの漏水の補修	

※ 補修の対象事業は、上記施設であって、施設取得後、完成後引き渡しから原則として15年以上(自転車・モーターサイクル競技場の走路、自転車競技場を中心とした総合的な施設を除く。)を経過し、屋根、屋上の防水及び走路等の老朽化を放置すると、施設機能に重大な影響が生じ、補修が必要な場合。

II. 事業経費の基準

1. 公益・社会福祉の増進

- ・対象となる経費は、補助事業の実施に必要不可欠な経費に限ります。
- ・海外経費が含まれる場合は、国内経費と海外経費とに分けて表記してください。
 - ・国内経費 ～ 国内において支払いを必要とする経費
 - ・海外経費 ～ 国外において支払いを必要とする経費

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅費	旅費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもののみ対象です。 ・タクシー代・特別車両料金は対象となりません。
		国内航空賃 (普通席)		
		日当	4,000円/日	
		宿泊料	8,000円/泊	食費については対象となりません。
	航空賃	海外航空賃 (デイスカウトエコミ-)		・任意保険等は対象となりません。 ・支度金等は対象となりません。
交通費	委員会に出席するための交通費	1,000円/回	(削除)	
物件費	物品購入費	事業に直接必要な物品の購入費		1点5万円以上の機器、備品及び資材
事業費	委員手当	委員長	10,000円/回	・委員会の委員として学識者又はこれに準ずると認められるものを委嘱した場合 ・当該法人の役職員、派遣社員については対象となりません。
		委員	9,000円/回	
	謝金	・医師 ・弁護士 ・講習会・セミナー等における講師・出演者等	50,000円/日	・講師・出演者等とは、講習会、セミナー等に学識者(これに準ずると認められる者)又は、それを職業とする専門家に依頼した場合が対象です。 ・当該法人の役職員、派遣社員については対象となりません。
		看護師	12,000円/日 6,000円/半日(4時間まで)	当該法人の役職員、派遣社員については対象となりません。
		専門的な業務に従事する者	9,000円/日 4,500円/半日(4時間まで)	・学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。 ・当該法人の役職員、派遣社員については対象となりません。
	研究員手当	調査研究、開発研究に直接従事する研究者に対する手当	9,000円/日 4,500円/半日(4時間まで)	博士の学位を有する者(又は、博士課程修了者)、若しくは補助先において研究員の役職を有する者であって、十分な研究実績を有する者が対象です。
臨時備役費	事業を実施する上で直接必要なアルバイトの日当	6,000円/日 3,000円/半日(4時間まで)	・交通費を含む額です。 ・同一人で年間最大200日が対象です。 ・当該法人の役職員、派遣社員については対象となりません。	

II. 事業経費の基準

1. 公益・社会福祉の増進

- ・対象となる経費は、補助事業の実施に必要不可欠な経費に限ります。
- ・海外経費が含まれる場合は、国内経費と海外経費とに分けて表記してください。
 - ・国内経費 ～ 国内において支払いを必要とする経費
 - ・海外経費 ～ 国外において支払いを必要とする経費

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅費	旅費	運賃		運賃は算出基礎が証明できるもののみ対象です。タクシー代は対象となりません。
		国内航空賃 ()		
		日当	4,000円/日	
		宿泊料	8,000円/泊	(新設)
	航空賃	海外航空賃 (デイスカウトエコミ-)		・任意保険等は対象となりません。 ・支度金等は対象となりません。
交通費	委員会に出席するための交通費	1,000円/回	タクシー代は対象となりません。	
物件費	物品購入費	事業を実施する上で必要とされる物品の購入費		1点5万円以上の機器、備品及び資材
事業費	委員手当	委員長	10,000円/回	・委員会の委員として学識者又はこれに準ずると認められるものを委嘱した場合 ・当該法人の役職員、派遣社員については対象となりません。
		委員	9,000円/回	
	謝金	・医師 ・弁護士 ・講習会・セミナー等における講師・出演者等	50,000円/日	講師・出演者等とは、講習会、セミナー等に学識者(これに準ずると認められる者)又は、それを職業とする専門家に依頼した場合が対象です。
		看護師	12,000円/日 6,000円/半日(4時間まで)	(新設)
		専門的な業務に従事する者	9,000円/日 4,500円/半日(4時間まで)	学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。 (新設)
	研究員手当	調査研究、開発研究に直接従事する研究者に対する手当	9,000円/日 4,500円/半日(4時間まで)	博士の学位を有する者(又は、博士課程修了者)、若しくは補助先において研究員の役職を有する者であって、十分な研究実績を有する者が対象です。
臨時備役費	事業を実施する上で直接必要なアルバイトの日当	6,000円/日 3,000円/半日(4時間まで)	・交通費を含む額です。 ・同一人で年間最大200日が対象です。 (新設)	

平成27年度(案)					平成26年度					
経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考	経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考	
事業費	(削除)	自転車・モーターサイクル競技大会、イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の事業のために、その期間中一時的に借上げるための経費			事業費	会場借上料	自転車・モーターサイクル競技大会、イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の事業のために、その期間中一時的に借上げるための経費			
	車両借上料			借上げた車両が使用した高速道路料金、一時的な駐車場代も対象です。		車両借上料			借上げた車両が使用した高速道路料金、一時的な駐車場代も対象です。	
	機材・備品借上料					機材・備品借上料				
	会場費	自転車・モーターサイクル競技大会、イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事を開催する場合の会場借上げ、会場設営、大会設営に係わる経費		・ <u>自転車・モーターサイクル競技大会</u> 、イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事のためにその期間中一時的に会場を借上げるための経費及び付帯する機器設備等設営費に限り対象です。 ・ <u>看板代等</u> は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。	事業費	会場等設営費	自転車・モーターサイクル競技大会、イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事を開催する場合の会場設営、看板製作・設置に係わる経費		・イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事のためにその期間中一時的に会場を借上げるための経費及び付帯する機器設備等設営費に限り対象です。 ・「 <u>看板代等</u> 」は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。	
	運送料	事業に直接必要な発送経費(郵送料を含む)		重量物(自転車、楽器、スポーツ用具、絵画)の運送費も含む。		送料	事業に直接必要な印刷物を発送する経費		(新設)	
	製作備品費	ゼッケン、スタッフ衣料、メダル、トロフィー、教材、CD、公益・社会福祉に資するための用具及び事業に直接必要な製作備品等の購入費				製作備品費	ゼッケン、スタッフ衣料、小物、記念品、メダル、トロフィー、教材、CD、CDケース、公益・社会福祉に資するための用具及び事業に直接必要な製作備品の購入費			
	原稿料	原稿料/速記料	2,500円/400字			原稿料	原稿料/速記料	2,500円/400字		
	翻訳料	英文和訳	2,600円/400字	・翻訳と同時に原稿を作成する場合も同額とします。 ・翻訳を本業とすることを証明出来る者。		翻訳料	英文和訳	2,600円/400字	・翻訳と同時に原稿を作成する場合も同額とします。 ・翻訳を本業とすることを証明出来る者。	
		英語以外の外国語の和訳	3,200円/400字				英語以外の外国語の和訳	3,200円/400字		
		和文英訳	4,800円/(400字又は200ワード)				和文英訳	4,800円/(400字又は200ワード)		
英語以外の外国語の翻訳		5,400円/(400字又は200ワード)	英語以外の外国語の翻訳				5,400円/(400字又は200ワード)			
通訳料	通訳料	100,000円/日 50,000円/半日(4時間まで)	・この金額によることが難しいものについては、依頼する業務の内容及びその者の学識経験等を勘案して本財団が査定する額とします。 ・通訳を本業とすることを証明出来る者。	通訳料		通訳料	100,000円/日 50,000円/半日(4時間まで)	・この金額によることが難しいものについては、依頼する業務の内容及びその者の学識経験等を勘案して本財団が査定する額とします。 ・通訳を本業とすることを証明出来る者。		
印刷費	報告書、ポスター、パンフレット、チラシ、冊子、資料、定期的刊行物事業を実施する上で直接必要な印刷物を対象とし、印刷、製本、デザイン料、 <u>発送経費</u> を含む		・コピー代は対象となりません。 ・ <u>競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。</u>	印刷費		報告書、ポスター、パンフレット、チラシ、冊子、資料、定期的刊行物事業を実施する上で直接必要な印刷物を対象とし、印刷、製本、デザイン料を含む		印刷物を作成する場合、事業完了時にはPDFデータを提出してください。 (<u>発送費・コピー代は対象となりません。</u>) (新設)		
消耗品費	事業に直接必要な備品の購入経費		(削除)	消耗品費	(新設)		事業に直接必要な備品に係る経費。 (IDカード、材料費等を含む。)			

平成27年度(案)

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
事業費	委託事業費	アンケート調査、データ集計、ホームページ作成、イベントの運営等を外部に委託する経費		当該事業に必要不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限り対象とします。
	委託調査費	調査事業を外部に委託する場合の経費	事業項目毎の補助対象経費総額の50%未満	
	映像制作費	映画、ビデオ・DVD制作、字幕翻訳、画像加工の ための 経費		
	事業普及費	・映画、テレビ、ラジオの番組制作・提供 ・新聞、雑誌におけるイベントの開催告知		
	競技運営費	自転車・モーターサイクル競技大会における、警備、ドーピング検査等、 競技運営に直接必要な経費		食費については対象となりません。
	(削除)	(削除)		
	給付金	人命救助に係わる殉難者の家族に対する育英資金、弔慰金		
	保険料	参加費 を徴収しない競技のみを対象		

※ 次の経費は対象となりません。

- 事業者の国内・海外事務所の借室料及び海外事務所経費
- 事業者が調査研究を行うに当たり、事業の中心となる調査研究そのものは外部に委託し、事業者は実質的に委託先の審査のみを行っている場合の委託調査費
- 同一日、同一人の「日当」、「委員手当」、「謝金」、「研究員手当」、「臨時備役費」の重複

※ 「自転車競技・モーターサイクル競技の普及促進及び競技力の向上に資する事業のうち、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた自転車競技の競技力向上(強化指定選手遠征)に資する事業」については、上記表にある『経費の種類(節)』のうち『旅費』『航空賃』『謝金』『車両借上料』『運送料』『通訳料』のみ対象となります。

平成26年度

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
事業費	委託事業費	アンケート調査の集計(請負契約)、アンケート調査、データ集計、ホームページ作成、イベントの運営等を外部に委託する場合の経費		当該事業に必要不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限り対象とします。
	委託調査費	調査事業を外部に委託する場合の経費	事業項目毎の補助対象経費総額の50%未満	
	映像制作費	映画、ビデオ・DVD制作、字幕翻訳、画像加工の経費		
	事業普及費	・映画、テレビ、ラジオの番組制作・提供 ・新聞、雑誌におけるイベントの開催告知		
	競技運営費	自転車・モーターサイクル競技大会における、警備費、ドーピング検査費、 食費(公認競技の出場選手と競技に直接従事する者を対象とする。)		(新設)
	運搬費	重量物(自転車、楽器、スポーツ用具、絵画)の運送料		
	給付金	人命救助に係わる殉難者の家族に対する育英資金、弔慰金		
	保険料	会費 を徴収しない競技のみを対象		

※ 次の経費は対象となりません。

- 事業者の国内・海外事務所の借室料及び海外事務所経費
- 事業者が調査研究を行うに当たり、事業の中心となる調査研究そのものは外部に委託し、事業者は実質的に委託先の審査のみを行っている場合の委託調査費
- 同一日、同一人の「日当」、「委員手当」、「謝金」、「研究員手当」、「臨時備役費」の重複

平成27年度(案)				平成26年度																																					
<p>2. 新世紀未来創造プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象となる経費は、<u>補助事業の実施に必要不可欠な経費に限ります。</u> 事業経費基準は、「1. 公益・社会福祉の増進」に準じます。(ただし、「研究員手当」、「消耗品費」、「委託調査費」、「競技運営費」、「給付金」を除く。) 以下の経費も対象となります。 				<p>2. 新世紀未来創造プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象となる経費は、<u>上表(1. 公益・社会福祉の増進)を参考にしてください。ただし、研究員手当、委託調査費、競技運営費、給付金を除きます。また、上表中の消耗品費は下表の消耗什器備品費と読み替えます。</u> 上記に加え、新世紀未来創造プロジェクト固有の経費については、下表のとおりです。 補助事業の実施に必要不可欠な経費に限ります。 																																					
経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	備考	経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	備考																																		
事業費	消耗什器備品費	事業に直接必要な機材や備品の購入費		事業費	消耗什器備品費	事業に直接必要な機材や備品の購入費																																			
	保険料	事業の実施期間中、児童・生徒の生命、身体の安全を守るための経費			保険料	事業の実施期間中、児童・生徒の生命、身体の安全を守るための経費																																			
<p>III. 医療機器の整備</p> <p>3,000千円以上30,000千円以下であり、難病<u>及び希少難病</u>の研究に必要不可欠な機器に限ります。</p>				<p>III. 医療機器の整備</p> <p>➢ 3,000千円以上30,000千円以下であり、難病_____の研究に必要不可欠な機器に限ります。</p>																																					
<p>IV. 検診車の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>基準単価(千円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">検診車</td> <td>胃胸部併用X線デジタル検診車</td> <td>44,100</td> <td rowspan="3">生活習慣病又は職業病の検診を目的とするものであること</td> </tr> <tr> <td>胃部X線デジタル検診車</td> <td>40,950</td> </tr> <tr> <td>胸部X線デジタル検診車(高圧)</td> <td>21,000</td> </tr> <tr> <td>婦人検診車</td> <td>23,100</td> <td>乳房用X線撮影装置を搭載したものであること</td> </tr> <tr> <td>循環器検診車</td> <td>16,800</td> <td>上記検診の補完を目的とするものであること</td> </tr> </tbody> </table>				種類	基準単価(千円)	備考	検診車	胃胸部併用X線デジタル検診車	44,100	生活習慣病又は職業病の検診を目的とするものであること	胃部X線デジタル検診車	40,950	胸部X線デジタル検診車(高圧)	21,000	婦人検診車	23,100	乳房用X線撮影装置を搭載したものであること	循環器検診車	16,800	上記検診の補完を目的とするものであること	<p>IV. 検診車の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>基準単価(千円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">検診車</td> <td>胃胸部併用X線デジタル検診車</td> <td>44,100</td> <td rowspan="3">生活習慣病又は職業病の検診を目的とするものであること</td> </tr> <tr> <td>胃部X線デジタル検診車</td> <td>40,950</td> </tr> <tr> <td>胸部X線デジタル検診車(高圧)</td> <td>21,000</td> </tr> <tr> <td>婦人検診車</td> <td>23,100</td> <td>乳房用X線撮影装置を搭載したものであること</td> </tr> <tr> <td>循環器検診車</td> <td>16,800</td> <td>上記検診の補完を目的とするものであること</td> </tr> </tbody> </table>				種類	基準単価(千円)	備考	検診車	胃胸部併用X線デジタル検診車	44,100	生活習慣病又は職業病の検診を目的とするものであること	胃部X線デジタル検診車	40,950	胸部X線デジタル検診車(高圧)	21,000	婦人検診車	23,100	乳房用X線撮影装置を搭載したものであること	循環器検診車	16,800	上記検診の補完を目的とするものであること
種類	基準単価(千円)	備考																																							
検診車	胃胸部併用X線デジタル検診車	44,100	生活習慣病又は職業病の検診を目的とするものであること																																						
	胃部X線デジタル検診車	40,950																																							
	胸部X線デジタル検診車(高圧)	21,000																																							
	婦人検診車	23,100	乳房用X線撮影装置を搭載したものであること																																						
	循環器検診車	16,800	上記検診の補完を目的とするものであること																																						
種類	基準単価(千円)	備考																																							
検診車	胃胸部併用X線デジタル検診車	44,100	生活習慣病又は職業病の検診を目的とするものであること																																						
	胃部X線デジタル検診車	40,950																																							
	胸部X線デジタル検診車(高圧)	21,000																																							
	婦人検診車	23,100	乳房用X線撮影装置を搭載したものであること																																						
	循環器検診車	16,800	上記検診の補完を目的とするものであること																																						
<p>V. 福祉車両の整備</p> <p>(1) 対象となる車両</p> <ol style="list-style-type: none"> 道路交通法で「普通自動車」に分類される購入新車車両(自動車検査証に『自家用』と記載) 訪問入浴車以外は<u>社会福祉</u>施設利用者の無償の輸送のために使用する車両(介護保険法に基づいた有償サービスのための車両は除く。) 移送車1、2、3は、法定の社会福祉施設を有する法人 <p>(2) 対象となる経費</p> <p>車両本体価格、特別装備、<u>盗難防止装置</u>及びJKA指定の補助標識^(注1)の表示に係わる経費^(注2)</p> <p>(注1) 補助車両にはJKAが指定した「補助標識」を必ず表示していただきます。</p> <p>(注2) 自動車登録諸経費(自動車税、重量税、取得税、保険料、登録代行料、納車経費及びこれに係わる消費税等)は対象外とします。</p>				<p>V. 福祉車両の整備</p> <p>(1) 対象となる車両</p> <ol style="list-style-type: none"> 道路交通法で「普通自動車」に分類される購入新車車両(自動車検査証に『自家用』と記載) 訪問入浴車以外は_____施設利用者の無償の輸送のために使用する車両(介護保険法に基づいた有償サービスのための車両は除く。) 移送車1、2、3は、法定の社会福祉施設を有する法人 <p>(2) 対象となる経費</p> <p>車両本体価格、特別装備、_____及びJKA指定の補助標識^(注1)の表示に係わる経費^(注2)</p> <p>(注1) 補助車両にはJKAが指定した「補助標識」を必ず表示していただきます。</p> <p>(注2) 自動車登録諸経費(自動車税、重量税、取得税、保険料、登録代行料、納車経費及びこれに係わる消費税等)は対象外とします。</p>																																					

平成27年度(案)					平成26年度				
種類	特別装備	概要	排気量クラス(cc)	基準単価(千円)	種類	特別装備	概要	排気量クラス(cc)	基準単価(千円)
訪問入浴車	入浴サービス設備	訪問先で入浴サービスを行うため、特別装備として「入浴サービス設備」を有する車両	660以下(軽)	3,900	訪問入浴車	入浴サービス設備	訪問先で入浴サービスを行うため、特別装備として「入浴サービス設備」を有する車両	660以下(軽)	3,900
			661~2000	4,200				661~2000	4,200
移送車1	「助手席リフトアップ」又は「セカンドシートリフトアップ」のいずれかの装備	助手席もしくはセカンドシートが車両の外側に回転し、低い位置まで下がる特別装備	660以下(軽)	1,200	移送車1	「助手席リフトアップ」又は「セカンドシートリフトアップ」のいずれかの装備	助手席もしくはセカンドシートが車両の外側に回転し、低い位置まで下がる特別装備	660以下(軽)	1,200
			661~1500	1,400				661~1500	1,400
			1501~2000	2,000				1501~2000	2,000
			2001~3000	2,700				2001~3000	2,700
移送車2	車いす仕様(スロープ式)	車両に装備したスロープにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660以下(軽)	1,500	移送車2	車いす仕様(スロープ式)	車両に装備したスロープにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660以下(軽)	1,500
			661~1500	1,800				661~1500	1,800
			1501~2000	2,500				1501~2000	2,500
			2001~3000	3,300				2001~3000	3,300
移送車3	車いす仕様(リフト式)	車両に装備したリフトにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660以下(軽)	1,500	移送車3	車いす仕様(リフト式)	車両に装備したリフトにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660以下(軽)	1,500
			661~1500	1,600				661~1500	1,600
			1501~2000	2,300				1501~2000	2,300
			2001~3000	3,000				2001~3000	3,000
移送車4	送迎用の乗用車で、乗車定員7人以上、10人以下の車両 <u>(ワゴンタイプに限る)</u>		1400~2000	1,700	移送車4	送迎用の乗用車で、乗車定員7人以上、10人以下の車両		1400~2000	1,700
			2001~3000	2,300				2001~3000	2,300

VI. 福祉機器の整備

(1) 対象となる機器

法人の所有する施設の利用者が必要とするリハビリ機器、特殊浴槽、介護機器(介護リフト、座面昇降機能付車いす、モジュール型車いす等)、授産機器

- ① リハビリ機器、特殊浴槽、授産機器は当該事業に必要不可欠で、1,000千円以上10,000千円以下であること
- ② 介護機器(介護リフト、座面昇降機能付車いす、モジュール型車いす等)は当該事業に必要不可欠で、合計1,000千円以上2,000千円以下であること

(2) 対象となる経費

機器及び建屋内設置場所までの搬送・据付、現地試運転調整等に係わる費用

VI. 福祉機器の整備

(1) 対象となる機器

- ① 当該施設の利用者が必要とするリハビリ機器、 、介護機器(介護リフト、座面昇降機能付車いす、モジュール型車いす等)、授産機器
- ② リハビリ機器、 、授産機器は当該事業に必要不可欠で、1,000千円以上10,000千円以下であること
- ③ 介護機器(介護リフト、座面昇降機能付車いす、モジュール型車いす等)は当該事業に必要不可欠で、合計1,000千円以上2,000千円以下であること

(2) 対象となる経費

- ① 当該法人の施設に整備する機器
- ② 建屋内当該設置場所までの搬送・据付、現地試運転調整等に係わる費用

Ⅶ. 東日本大震災復興支援事業

震災復興支援活動に直接必要となる以下の経費を対象とする。

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅費	旅費	運賃 国内航空賃(普通席) ガソリン代 高速道路料金		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもののみ対象です。 ・タクシー代・特別車両料金は対象となりません。
		宿泊料	8,000円/泊	
物件費	建築費	応急仮設拠点施設の建築(プレハブ又は現地の木材等を活用した施設)		(削除) ・建物の機能に必要な不可欠な費用を含みます。 ・事業実施前後の撤去費用は含みません。
	物品購入費	事業に直接必要な物品の購入費		1点5万円以上の機器、備品及び資材
事業費	A. 専門業務謝金	(削除) 専門家(コーディネータ、カウンセラー、看護、介助、通訳、経営コンサルティング等)	12,000円/日 6,000円/半日(4時間まで)	・コーディネータ(現地での管理・調整)、カウンセラー等の専門家を依頼した場合。 ・当該法人の役職員、派遣社員は対象となりません。
	B. 事務局スタッフ人件費		9,000円/日 4,500円/半日(4時間まで)	・被災地及び被災者受入地域での活動に直接関わる事務局スタッフ人件費を対象とします。 ・補助金総額の50%以内であること。
	C. 臨時備役費	アルバイトの日当	6,000円/日 3,000円/半日(4時間まで)	・交通費を含む額。 ・当該法人の役職員、派遣社員については対象となりません。
上記A+B+Cの合計額が補助金総額の70%以内であること。				
借上料	事務所・会議室借上料			事務所の光熱水費は対象となりません。
	車両借上料 機材・備品借上料			・車両及び通信機器、テント等事業に直接必要な物のレンタル経費。 ・バス等のチャーター代 ・借上車両のガソリン代、高速道路料金、一時的な駐車場代
運送料		事業に直接必要な発送経費(郵送料を含む)		・重量物の運送料も含む。
印刷費		報告書、研修会用ハンドブック等		現地での活動報告書作成経費。復興活動に関する研修会用ハンドブック作成経費。(コピー代は対象となりません。)

Ⅶ. 地域振興(東日本大震災復興支援補助)

震災復興支援活動に直接必要となる以下の経費を対象とする。

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅費	旅費	運賃 国内航空賃() ガソリン代 高速道路料金		・運賃は算出基礎が証明できるもののみ対象です。 ・タクシー代は対象となりません。
		宿泊料	8,000円/泊	
物件費	建築費	応急仮設拠点施設の建築(プレハブまたは現地の木材等を活用した施設)		・被災地での復興活動を目的とした応急仮設拠点施設(プレハブまたは現地の木材等を活用した施設)であること。 ・建物の機能に必要な不可欠な費用を含みます。 ・事業実施前後の撤去費用は含みません。
	物品購入費	事業を実施する上で必要とされる物品の購入費		1点5万円以上の機器、備品及び資材
事業費	A. 専門業務謝金	管理者 専門家(コーディネータ、カウンセラー、看護、介助、通訳、経営コンサルティング等)	12,000円/日 6,000円/半日(4時間まで)	・コーディネータ(現地での管理・調整)、カウンセラー等の専門家を依頼した場合。 ・当該法人の役職員、派遣社員は対象となりません。
	B. 事務局スタッフ人件費		9,000円/日 4,500円/半日(4時間まで)	・被災地および被災者受入地域での活動に直接関わる事務局スタッフ人件費を対象とします。 ・補助金総額の50%以内であること。
	C. 臨時備役費	スタッフ	6,000円/日 3,000円/半日(4時間まで)	交通費を含む額。 (新設)
上記A+B+Cの合計額が補助金総額の70%以内であること。				
借上料	事務所・会議室借上料			事務所及び会議室の借上げ経費。 (事務所の光熱水費は対象となりません。)
	車両借上料 機材・備品借上料			・車両及び通信機器、テント等事業に直接必要な物のレンタル経費。 ・バス等のチャーター代 ・借上車両のガソリン代、高速道路料金、一時的な駐車場代
運送料		物資輸送代 郵送料		復興活動に必要な物資等の運送料。
印刷費		報告書、研修会用ハンドブック等		現地での活動報告書作成経費。復興活動に関する研修会用ハンドブック作成経費。(発送費・コピー代は対象となりません。)

平成27年度(案)					平成26年度				
経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考	経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
事業費	保険料		720円/(人・年間)	復興活動する人を対象とした保険料。	事業費	保険料		720円/(人・年間)	復興活動する人を対象とした保険料。
	消耗什器備品費			復興活動に直接必要な備品に係る経費。(作業着等衣料品・生活用品、事務用品、材料費等を含む。)		消耗什器備品費			復興活動に直接必要な備品に係る経費。(IDカード・作業着等衣料品・生活用品、事務用品、材料費等を含む。)
	委託事業費	アンケート調査、データ集計、ホームページ作成、イベントの運営等を外部に委託する経費		補助金総額の50%以内とする。		委託事業費	イベントの開催、報告会の開催、アンケート調査の実施等を外部に委託する場合の経費		
※ 上記経費の支払・請求にあたっては、証憑を確認する際に、所定の様式に従った記載書類の提出が必要となります。					※ 上記経費の支払・請求にあたっては、証憑を確認する際に、所定の様式に従った記載書類の提出が必要となります。				
VIII. 非常災害の援護					VIII. 非常災害の援護				
(1) 対象となる法人					(1) 対象となる法人				
① 定款に定める目的達成のために、非常災害時の救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与を行う法人であって、本財団が定めた法人					① 定款に定める目的達成のために、非常災害時の救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与を行う法人であって、本財団が定めた法人				
② 定款に定める目的達成のために、非常災害時の災害救助、救援及び復旧、復興活動を行う法人であって、本財団が定めた法人					② 定款に定める目的達成のために、非常災害時の災害救助、救援及び復旧、復興活動を行う法人であって、本財団が定めた法人				
(2) 対象となる事業					(2) 対象となる事業				
法人が主体的に取組み、被災者・被災地域への援護・復旧・復興に直接寄与する事業					法人が主体的に取組み、被災者・被災地域への援護・復旧・復興に直接寄与する事業				
IX. 緊急的な対応を必要とする事業への支援					IX. 緊急事業への支援				
(1) 対象となる法人					「対象となる法人」「対象となる事業」は、上記「公益の増進」、「社会福祉の増進」に準				
(2) 対象となる事業					ずること。				
上記「公益の増進」、「社会福祉の増進」に準ずる。									

平成27年度(案)	平成26年度
<p>別添5 機械 公益</p> <p>平成27年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項</p> <p>1. 選定基準</p> <p>公益財団法人JKA（以下「本財団」という。）が行う平成27年度の補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」とは、社会的情勢の変化などに取組む事業であって、通常の要望スケジュールでは対応できない事業であり、その結果、事業の実施又は効果等を逸してしまうおそれがある事業を対象としている。</p> <p>なお、「緊急的な対応を必要とする事業への支援」とは早期に実施する必要がある、かつ次に掲げる5要件に合致する補助事業であるものとする。</p> <p>(1) 迅速に対応することが必要な事業であること。</p> <p>(2) 機動的に予算措置を講じることによって、早期に事業実施することができる。</p> <p>(3) 当該事業を行う具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体である。</p> <p>(4) 毎年恒例的に実施されている事業ではないこと。</p> <p>(5) 過去において否採択とされた事業でないこと。</p> <p>2. 事業期間</p> <p>平成28年3月31日までに完了すること。</p> <p>3. 応募要件</p> <p>(1) 要望書類</p> <p>① 補助金交付要望書（社会的情勢の変化に対応する必要がある、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られない理由書を添付のこと）</p> <p>② 事前計画・自己評価書</p> <p>③ 補助事業の概要</p> <p>④ 事業者の概要</p> <p>⑤ 事業経費比較表</p> <p>⑥ その他</p> <p>(2) 要望書の提出等</p> <p>要望書の提出にあたっては、本財団は当該要望に係る書類の審査を行うため、速やかにヒアリング等を実施する。なお、要望書の申請は平成27年4月1日以降随時受付とする。</p> <p>4. その他</p> <p>申請その他の事項については補助方針による。</p> <p>5. 適用</p> <p>平成27年4月1日から適用する。</p>	<p>(参考)</p> <p>平成26年度補助方針に定める「緊急事業への支援」審査要項</p> <p>1. 緊急案件の選定の基準</p> <p>公益財団法人JKA（以下「本財団」という。）が行う平成26年度の補助方針に定める「緊急事業への支援」（以下「緊急案件」という。）とは、社会的情勢の変化などに取組む事業であって、通常の要望スケジュールでは対応できない事業であり、その結果、事業の実施又は効果等を逸してしまうおそれがある事業を対象としている。</p> <p>なお、緊急案件は早期に実施する必要がある、かつ次に掲げる5要件に合致する補助事業であるものとする。</p> <p>(1) 迅速に対応することが必要な事業であること。</p> <p>(2) 機動的に予算措置を講じることによって、早期に事業実施することができる。</p> <p>(3) 当該事業を行う具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体である。</p> <p>(4) 毎年恒例的に実施されている事業ではないこと。</p> <p>(5) 過去において否採択とされた事業でないこと。</p> <p>2. 事業期間</p> <p>平成27年3月31日までに完了すること。</p> <p>3. 応募要件</p> <p>(1) 要望書類</p> <p>① 補助金交付要望書（緊急性の理由書を添付のこと）</p> <p>② 事前計画・自己評価書</p> <p>③ 補助事業の概要</p> <p>④ 事業者の概要</p> <p>⑤ 事業経費比較表</p> <p>⑥ その他</p> <p>(2) 要望書の提出等</p> <p>要望書の提出にあたっては、本財団は当該要望に係る書類の審査を行うため、速やかにヒアリング等を実施する。なお、要望書の申請は平成26年4月1日以降随時受付とする。</p> <p>4. その他</p> <p>申請その他の事項については補助方針による。</p> <p>5. 適用</p> <p>平成26年4月1日から適用する。</p>

平成 26 年 7 月 11 日

平成27年度補助事業の補助方針の見直しについて【案】

《補助メニューの改善事項》

(機械関連)

(1) 《「安全・安心」及び「生活の質の向上」に資する技術革新》について

- ①これまで『振興事業補助(一般事業)』で取組んできた《医療・福祉機器の開発》については、開発対象範囲を介護・健康分野まで含めたうえで当該分野に移すこととし、補助率を1/2から3/4にしました。
- ②《IT 技術等の高度化による生活の質の向上に資する取組み》に対して、新たにメニュー化しました。
- ③《「安全・安心」に資する取組み》については、全て補助率を3/4にしました。(これまでは、「人命事故に関わるもの」に限り3/4)

(2) 《自転車・モーターサイクルの技術革新》について

・補助率を2/3から3/4にしました。

(3) 《「安全・安心」及び「生活の質の向上」に資する技術革新》、《自転車・モーターサイクルの技術革新》、《標準化の推進》、《ものづくり支援》、《地域の中小機械工業の振興》、《省エネルギー等の環境》について

・上記見直しに伴い、上限金額を2,000万円から3,000万円に引き上げました。

(4) 《公設工業試験研究所等(以下「公設試」という。)における機械設備拡充事業等》について

これまで《公設試における機械設備拡充事業》について支援してきましたが、それに加えて、以下の内容を明文化、メニュー化しました。

- ①《公設試における地域の特性を活かし、好循環につながる産業の創出・人材育成に資する事業》を明文化しました。
- ②《公設試が主体的に取組む研究を通し、新たな地域ものづくりや高付加価値等につながる事業など、地元企業、大学等と連携して行う共同研究》に対して、新たにメニュー化しました。

(公益関連)

[公益の増進]

(5) 『自転車競技の競技力向上(強化指定選手遠征)に資する事業』について

・東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて新たにメニュー化し、その補助率を4/5に設定しました。

(6) 『文教・社会環境(重点事業)』について

・重点事業として取組む事業を『社会環境』に特化しました。

(7) 『スポーツ』について

- ・「スポーツ振興に関する調査研究」を明文化しました。

(8) 『医療・公衆衛生』について

- ・「難病に関する研究機器(医療機器)の整備」について、難病に指定されていない希少難病も対象に含めることとしました。

(9) 『文教・社会環境(一般事業)』について

- ・これまで『文教・社会環境(重点事業)』として取組んできた「親と子のふれあい交流活動」及び「地域に根ざした自然・文化・遊び体験活動」について、当該分野にある青少年の健全育成に資する事業と関連する事業として整理しました。

(10) 『新世紀未来創造プロジェクト』について

- ・子どもが参加・体験等を通じ、地域共生型社会の実現を目指す力を身につける「社会福祉活動」に対して、新たにメニュー化しました。

〔社会福祉の増進〕

(11) 『地域共生型社会支援事業』の設定について

- ・従来から取組んできた、児童、高齢者、障害者が相補的に関わることのできる地域共生型社会づくりを促進していくため明文化しました。

(12) 『幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備』について

- ①「難病及び希少難病について正しい理解を深める活動」を新たにメニュー化しました。
- ②これまで〔公益の増進〕として取組んできた「引きこもり・不登校に対する支援活動」及び「子どもなどの弱者をいじめ、暴力及び事故や犯罪から守るための活動」を当該分野に移し、補助率を2/3から3/4にしました。

〔東日本大震災復興支援事業〕

- (13) これまで〔地域振興〕として取組んできた「東日本大震災復興支援事業」を引き続き支援していくためメニュー化しました。

(機械・公益共通)

- (14) 通年で申請ができる〔緊急事業への支援〕について、その名称を〔緊急的な対応を必要とする事業への支援〕に改めました。

以上

平成27年度補助方針検討結果(機械工業振興補助事業)

平成26年度補助対象事業	平成24年～26年度の補助方針の更新点	平成25年度における審査・評価委員からの主な意見	平成27年度補助方針策定にあたっての留意事項	平成26年度第1回評価作業部会及び平成26年度第1回審査・評価委員会における主な意見	平成27年度補助方針への反映
機械工業振興補助事業					
振興事業補助					
重点事業					
安全・安心					
特に人命事故に関わるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・上限金額を平成25年度から2千万円に設定 	<ul style="list-style-type: none"> (特筆すべき課題なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械工業における安全・安心に資する取組みへの支援は、我が国の機械工業の発展に不可欠であり、製造業における労働災害の低減が必要とされていることから、重点事業として引き続き支援していく。 ・現行の「安全・安心」の概念に加えて、新たに「生活の質の向上に資する取組み」に関し、①健康・医療・介護・福祉と工学の連携・②IT技術を用いたニーズの高まりなど、機械枠・公益枠の双方の領域にまたがる事業について、技術革新・ものづくり及びそれらを取り巻く環境整備に資する観点から機械枠で対応できるようメニュー化するとともに補助率(2/3→3/4)を見直す。 直接「人の命」に係わる安全・安心に資する取組みについて、より重要視する。 	<ul style="list-style-type: none"> (特に意見なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き支援する。「技術革新やものづくり・IT技術を用いて生活の質の向上に資する取組み」を新たに項目として追加する。 ⇒補助方針(案) <ul style="list-style-type: none"> ○【新旧対照 P2】 3. 補助事業の概要 ○【新旧対照 P3】 4. 補助事業の補助率・上限金額 ○【新旧対照 P9】 別添1 補助の対象となる事業について <ul style="list-style-type: none"> I. 振興補助事業 1. 重点事業 (2)
安全・安心に資する取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・上限金額を平成25年度から2千万円に設定 	<ul style="list-style-type: none"> (特筆すべき課題なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心に資する取組みに関する事業について、「特に人命事故に関わるもの」と、それ以外のものに区分して引き続き支援する。 		
環境にやさしい自転車・モーターサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・上限金額を平成25年度から2千万円に設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車・モーターサイクルに関するメニューを外すべきではない。 ・ 重点事業でありながら2年連続要望なしはさみしい。振興策が必要。 ・ 「環境にやさしい自転車」という表現がわかりにくい。 ・ 機械振興に寄与する自転車・モーターサイクルに関連した技術開発にも支援を行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境にやさしい自転車」という表現を改め、補助率(2/3→3/4)を見直す。 「環境にやさしい自転車社会づくり」 →「次世代(軽量化・安全性向上の技術革新及び社会環境への配慮)につながる自転車・モーターサイクルに関する事業」 	<ul style="list-style-type: none"> ・JKAから具体例を出して自転車の開発を誘導してはどうか。 ・すべての研究テーマをJKAで決めることは難しいが、1つくらいはJKAから具体的な研究テーマを与える補助メニューがあっても良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き支援する。次世代につながる自転車・モーターサイクルに関する事業を奨励するため、表現に「技術革新」を加え、補助率を変更(2/3→3/4)する。 ⇒補助方針(案) <ul style="list-style-type: none"> ○【新旧対照 P2】 3. 補助事業の概要 ○【新旧対照 P3】 4. 補助事業の補助率・上限金額 ○【新旧対照 P9】 別添1 補助の対象となる事業について <ul style="list-style-type: none"> I. 振興補助事業 1. 重点事業 (3)
国際競争力強化に資する標準化	<ul style="list-style-type: none"> ・上限金額を平成25年度から2千万円に設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の中では標準は後回しされがちであり、ISOに関する事業は優先的に補助を行うべきである。 ・国際標準化に関わる様々なルールを若い人に教えていくこともこれから必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際標準の獲得は、海外市場での我が国の機械工業の競争力強化に大きな役割を果たすため、標準化策定に向けた取組みや標準化の国際交渉に対応できる人材育成に関する事業に対して引き続き支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> (特に意見なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き支援する。

平成26年度補助対象事業		平成24年～26年度の補助方針の更新点	平成25年度における審査・評価委員からの主な意見	平成27年度補助方針策定にあたっての留意事項	平成26年度第1回評価作業部会及び平成26年度第1回審査・評価委員会における主な意見	平成27年度補助方針への反映	
機械工業振興補助事業 振興事業補助	重点事業 公設工業試験研究所等の設備拡充	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度、上限金額を5千万円から4千万円に減額 平成26年度、上限金額を4千万円から3千万円に減額 平成26年度より、設備拡充事業だけではなく、産業人材育成に係る事業についても対象を拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度から加えた人材育成等のソフト事業の要望が1件しかなかったのはさみしい。 ソフトウェアの扱いについて、熟考すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 公設工業試験研究所等における機器整備事業は、地域における中小機械工業の振興に重要な役割を果たしており、引き続き支援する。 平成26年度補助方針から新たに始めた産業人材の育成等の観点による事業への支援について別掲し、要望の増加を促す。 「公設試における地域の特性を活かし、好循環につながる産業の創出・人材育成に資する事業」を新規に設定する。 公設工業試験研究所が地元企業等と行う地域産業創出に結び付ける試作開発などの共同研究への支援を新たに設定する。 ソフトウェアに対する補助については、これまでも機器本体と同時に購入する場合に限り認めてきたところであるが、ソフトウェア単体の補助については、新規ソフトウェアの資産管理上の問題があり、引き続きこれを認めないこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> 公設工業試験研究所の考え方については時宜にかなっていて良い。各地の大学・企業が連携し、公設試験所を生かしていくべきだという動きがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き支援する。「機械設備拡充事業等」という表現を改め、地域産業の好循環につながる産業の創出・人材育成を促進するため、「産業の創出・人材育成に資する事業」を項目として追加する。 ⇒補助方針(案) <ul style="list-style-type: none"> ○【新旧対照 P2】 3. 補助事業の概要 ○【新旧対照 P3】 4. 補助事業の補助率・上限金額 ○【新旧対照 P9】 別添1 補助の対象となる事業について <ul style="list-style-type: none"> I. 振興補助事業 1. 重点事業 (6) 公設工業試験研究所等が企業・大学等と連携し地域の産業創出につながる試作開発などの共同研究への支援を一般事業として新たに追加する。 ⇒補助方針(案) <ul style="list-style-type: none"> ○【新旧対照 P2】 3. 補助事業の概要 ○【新旧対照 P3】 4. 補助事業の補助率・上限金額 ○【新旧対照 P10】 別添1 補助の対象となる事業について <ul style="list-style-type: none"> I. 振興補助事業 2. 一般事業 (4) 	
	一般事業						
	ものづくり支援	<ul style="list-style-type: none"> 上限金額を平成25年度から2千万円に設定 	(特筆すべき課題なし)	<ul style="list-style-type: none"> ものづくり支援に資する、先端技術の開発、知的財産の創出、付加価値の向上、新規事業の創出等に係る事業について引き続き支援する。 	(特に意見なし)	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き支援する。 	
	地域の中堅・中小企業振興	<ul style="list-style-type: none"> 上限金額を平成25年度から2千万円に設定 	(特筆すべき課題なし)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の中堅・中小機械工業の振興に資する事業基盤の強化や新規事業の展開等に係る事業について引き続き支援する。 	(特に意見なし)	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き支援する。 	
環境、医療・福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> 上限金額を平成25年度から2千万円に設定 平成26年度から「環境問題の解決に資する機械・製品の長寿命化」を明文化 平成26年度から「医療・介護分野」→「医療・福祉分野」に表現を改め、支援対象範囲を拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 製品の長寿命化への取組みは大変よいことである 	<ul style="list-style-type: none"> 3Rへの取組み、省エネルギーの推進、新エネルギーの開発、環境問題の解決に資する機械・製品の長寿命化、医療・福祉機器の開発等のうち、医療・福祉機器の開発については、従来の対象に加え健康機器の開発への支援や、福祉・介護分野が直面する課題(介護する側の負担軽減、介護される側の自立支援)の解決を重点事業として行うため、安全・安心に資する取り組み(重点事業)に移行する。 「機械工業における環境、医療・福祉分野等の振興」→「機械工業における省エネルギーなど環境分野の振興」 	(特に意見なし)	<ul style="list-style-type: none"> 機械工業における環境分野の振興のため、引き続き支援する。なお、機械工業における医療・福祉分野等の振興については、重点項目とするため、一般事業から削除する。 ⇒補助方針(案) <ul style="list-style-type: none"> ○【新旧対照 P2】 別添1 補助の対象となる事業について ○【新旧対照 P3】 4. 補助事業の補助率・上限金額 ○【新旧対照 P10】 I. 振興補助事業 1. 一般事業 <ul style="list-style-type: none"> (3) 機械工業における省エネルギーなど環境分野の振興 ⑤ 		

平成26年度 補助対象事業	平成24年～26年度の 補助方針の更新点	平成25年度における 審査・評価委員からの主な意見	平成27年度補助方針策定にあたっての留意事項	平成26年度第1回評価作業部会及び平成26年度第1 回審査・評価委員会における主な意見	平成27年度補助方針への反映
機械工業振興補助事業 研究補助 個別研究 若手研究 緊急事業への支援	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度から、科研費の応募時期を勘案して、要望受付時期を変更した(11月) 平成26年度から、複数年(2年)の研究申請を認めることとした <p>【若手研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度、年齢上限を40歳から45歳に引き上げ。 女性研究者へ積極的に支援することを明記 平成26年度、「若手研究者」の定義を変更(年齢制限を撤廃し、研究従事年数が概ね15年以内とした) 	<ul style="list-style-type: none"> 評価未提出の事業に対して今後何らかのペナルティを与えたほうがよいのではないかと。 すそ野を広げるためにはもっと若手に来てほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 機械工業の振興に資する「独創的な研究の促進を通じた成果の社会還元」(個別研究)及び「若手研究者のキャリアアップによる人材育成」(若手研究)について、引き続き支援する。 研究事業は流動的な要素が大きいため、研究の進捗上やむを得ない理由、合理的な変更理由がある場合のみ計画変更等の弾力運用を行う。 	<p>(特に意見なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き支援する。
	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度から新設 	<ul style="list-style-type: none"> イメージが分かりづらい 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が活用しやすくなるよう、実態に合わせる表現に修正する。 「緊急事業への支援」→「特別支援事業」 「上記Ⅰに該当する事業のうち、原則、災害に起因する機械工業の「安全・安心」等に資する事業、社会的情勢の変化などに取組む事業であって、緊急に着手する必要があると認める事業を支援します。」 →「上記Ⅰに該当する事業であって、社会的情勢の変化に対応する必要があり、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られないなど、事業効果が得られないなど、特別な支援を必要とする事業を支援します。」 	<p>(特に意見なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「特別支援事業」に改め、引き続き実施する。 ⇒補助方針(案) ○【新旧対照 P10】 別添2 補助の対象となる事業について Ⅲ. 特別支援事業

平成27年度補助方針検討結果(公益事業振興補助事業)

平成26年度 補助対象事業	平成24年～26年度の 補助方針の更新点	平成25年度における 審査・評価委員からの主な意見	平成27年度補助方針策定にあたっての留意事項(案)	平成26年度第1回評価作業部会及び平成26年度第1回審査・評価委員会における主な意見	平成27年度補助方針への反映
<p>公益事業振興補助事業</p> <p>公益の増進</p> <p>重点事業</p> <p>自転車・モーターサイクル</p> <p>重点事業</p> <p>文教・社会環境</p> <p>国際交流</p>	<p>・事業費の上限金額をH25年度から5千万円に設定</p> <p>・自転車競技施設の建築の上限金額は2億円からH25年度は1億5千万円に減額</p> <p>・社会問題化している自転車を取り巻く様々な弊害に対して取り組む事業を重点化を図るうえで明記</p> <p>・事業費の上限金額をH25年度から5千万円に設定</p> <p>・施設の建築の上限金額を2億円からH25年度は1億5千万円に減額</p> <p>・「引きこもり・不登校、犯罪被害者に対する支援活動」の表記を →H25年度に「引きこもり・不登校に対する支援活動」と「警察・消防活動に協力中の事故被害者に対する支援活動」「地域社会の安全・安心に資する活動」に変更</p> <p>・対象を「子ども」から →H26年度に「子どもなどの弱者」に拡大するとともに、「事故や犯罪」に加えて「いじめ、暴力」を明文化</p> <p>・「地域社会の安全・安心に資する活動」の表記を →H26年度に「防犯・防災を進める新たなネットワークづくり、地域社会の安全・安心に資する活動」に変更</p> <p>・平成24年度については、「国際交流の推進活動」のみの表現であったが、 →平成25年度に「文化・経済・観光など多方面における国際交流の推進及び国際的な舞台で活躍できる人材の育成」と明示し、 →さらに平成26年度については、「経済・文化・観光」を「学術・芸術・文化」に改め、経済関連の分野については、機械工業振興補助事業に移行</p>	<p>・オリンピック種目である自転車競技の振興は、競輪振興法人として取り組むべきテーマである</p> <p>・補助事業の中の自転車の位置づけを明確にすべき</p> <p>・自転車に関わる事業は、その性質上、競輪事業との関係性が深く、また事業数も非常に多い。各事業が重要であることは承知しているものの、事業者側においても必要性を考慮したうえで順位づけを明確にすべき</p> <p>・高校生の自転車競技は重要である。</p> <p>・犯罪被害者に対する支援については、良い取り組みであるが、件数も2件と少ないことから、表現方法に工夫などが必要なのではないか。</p> <p>(特筆すべき課題なし)</p>	<p>平成27年度補助方針策定にあたっての留意事項(案)</p> <p>・自転車競技・モーターサイクル競技の振興は、競輪振興法人・オートレース振興法人として継続して注力していくべき分野である。</p> <p>・2020年の東京開催に向け、自転車競技(特にケイリン種目)の競技力向上に配慮する。(強化試合や海外遠征の旅費等)</p> <p>・現在、「文教・社会環境」は重点事業と一般事業のそれぞれに補助メニューが設定されているが、これを「社会環境」に特化し、更に重点事業の例示①～⑦を他の補助メニューとの整合を図り、安全・安心に資する活動を中心に再設定し、重点的支援する。 →「安全・安心な社会づくりを目指す活動や地域社会の安全・安心に資する活動を支援します。」</p> <p>「防犯・防災を進める新たなネットワークづくり」 「安全・安心な地域社会づくり」 「警察・消防活動に協力中の事故被害者に対する支援活動」 「更生保護施設の建築」</p> <p>・国際化が進む日本の未来と国際社会への貢献に向け、グローバル化に対応するため、言葉や国を超えた活動や、人材育成を通じた国際交流活動に対して引き続き支援する。</p>	<p>平成26年度第1回評価作業部会及び平成26年度第1回審査・評価委員会における主な意見</p> <p>(特に意見なし)</p> <p>(特に意見なし)</p> <p>(特に意見なし)</p>	<p>平成27年度補助方針への反映</p> <p>・引き続き重点項目として支援する。中でも2020年の東京オリンピック開催に向け、自転車競技の競技力向上(強化指定選手遠征等)に配慮する。</p> <p>⇒補助方針(案) ○【新旧対照 P3】 4. 補助事業の補助率・上限金額 ○【新旧対照 P11】 別添2 補助の対象となる事業について I. 公益の増進 1. 重点事業 (1) 自転車・モーターサイクル ①</p> <p>・「社会環境」に特化し、引き続き重点項目として支援する。例示について他の補助メニューとの整合を図り、安全・安心な社会づくりを目指す活動や地域社会の安全・安心に資する活動とする。</p> <p>⇒補助方針(案) ○【新旧対照 P11】 別添2 補助の対象となる事業について I. 公益の増進 1. 重点事業 (2) 社会環境 ①～③</p> <p>・引き続き重点項目として支援する。</p>

平成26年度 補助対象事業	平成24年～26年度の 補助方針の更新点	平成25年度における 審査・評価委員からの主な意見	平成27年度補助方針策定にあたっての留意事項(案)	平成26年度第1回評価作業部会及び平成26年度第1回審査・評 価委員会における主な意見	平成27年度補助方針への反映
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">公益事業振興補助事業</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">公益の増進</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">一般事業</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">スポーツ</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">医療・公衆衛生</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">一般事業</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">文教・社会環境</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">一般事業</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">新世紀未来創造プロジェクト</p>	<p>一般事業</p> <p>スポーツ</p> <p>・平成24年度に「体育」から「体育・スポーツ」に表記を変更</p> <p>・平成23年8月に施行された「スポーツ基本法」の基本理念に対応すべく、平成25年度に補助方針に反映（「国際相互理解の増進、地域の相互連携及び地域間の交流等に資する事業」を追加）</p>	<p>・特に、「国内スポーツ競技力向上のための事業」については、他の「全国的なスポーツ大会の開催」「国際相互理解の増進」「地域の相互連携」「地域間の交流等に資する事業」などの一般スポーツ事業と明確な区別をして申請させるべき。</p>	<p>・スポーツ競技力の向上はもとより、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進等を目的としたスポーツ基本法の基本理念を踏まえた事業に対し、引き続き支援するとともに、従前は混在並列で表記していたものを目的別にメニューを再設定する。</p> <p>①国内スポーツ競技力向上等のための事業 ②全国的なスポーツ大会の開催 ③国際相互理解の増進に資する事業 ④地域の相互連携及び地域間の交流等に資する事業</p>	<p>(特に意見なし)</p>	<p>・「スポーツ基本法」の基本理念を踏まえた事業に引き続き一般事業として支援するとともに、目的別にメニューを再設定する。</p> <p>⇒補助方針(案) ○【新旧対照 P11】 別添2 補助の対象となる事業について I. 公益の増進 2. 一般事業 (1)スポーツ ①～④</p>
	<p>医療・公衆衛生</p> <p>・平成25年度に「希少難病に関する啓発活動」を追加し、 →平成26年度に「希少難病に関する啓発活動」を社会福祉の増進へ移行</p>	<p>・国が指定する難病の外にある「希少難病」への支援は重要である。</p>	<p>・難病に関する研究機器の適合性については、従来の「難病指定」を原則としていたが、難病に指定されていない希少難病も対象に含める。</p> <p>・上記修正に伴い、設定主旨も「難病に関する医療機器」から「難病及び希少難病に関する研究のための医療機器」に改める。</p>	<p>(特に意見なし)</p>	<p>・難病に関する研究機器の適合性について、難病に指定されていない希少難病も対象に含め、引き続き一般事業として支援する。</p> <p>⇒補助方針(案) ○【新旧対照 P12】 別添2 補助の対象となる事業について I. 公益の増進 2. 一般事業 (2)医療・公衆衛生 ②</p>
	<p>一般事業</p> <p>文教・社会環境</p> <p>・平成24年度に自転車活用によって「交通安全を促進する活動」から「地域振興、交通マナー啓発等の活動」に表記を変更</p>	<p>・更生保護に関しては施設の建築だけでなく、就労や高齢化対策等、福祉的な取組みに支援していくことも考えてはどうか。</p>	<p>・重点事業として取り組んできた①～⑦の事業のうち、以下の事業は一般事業に変更とする。 →「・・・青少年の健全育成に資する事業並びに更生保護に資する事業、消費者の安全・安心な社会づくりに資する活動・・・」 ①「親子のふれあい交流活動」 ②「地域に根ざした自然・文化・遊び体験活動」</p>	<p>(特に意見なし)</p>	<p>・従来の事業を引き続き一般事業として支援するとともに、これまで重点事業の「文教・社会環境」で支援していた一部の活動(親子のふれあい交流活動、地域に根ざした自然・文化・遊び体験活動)について、当該分野に移行し、一般事業として支援する。</p> <p>⇒補助方針(案) ○【新旧対照 P12】 別添2 補助の対象となる事業について I. 公益の増進 2. 一般事業 (3)文教・社会環境 ①、②</p>
	<p>新世紀未来創造プロジェクト</p> <p>・平成24年度に小学生の対象学年を拡大(5・6年⇒全学年)</p>	<p>・非常に良いプロジェクトであるので、広く周知してほしい。</p> <p>・従来型の分野別の補助ではなく、地域づくりと結びつけた整合整備を進める試みに補助をだす規模の小さいメニューはつくりえないか。</p>	<p>・より多くの要望を喚起するため、以下のとおり具体的な内容の表現に改める。</p> <p>「個性豊かな、次代を担う青少年の育成に資する活動を支援します。」 →「地域の『ひと・もの・こと』を生かした活動や自己表現力を高め、自立心を養う活動など、個性豊かな次代を担う青少年の育成に資する活動を支援します。」</p> <p>・子どもが参加・体験等を通じ、地域共生型社会の実現を目指す力を身につける社会福祉活動について新たに支援する。</p>	<p>(特に意見なし)</p>	<p>・従来の活動に加え、児童・生徒が参加・体験を通じ地域共生型社会の実現を目指す力を身につける社会福祉活動について新たに支援する。</p> <p>⇒補助方針(案) ○【新旧対照 P12】 別添2 補助の対象となる事業について I. 公益の増進 3. 新世紀未来創造プロジェクト (3)子どもが～社会福祉活動</p>

平成26年度 補助対象事業	平成24年～26年度の 補助方針の更新点	平成25年度における 審査・評価委員からの主な意見	平成27年度補助方針策定にあたっての留意事項(案)	平成26年度第1回評価作業部会及び平成26年度第1回審査・評 価委員会における主な意見	平成27年度補助方針への反映
<p>社会福祉の増進</p> <p>児童</p> <p>高齢者</p> <p>障害者</p>	<p>・虐待から子どもを守る施設の建築の上限金額は2億円から平成24年度は1億円に減額 →平成25年度は8千万円に減額</p> <p>・事業費の上限金額を平成25年度から5千万円に設定</p> <p>・事業費の上限金額を平成25年度から5千万円に設定</p> <p>・平成24年度「障害を持つ人」から「障害のある人」に表記を変更</p> <p>・事業費の上限金額を平成25年度から5千万円に設定</p>	<p>【共通】</p> <p>・従来型の補助ではなく、地域づくりと結びつけた支援を必要とする人へ、工夫してメッセージを出していくべき。</p> <p>・児童、高齢者、障害者と分かれての記載となっているが、共生社会を目指す活動への支援という視点についての記述が、うまく反映されていない。</p>	<p>・従来の補助対象分野である「児童」「高齢者」「障害者」の3分野については、補助事業の区分として分けて行ってきたが、これからの地域社会が抱える「支える人・支えられる人」が互いに助けあえる社会を目指す活動に柔軟に対応できる3分野の複合領域を新たに設定する。</p> <p>(JKA補助事業には無い、地域社会共生活動事例)</p> <p>・高齢者施設に子どもとの交流室を併設する</p> <p>・障害者施設に高齢者が同居する</p> <p>【共通】</p> <p>・児童、高齢者、障害者を地域の中で結びつけ共生できる社会の実現を目指す活動に着目して引続き支援する。</p> <p>①児童 ・「地域における支援」の概念を加え、引続き支援する。</p> <p>②高齢者 ・「地域包括ケア」の概念を加え、引続き支援する。</p> <p>③障害者 ・「地域での共生」の概念を加え、引続き支援する。</p> <p>④上記①～③の複合領域による地域社会支援</p>	<p>【共通】</p> <p>・児童、高齢者及び障害者を跨ぐ事業については重要であるが表現については見直したほうが良い。</p> <p>・児童、高齢者、障害者の複合領域における地域社会支援ということでスポーツをツールとして実際に行っているNPOなどがある。</p> <p>【高齢者】</p> <p>・地域包括ケアで補助の対象とする事業は介護保険関係以外の部分に限定すべき。</p>	<p>・従来の事業を引続き支援するとともに、「児童」「高齢者」「障害者」が共に暮らす社会づくりを支援するため、新たに項目を設定する。</p> <p>⇒補助方針(案)</p> <p>○【新旧対照 P14】</p> <p>別添2 補助の対象となる事業について</p> <p>Ⅱ. 社会福祉の増進</p> <p>4. 児童、高齢者及び障害者～支援</p>

平成26年度 補助対象事業	平成24年～26年度の 補助方針の更新点	平成25年度における 審査・評価委員からの主な意見	平成27年度補助方針策定にあたっての留意事項(案)	平成26年度第1回評価作業部会及び平成26年度第1回審査・評 価委員会における主な意見	平成27年度補助方針への反映	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">公益事業振興補助事業</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">社会福祉の増進</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">「幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備」</p>	福祉車両の整備	(特筆すべき課題なし)	・福祉車両は、高齢者や障害者等の地域での活動に重要な役割を果たしており、配備については事業規模、活動状況等を考慮し、引続き支援する。	(特に意見なし)	・引続き支援する。	
	福祉機器の整備	<p>・平成25年度に医療機器を補助対象から削除</p> <p>・平成26年度に介護機器を補助対象に追加</p>	(特筆すべき課題なし)	・特殊浴槽、介護機器、授産機器などの福祉機器は、高齢者や障害者の生活の質の向上や社会参加に重要な役割を果たしており、引続き支援する。	(特に意見なし)	・引続き支援する。
	福祉施設の補修	<p>・平成25年度に「社会福祉施設の建築」を障害者のための施設の建築の補助対象から削除</p>	(特筆すべき課題なし)	・JKA補助事業で建築した施設の永続的な活用を促し、利用者の安全・安心に配慮しつつ、引続き支援する。	(特に意見なし)	・引続き支援する。
	その他福祉活動事業	<p>・事業費の上限金額を平成25年度から5千万円に設定</p> <p>・平成26年度に「難病及び希少難病をかかえる人を支援する活動」を追加(補助率1/2「医療・公衆衛生」から3/4に変更)</p>	(特筆すべき課題なし)	<p>・重点の文教・社会環境分野で支援していた以下の活動は、「社会福祉の増進」に移行して補助率の見直しを行う。</p> <p>(7)引きこもり・不登校に対する支援活動</p> <p>(8)子どもなどの弱者をいじめ、暴力及び事故や犯罪から守るための活動</p>	(特に意見なし)	<p>・従来の活動について引続き支援するとともに、これまで重点事業の「文教・社会環境」で支援していた一部の活動(引きこもり・不登校に対する支援、弱者をいじめ、暴力及び事故や犯罪から守るための活動)について、当該分野に移行し、支援する。</p> <p>⇒補助方針(案)</p> <p>○【新旧対照 P14】</p> <p>別添2 補助の対象となる事業について</p> <p>II. 社会福祉の増進</p> <p>5. 幸せに暮らせる～車両・機器等の整備</p> <p>(5)、(6)</p>

平成26年度 補助対象事業	平成24年～26年度の 補助方針の更新点	平成25年度における 審査・評価委員からの主な意見	平成27年度補助方針策定にあたっての留意事項(案)	平成26年度第1回評価作業部会及び平成26年度第1回審査・評 価委員会における主な意見	平成27年度補助方針への反映
地域振興(東日本大震災 復興支援補助)	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度に対象を追加「大学に所属する研究者(大学生・大学院生は除く)」 要望から内定までの期間を短縮するため、平成25年度事業については平成24年11月19日～12月7日に要望受付期間を変更 →平成26年度は平成25年8月19日～10月4日に変更 平成25年度にネットワークづくり、高齢者、児童、障害者等を対象とした生活支援活動、後世への伝承、普及・啓発、実態調査、現在・将来にわたるニーズ調査活動、被災者の自立支援、就業支援を目的とした活動を追加 	<ul style="list-style-type: none"> もう少し継続的に支援することが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災復興支援活動は、地域の取り巻く環境の変化など、様々なニーズに対応し、震災後3年が経過したが、引き続き支援していくため、「地域振興」の中に含まれていた「東日本大震災復興支援」をメニュー化し、特化する。 →「地域振興」の文言を外す 	<ul style="list-style-type: none"> (特に意見なし) 	<ul style="list-style-type: none"> 「地域振興」の中に含まれていた「東日本大震災復興支援」をメニュー化し、引き続き支援する。 ⇒補助方針(案) <ul style="list-style-type: none"> ○【新旧対照 P14】 別添2 補助の対象となる事業について Ⅲ. 東日本大震災復興支援補助
非常災害の援護	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に補助の対象者を拡大(財団法人・社団法人・社会福祉法人・特定非営利活動法人・更生保護会・商工会及び商工会議所)を追加 	<ul style="list-style-type: none"> (特筆すべき課題なし) 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模自然災害に備え、引き続き援護・支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> (特に意見なし) 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き支援する。
緊急事業への支援	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度から新設 	<ul style="list-style-type: none"> イメージが分かりづらい 	<ul style="list-style-type: none"> 申請する側にとって分かりやすくなるよう表現を改め、引き続き実施する。 「緊急事業への支援」 →「特別支援事業」 「上記Ⅰ、Ⅱに該当する事業であり、社会的情勢の変化などに取組む事業であって、緊急に着手する必要があると認める事業を支援します。」 →「上記Ⅰ、Ⅱに該当する事業であって、社会的情勢の変化に対応する必要があり、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られないなど、特別な支援を必要とする事業。」 	<ul style="list-style-type: none"> (特に意見なし) 	<ul style="list-style-type: none"> 「特別支援事業」に改め、引き続き実施する。 ⇒補助方針(案) <ul style="list-style-type: none"> ○【新旧対照 P15】 別添2 補助の対象となる事業について V. 特別支援事業

本資料は平成 26 年度第 1 回公益事業振興補助事業審査・評価委員会（平成 26 年 5 月 30 日）及び平成 26 年度第 1 回機械振興補助事業審査・評価委員会（平成 26 年 6 月 12 日）において承認済

下線は委員会後に修正した箇所を示す。

平成 27 年度補助事業の考え方について

JKA は、平成 26 年 4 月 1 日、全国 43 競輪場での公正かつ安全な開催運營業務を担う競輪競技実施部門〔旧（公財）日本自転車競技会〕、各競輪場と専用場外をつなぐ競輪情報システム部門〔旧（公財）車両情報センター〕と統合し、競輪・オートレースの中核団体として改めてスタートいたしました。

JKA は、競輪・オートレースの売上の一部により、機械工業振興補助事業、公益事業振興補助事業を通じて、行政・民間（個人）だけでは解決することのできない社会的課題に対し支援することで、競輪・オートレースの収益を広く還元し、社会貢献を果たしてきました。

JKA の補助事業は、限られた財源の下、これまで取り組んできた補助事業の成果・効果を踏まえ、対象事業の見直し・改善を図るとともに、変化する時代の新たな課題や要請についても検討を重ねていくことが必要とされています。

抜本改正後 4 回目を迎える平成 27 年度補助方針の策定にあたって、PDCA サイクルによる評価（平成 23 年度・平成 24 年度補助事業まで終了）及び、これまでの委員会審議・審査コメント等が出された意見や補助ニーズの変化に配慮し、以下の内容を中心に補助事業を実施します。

I. 平成 27 年度補助事業全般について

1. 機械・公益共通

- (1) 広範囲である現在の補助メニューについては、安定的な補助事業とするため原則踏襲します。
- (2) 健康・医療・介護・福祉と工学の連携等、機械枠・公益枠の双方の領域にまたがる事業や研究活動に関する申請内容や問合せが増えていることなどから、機械枠・公益枠の類似補助メニューについて、補助率の見直しを含めた再整理を行い、より多くの申請に対応できるように改めます。
- (3) 安全・安心な社会・地域づくり、仕組みづくりに関する事業並びに安全・安心を社会にもたらす機械技術に関する事業を重点的に支援します。
- (4) グローバル化に対応するための人材育成につながる事業に引き続き注目して支援します。

2. 補助メニューの一部見直し

補助事業の成果・効果を高めるため、分野別補助メニューの一部見直しを図ります。

なお、主な内容は以下の通りです。

(1) 機械関係

- ・ 現行の「安全・安心」の概念に加えて、新たに「生活の質の向上に資する取組み」に関し、①健康・医療・介護・福祉と工学の連携・②IT技術を用いたニーズの高まりなど、機械枠・公益枠の双方の領域にまたがる事業について、技術革新・ものづくり及びそれらを取り巻く環境整備に資する観点から機械枠で明確に取り扱うこととします。
- ・ 次世代（軽量化・安全性向上の技術革新及び社会環境への配慮）につながる自転車・モーターサイクルに関する事業を奨励します。
- ・ 公設工業試験研究所が企業、大学等と連携し地域産業創出につながる試作開発などの共同研究を新たに支援します。

(2) 公益関係

- ・ 地域の中で共生できる社会の実現を目指す事業を支援します。
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定を踏まえ、自転車競技の競技力向上につながる事業を支援します。
- ・ 「新世紀未来創造プロジェクト」については、対象事業を拡大することで更なる活用を図ります。

3. 補助事業審査関係（機械・公益共通）

継続事業（複数年事業を含む）については、前年同様、過年度の成果を踏まえて審査を行います。特に申請書類の記述内容を解り易いものに改め、審査時における当該事業の実績や問題点の改善状況などを平易に把握できるよう改善します。

なお、JK A補助事業の向上を図るために、事業者に対してPDCAサイクルへの理解及び自己評価制度の主旨について引続き理解と協力を促していきます。

II. 平成27年度補助事業の分野別留意点について

1. 機械工業振興補助事業

(1) 振興事業補助

① 安全・安心に資する取組みのうち、特に人命事故に関わるもの（重点事業）

現在「安全・安心に資する取組み」は、「特に人命事故に関わるもの」は補助率が3/4であり、それ以外のは2/3と区分している。健康・医療・介護・福祉の領域も今後重要になることから、この分野に加える。

② 安全・安心に資する取組み（重点事業）

上記①以外の「安全・安心に資する取組み」も補助率（2/3→3/4）を見直す。

③ 環境にやさしい自転車・モーターサイクル（重点事業）

「環境にやさしい自転車・モーターサイクル」という表現が申請する側にとって分かりづらいことから、これを分かりやすい表現「次世代（軽量化・安全性向上の技術革新及び社会環境への配慮）につながる自転車・モーターサイクルに関する事

業」に改めるとともに補助率（2/3→3/4）を見直す。

④ 国際競争力強化に資する標準化（重点事業）

標準化策定に向けた取組みや標準化の国際交渉に対応できる人材育成に関する事業に対して引続き支援する。

⑤ 公設工業試験研究所等

ア．公設工業試験研究所等における機器整備事業は、地域における中小機械工業の振興に重要な役割を果たしており、重点事業として引続き支援する。

イ．平成 26 年度より上記ア．以外に人材育成型事業も対象となるように「公設工業試験研究所等における機械設備拡充事業等[※]」という表現としたが、申請する側にとって分かりづらいことから上記ア．機械設備拡充事業とは別掲し、これを分かりやすい表現「公設工業試験研究所等における[※]地域の特性を活かし、好循環につながる産業の創出・人材育成に資する事業」として、重点事業としてメニュー化する。

ウ．公設工業試験研究所が企業、大学等と連携し地域産業創出につながる試作開発などの共同研究を新たに一般事業としてメニュー化する。

⑥ ものづくり支援（一般事業）

ものづくり支援に資する、先端技術の開発、知的財産の創出、付加価値の向上、新規事業の創出等に係る事業について引続き支援する。

⑦ 地域の中堅・中小機械工業の振興（一般事業）

地域の中堅・中小機械工業の振興に資する事業基盤の強化や新規事業の展開等に係る事業について引続き支援する。

⑧ 機械工業における環境、医療・福祉分野等の振興（一般事業）

現行は（3）「機械工業における環境、医療・福祉分野等の振興」で、①3R②省エネ③新エネ④長寿命化⑤医療・福祉機器の開発、を包含しているが、⑤医療・福祉機器の開発を重点事業に移行する。

・分割することに伴い、現行（3）を「機械工業における環境の振興」に改め、ニーズ[※]が高まっている健康と介護を包含したメニューとして、「機械工業における健康・医療・介護・福祉分野の振興」を新たに重点事業としてメニュー化する。

※医療・福祉分野等の振興に係る要望については、医療・福祉のみならず、国民の健康の維持・増進を支えるための機器開発への支援や、福祉・介護分野が直面する課題（介護する側の負担軽減、介護される側の自立支援）の解決を図るため、医療・福祉分野に加え健康及び介護も対象とし、安全・安心に資する取組み（重点事業）に移行する。

（2）研究補助

機械工業の振興に資する「独創的な研究の促進を通じた成果の社会還元」（個別研究）及び「若手研究者のキャリアアップによる人材育成」（若手研究）について引続き支援する。

なお、研究事業は流動的な要素が大きいいため、研究の進捗上やむを得ない理由、合理的な変更理由がある場合のみ計画変更等の弾力運用を行う。

(3) 緊急事業への支援

通年で申請ができる同事業（実施時期に対応しなければ事業効果が得られない事業に限定）は、申請する側にとって分かりづらいことから、これを「緊急的な対応を必要とする事業への支援」に改め、引続き実施する。

2. 公益事業振興補助事業

(1) 公益の増進

「自転車・モーターサイクル」「文教・社会環境」「国際交流」「体育・スポーツ」「医療・公衆衛生」について、以下に挙げる点に留意しつつ、重点事業または一般事業として引続き支援する。

① 自転車・モーターサイクル（重点事業）

競技力向上に資する自転車・モーターサイクル競技は、競輪振興法人、オートレース振興法人として継続して注力していくべき分野であることから、引続き支援する。

中でも 2020 年の東京オリンピック開催に向け、自転車競技の競技力向上に配慮する。

② 文教・社会環境（重点事業）

現在、「文教・社会環境」は重点事業と一般事業のそれぞれに補助メニューが設定されているが、重点事業については「社会環境」に特化し、安全・安心な社会づくりを目指す活動や地域社会の安全・安心に資する活動について重点的に支援する。

③ 国際交流（重点事業）

グローバル化に対応するための人材育成を通じた国際交流活動に対して引続き支援する。

④ スポーツ

「スポーツ基本法」の基本理念を踏まえた事業に引続き支援するとともに、目的別にメニューを再設定する。

⑤ 医療・公衆衛生

難病に関する研究機器の適合性について、従来「難病指定」を原則としていたが、難病に指定されていない希少難病も対象に含める。

⑥ 文教・社会環境

これまで重点事業の「文教・社会環境」で支援していた一部の活動（親と子のふれあい交流活動、地域に根ざした自然・文化・遊び体験活動）について、当該分野に移行する。

⑦ 新世紀未来創造プロジェクト

より多くの要望を喚起するため、児童・生徒が参加・体験を通じ地域共生型社会

の実現を目指す力を身につける社会福祉活動について新たに支援する。

(2) 社会福祉の増進

「児童」「高齢者」「障害者」「幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備」について、以下の点に留意し引続き支援する。

中でも「児童」「高齢者」「障害者」については、それぞれの視点に立ちつつ地域の中で結び付け共生できる社会の実現を目指す活動に着目して支援する。

① 児童

虐待防止のための取り組みについて引続き配慮する。

また、地域ぐるみで子どもの健やかな成長を育む活動に配慮する。

② 高齢者

認知症予防や独居高齢者対策、地域包括ケアなど、高齢者をめぐる新たな問題について引続き配慮する。

③ 障害者

障害者福祉及び補助犬やバリアフリーなど、障害者の社会参加を通じ共生社会の実現に向けてサポートする取り組みについて引続き配慮する。

④ 「児童」「高齢者」「障害者」の複合領域による地域社会支援

「児童」「高齢者」「障害者」のカテゴリーを複合的に取組む事業を対象とする。

⑤ 幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備

その他福祉活動事業について、これまで重点事業の「文教・社会環境」で支援していた一部の活動（引きこもり・不登校に対する支援、弱者をいじめ、暴力及び事故や犯罪から守るための活動）について、当該分野に移行し補助率（2/3→3/4）を見直す。

(3) 非常災害の援護

大規模自然災害に備え、引続き援護・支援する。

(4) 地域振興（東日本大震災復興支援）

東日本震災復興支援活動は、地域の取り巻く環境の変化など様々なニーズに対応し3年が経過したが、引続き支援していくため、「地域振興」の中に含まれていた「東日本大震災復興支援」をメニュー化する。

(5) 緊急事業への支援

通年で申請ができる同事業（実施時期に対応しなければ事業効果が得られない事業に限定）は、申請する側にとって分かりづらいことから、これを「緊急的な対応を必要とする事業への支援」に改め、引続き実施する。

補助事業プレゼンテーション資料

一般社団法人 日本教育情報化振興会

補助事業名

～ICT 社会における安全・安心確保に関する補助事業～
(機械工業における安全・安心に資する取組みに関する事業)

一般社団法人日本教育情報化振興会 事務局次長 藤本 康雄
総務課長 赤松 伊佐代

平成24年度

ICT社会における安全・安心確保に関する補助事業 説明資料

平成26年7月11日

一般社団法人日本教育情報化振興会

目 次

1.	団体の概要 3
	・JAPETとの合併	
	・主な事業	
	・自主事業の変遷(旧CEC分)	
2.	補助事業の内容 6
2.1	情報モラル講師育成	
	・背景	
	・開催地域	
	・セミナー風景	
2.2	インターネットリテラシーの育成	
	・背景	
	・成果物	
3.	指摘事項に関する説明11

1. 団体の概要 ・JAPETとの合併

■一般社団法人日本教育情報化振興会(略称 JAPET&CEC)は、平成26年4月1日、

旧一般社団法人日本教育工学振興会 (略称 JAPET)
旧一般財団法人コンピュータ教育推進センター(略称 CEC)

が合併して誕生しました。

■それぞれの今までの事業を継続しつつ新たな事業にも着手してまいりますので、今後とも宜しくお願い致します。

■学校でのよりよい教育の実現に向け教育の情報化を推進する為に、
①ICTの活用普及・推進活動 ②省庁への提言・提案 ③調査・研究
開発 ④教育産業の健全な発展推進 ⑤情報活用能力育成
を行っている。



1. 団体の概要 ・自主事業の変遷(旧CEC分)

現在

■平成20年度より、省庁関係の請負事業の減少に伴い学校教育現場の教員や児童・生徒を対象とした自主事業を中心に実施。

事業	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
1. 教育におけるICT利用促進のための調査研究事業	学校情報セキュリティ標準仕様(学校DSS)		学校テレワーク(倉敷市、妙高市、三木市)		モバイル端末を活用した学習環境		モジュール型教材		
	21世紀にふさわしい学校教育			ICT支援員		21世紀型コミュニケーション力			
	高校における情報教育(経産省事業)		青少年のインターネット・リテラシーの調査(総務省事業)						
2. 教育の情報化普及促進事業	MTMコンクール	MTMコンクール	MTMコンクール	ICT夢コンテスト	ICT夢コンテスト	ICT夢コンテスト	ICT夢コンテスト	ICT夢コンテスト	
	教育の情報化推進フォーラム(毎年3月に開催、下記は年度毎のテーマ) 情報活用能力を高めよう 教育現場をICTでより豊かにしよう！ すべての先生・子どもにICT活用力を！ 多様化するICT環境で学び合おう 今、21世紀にふさわしい学びの実現を、すべての人に！ スマホ時代の学びと冒険								
							2020年の教育ICT活用研究会		
3. 教育現場のICT安全安心対策事業	★ 親子のためのネット社会の歩き方			★ 講師育成		教育現場のICT安全安心			
	情報モラル講師育成(文科省事業)					ネット社会の歩き方講師育成 つながり依存 21世紀型コミュニケーション力講師育成			

2. 補助事業の内容

2.1 情報モラル講師育成 ・背景

■派遣した講師が直接児童生徒に授業を行う形態では、平成20年度750人、平成21年度1,500人、平成22年度3,000人と**限定的**。受講できる児童生徒を増やす為に、平成23年度より児童生徒に教えることができる**教員を育成する**事とした。

スローガン

『**全ての教員が全ての教科で情報モラル教育を**』

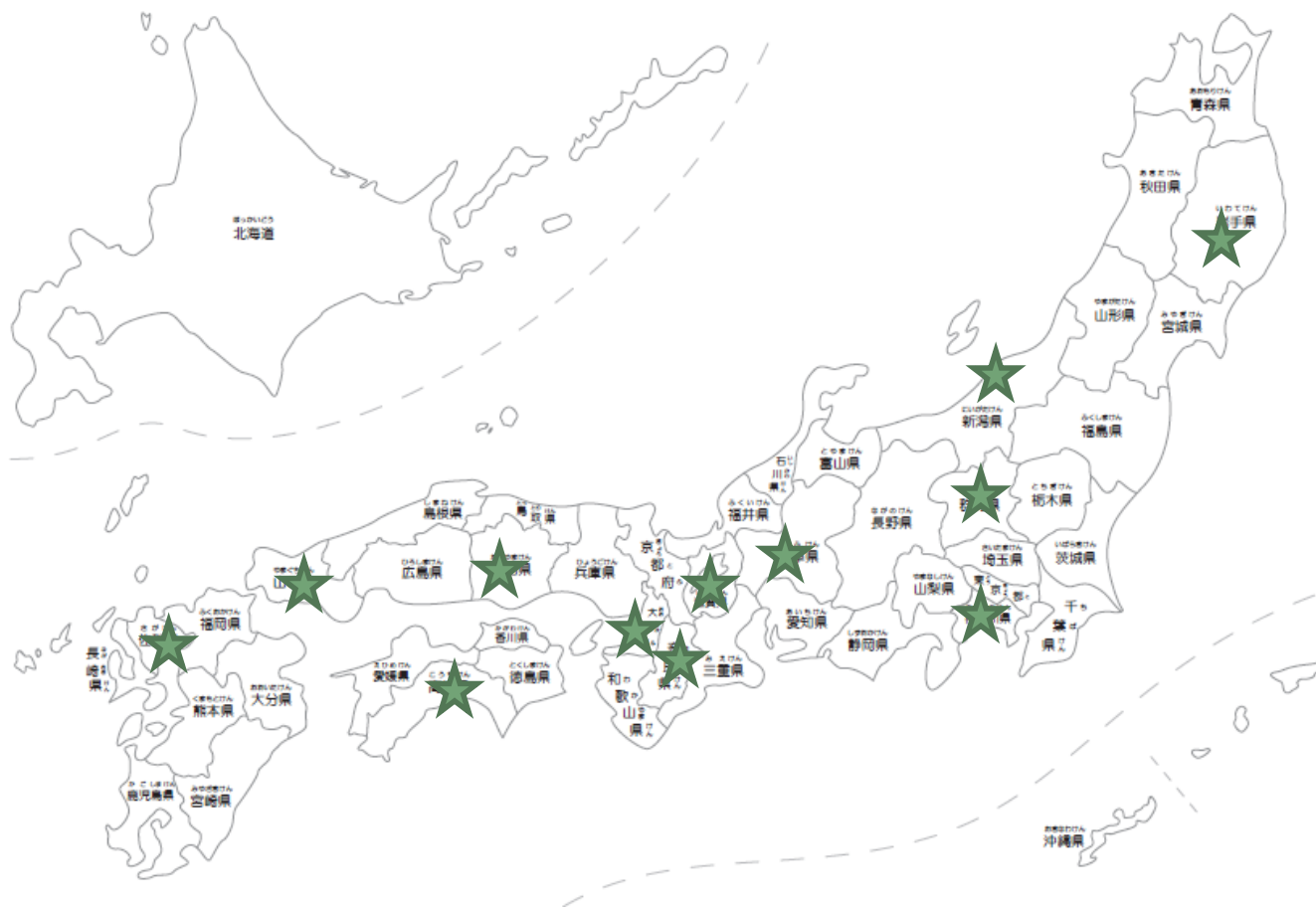
- ・ 「テキスト」…新規開発。読み上げ原稿付きで準備し、そのまま二次的な校内研修会等で活用できるよう配慮。
- ・ 「親子のためのネット社会の歩き方」……参考資料として
- ・ 「情報モラル指導者研修ハンドブック」…文部科学省提供
- ・ 「情報モラル教育実践ガイダンス」……文部科学省提供



2. 補助事業の内容

2.1 情報モラル講師育成 ・開催地域

■都道府県及び中核市以上(約90地域)の教育委員会へセミナーの開催を案内し、応募団体の中からCEC内の委員会で**15教委**採択。



都道府県	受講者数
岩手県	36名
群馬県	83名
神奈川県	12名
新潟県	29名
岐阜県	72名
滋賀県	20名
大阪府	16名
奈良県	12名
岡山県	62名
山口県	46名
高知県	112名
佐賀県	66名
計12地域	566名

2. 補助事業の内容

2.1 情報モラル講師育成 ・セミナー風景

- 実施時期 2013年12月2日
- 場所 栃木県教育センター
- 対象者 指導主事、各校の情報担当主任
- テーマ ネット社会の歩き方を活用した情報モラル教育の進め方



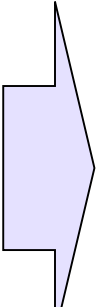
2. 補助事業の内容

2.2 インターネットリテラシーの育成・背景

■平成23/24年度に、総務省案件として、ネット上のトラブル事例を分析。リスクヘッジに必要なリテラシーを定義しテストを開発。高校1年生を調査。**スマホを60%近く保有しているにもかかわらずリテラシー低い。**

◆フィルタリングで守ってもらう◆

◆自身のリテラシーで守る◆



「青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置」

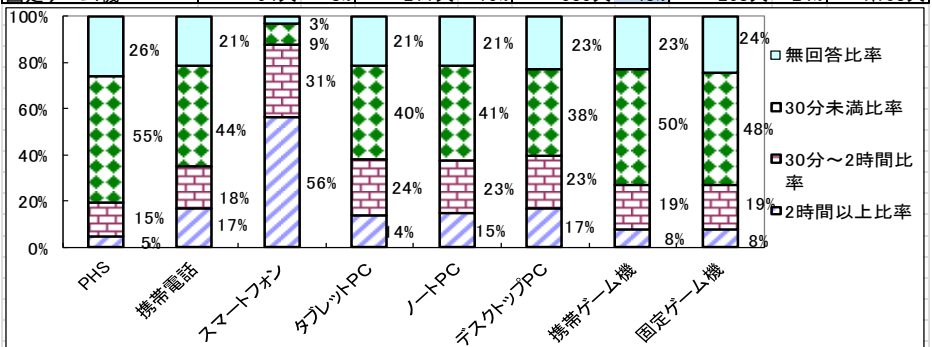
「インターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置」



羽衣学園高等学校における調査の様子

図表6.1-3 1日の使用時間(アンケート04)
(機器は複数選択)(一機種内では単一選択)
* アンケート02で該当の機器を保有していると回答した青少年(PHS:66人、携帯電話:531人、スマートフォン:2,921人、タブレットPC:431人、ノートPC:1,517人、デスクトップPC:799人、携帯ゲーム機:1,473人、固定ゲーム機:1,108人)の内訳
* 比率=当該機器を当該時間使用すると回答した人数/当該機器を保有していると回答した人数

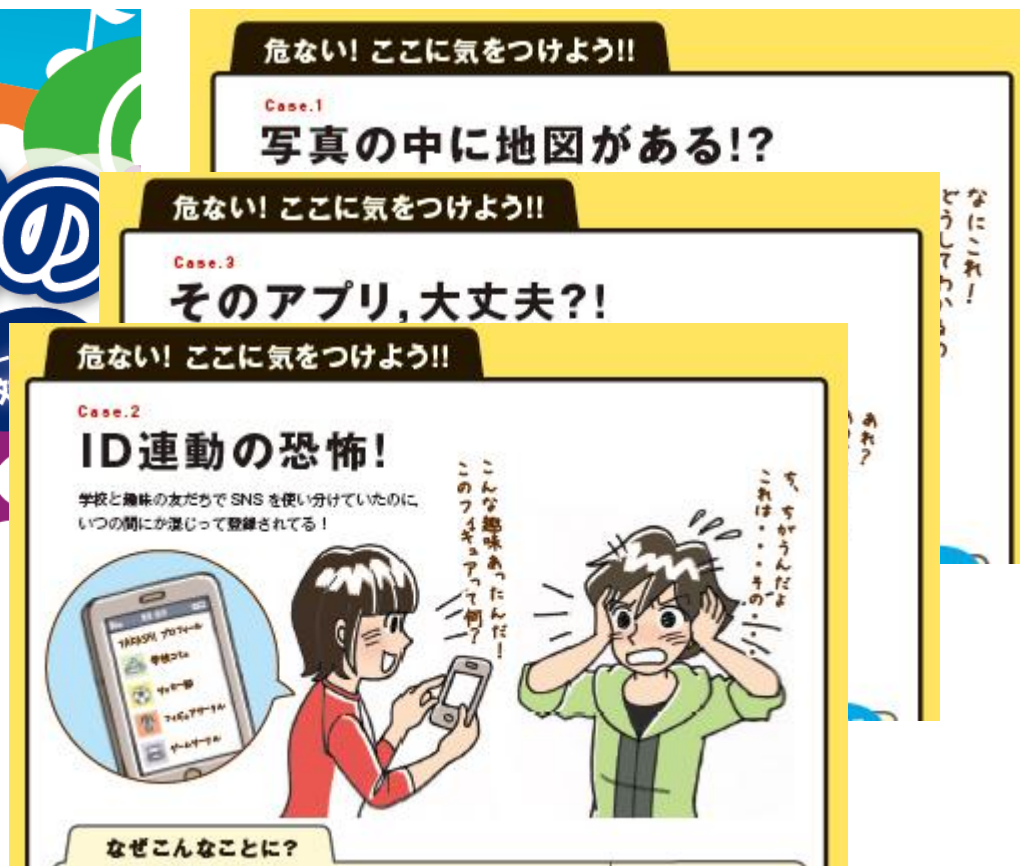
	2時間以上比率		30分~2時間比率		30分未満比率		無回答比率		小計
PHS	3人	5%	10人	15%	36人	55%	17人	26%	66人
携帯電話	92人	17%	96人	18%	231人	44%	112人	21%	531人
スマートフォン	1,647人	56%	916人	31%	267人	9%	91人	3%	2,921人
タブレットPC	60人	14%	105人	24%	174人	40%	92人	21%	431人
ノートPC	223人	15%	354人	23%	626人	41%	314人	21%	1,517人
デスクトップPC	134人	17%	180人	23%	305人	38%	180人	23%	799人
携帯ゲーム機	113人	8%	283人	19%	735人	50%	342人	23%	1,473人
固定ゲーム機	94人	8%	211人	19%	535人	48%	268人	24%	1,108人



2. 補助事業の内容

2.2 インターネットリテラシーの育成・成果物

■平成25年3月にホームページで公開。当時、問題になりつつあった**ジオタグ**や**ID連動**などの事例をいち早く取り込んだ。平成25年度より、情報モラル講師育成事業でも使用し啓蒙中。また、平成25年度のデータであるが、「ネット社会の歩き方」HPへのアクセスは**月間10万回以上**。



3. 指摘事項に関する説明

■『本来、教育委員会ですべきことでないか』とのご指摘

➡ その通りですが、一部の先進的な教育委員会以外では、国語や算数などの一般的な教科への対応で精一杯で、「**情報モラル**」まで手が回っていないのが実情です。

➡ 文部科学省の学習指導要領では、全ての教員が全ての教科で「**情報モラル**」を指導する事とされていますが、「**情報モラル**」という科目も教科書ありません。その為、地方自治体の教育委員会では苦勞して教材を作成していますが、**統一性は無くバラバラ**です。児童生徒に対して地域毎にバラバラなレベルで指導することは好ましくなく、我々のような中立的な団体が**同一レベルで実施する**事には意義が有ると思います。

➡ 更に、**時代を先取りする事例**は、我々が委嘱したような先進的な委員を複数人集めなければ具現化できないと思います。

3. 指摘事項に関する説明

■『外部委託比率が、高いのではないか』とのご指摘。

☞ その通りです。教員向けのセミナーの講師は**教員資格を有している**ことが第一条件で、自ずと講師は有資格者に依頼する事となり、外部委託比率が高くなっております。

☞ また、成果物で示したような冊子作成においては、**生徒に興味を持って読ませる**事が重要で、**イラストを適宜交える**必要があります。その為には、イラストレータという特殊スキルの保有者が必須であり、外部委託比率が高くなっております。

☞ しかしながら、これらの事を的確にインテグレート(**研修会で得た教員の声**を冊子開発に反映させる事)するのは我々にしかできないと思っています。

